

令和2年度
固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務
(中部経済産業局の固定価格買取制度における
事業計画実施状況等の円滑な遂行に関する調査)

報 告 書

令和3年3月

JEC 株式会社ジェック経営コンサルタント

1. 事業概要	2
2. 現状及び課題の整理	6
3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務	22
4. 通報案件の整理・対応策	52
5. トラブルの発生を防ぐ予防策	70
6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）	86
7～10. 資料	118

1. 事業概要

1-1. 事業の目的

- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT制度」）が導入されて以降、再エネ導入量は大きく拡大し、中でも、急速に拡大した太陽光発電は、安全面、景観、環境への影響等に対する地域の懸念により、トラブルが多発することとなった。
- 2017年（平成29年）4月に施行した改正FIT法においては、認定事業者に対して、発電設備への標識及び柵塀等の設置を義務づけた。しかしながら、改正FIT法の経過措置期間後においても未だ標識や柵塀等が未設置あるいは不適切な設置事例の情報が多く寄せられており、これらの認定事業者に対しては、各地方経済産業局が必要に応じて不適切事案として指導を行ってきている。
- また、『事業計画策定ガイドライン』では、事業計画作成の初期段階から地域住民との適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を進めるよう努めることとされているが、実際には地域住民との間でトラブルになっている案件も多い。



- そのため、不適切な事案については、必要に応じ注意喚起や指導等を行うとともに、指導等に従わない認定事業者に対しては、認定取消し等の厳格な対応を行う必要がある。
- また、トラブルが生じている事案については、トラブル収束に向けた取り組みを促すとともに、違反が確認された場合には厳格な対応を行う必要がある。
- さらに、予防の観点からも、不適切な事案の発生原因を調査し、不適切な事案の減少に寄与する取り組みを検討することが望まれている。



- これらを踏まえ、本事業では、社会全体でのトータルコストの削減、「FIT制度」における審査の迅速化の実現及び不適切な事案の問題解決プロセスを構築するため、様々な解決策を積極的に追求できるよう、実際に起きている通報案件から現状把握を試みてリサーチし、担当課の継続した業務体制構築に資する改善策の提案・実現・調査を行うことを目的とする。

※本事業では、本事業の一つとして設置した「中部再エネ発電設備地域サポート窓口」に通報のあった案件を基に、問題解決のプロセスを整理した。また、通報案件の大半を占める太陽光発電に絞って取りまとめを行った。

1. 事業概要

1-2-1. 本事業における実施項目

- 本事業では、以下の項目について、実施及び取りまとめを行った。

(1)「中部再エネ発電設備地域サポート窓口」の設置及び不適切事案の対応

- ・ 専用の業務支援要員を配置したサポート窓口を設置し、自治体や地域住民等から寄せられる不適切事案の情報を収集し、事案解決に向けた連絡調整・対応を実施した。

(2)自治体からの情報収集

①「FIT制度に関する自治体関係会議」の開催

- ・ 東海地区の自治体関係者を対象とした「FIT制度に関する自治体関係会議」を開催し、FIT制度に関する動向や発電事業者への指導状況、条例・ガイドライン等の運用状況について、情報共有及び意見交換を実施した。

②再生可能エネルギーに関わる問合せ対応状況に関するアンケート

- ・ 東海3県の連携自治体に対して、不適切事案の対処状況等を把握するためにアンケートを実施し、取りまとめを行った。

③FIT制度に関わる自治体連携に関するアンケート

- ・ 北陸2県の担当課に対して、FIT制度に関する自治体連携体制のニーズや、FIT制度の円滑な事業実施方法等についてアンケートを実施し、取りまとめを行った。

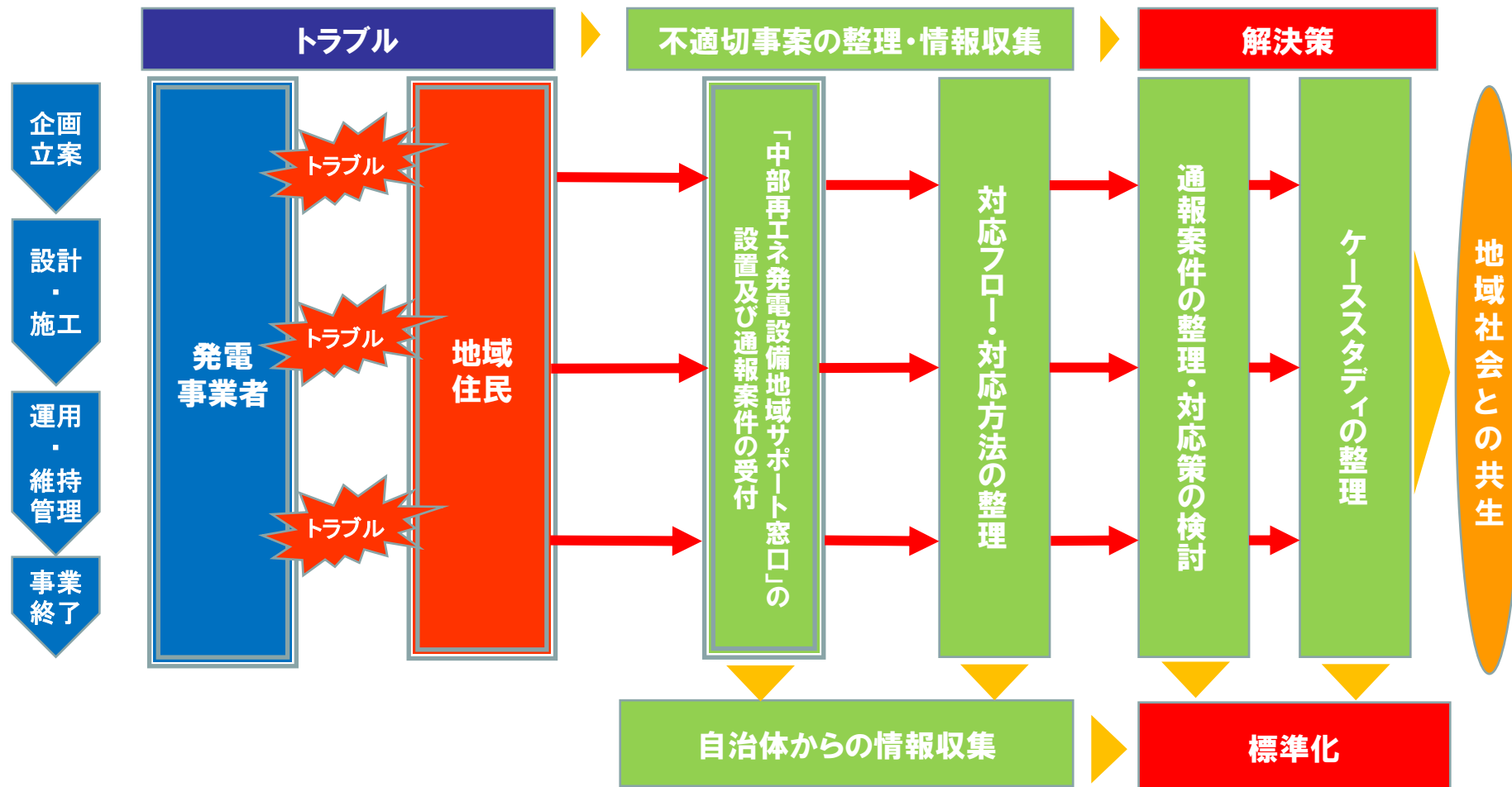
(3)FIT関連業務の標準化に向けた調査及び資料作成

- ・ (1)及び(2)の業務を通して収集した情報等を整理し、業務対応方法の標準化、業務対応フロー表等の作成を実施した。

1. 事業概要

1-2-2. 本事業における実施項目

- 本事業では、サポート窓口寄せられた実際の通報案件を整理し、解決方法の標準化を図った。



2. 現状及び課題の整理

2. 現状及び課題の整理

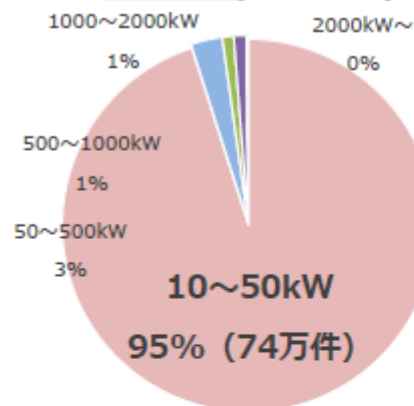
2-1. 太陽光発電事業の現状

- FIT制度の対象となる再生可能エネルギーは、「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の5つのいずれかであり、現状(2019年度)、再エネ(水力を除く)の発電比率は10.3%。そのうち、「太陽光」が発電比率の6.7%を占めている。

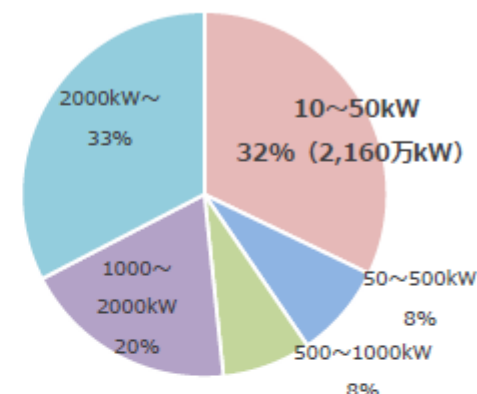
(1) 事業用太陽光発電の動向

- 2019度3月末時点のFIT認定容量は約9,330万kWであり、このうち約80%を太陽光発電が占めている。
- 10～50kWの小規模太陽光が件数ベースで95%を占め、容量ベースでも30～40%程度にのびっている。(右図参照)**
- 直近3年度(2017～2019年度)の平均認定量は約390万kWとなっており、うち、事業用太陽光は約320万kW。
- 事業用太陽光約320万kWのうち、約200万kW分が10～50kWの小規模太陽光となっている。
- このように、10～50kWの小規模太陽光が認定件数ベース、導入件数ベースでもFIT制度のほとんどを占めていることから、**不適切事案の通報案件としても、10～50kWの小規模太陽光の通報案件が大半を占めている。**

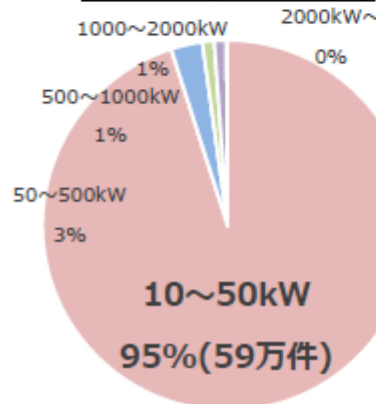
認定件数(計78万件)



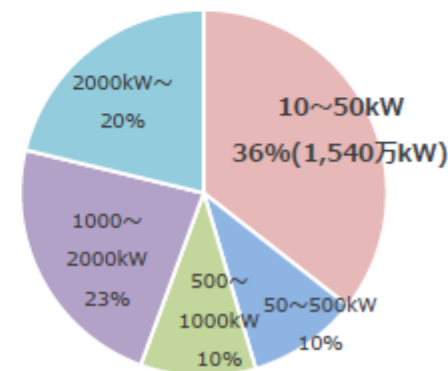
認定容量(計6,720万kW)



導入件数(計62万件)



導入容量(計4,330万kW)



(出典) 経済産業省中部経済産業局「再エネ型経済社会」の創造に向けて～再エネ主力電源化の早期実現～」より抜粋

2. 現状及び課題の整理

2-1. 太陽光発電事業の現状

(2) 太陽電池発電設備の設置に係る法制上の取り扱い

- FIT制度認定の申請については、50kW未満と50kW以上に分かれている。
- これは、経済産業省の『太陽電池発電設備の設置に係る法制上の取り扱いについて』で示される、法制上の違いによるものである。
- 50kW以上では必要とされる基準や手続き、義務等が増える。また、電気主任技術者を選任しなければならず、月に数万円程度の経費が必要となる。
- コスト面や手続き、保安規定を定める等の煩雑さがあるため、50kW以上の発電設備を設置できる広さがあったとしても、**50kW未満で抑えようとする傾向**がある。

50kW未満の発電設備	50kW以上の発電設備
• 電気事業法上は小出力発電設備となり、「一般用電気工作物」になる。 • 電気工事士（第一種または第二種）が作業を行う必要がある。 • 電気主任技術者の選任は不要。	• 電気事業法上は発電用の電気工作物（発電所）となり、「自家用電気工作物」になる。 • 経済産業省が定める技術基準に適合するように電気工作物を維持する義務がある。 • 第一種または認定電気工事従事者が作業を行う必要がある。 • 保安規程を定めて届け出る義務がある。 • 電気主任技術者を選任して届け出る義務がある。

2. 現状及び課題の整理

2-1. 太陽光発電事業の現状

(3) 太陽光発電事業を取り巻く法改正等の主な動向

- 太陽光発電事業をめぐるのは、適正かつ適切な事業実施の確保を図るために、最近では以下のような法制度等の見直しや取り組みが行われている。

① 低圧事業者に対する措置

内容	法令等	年度
10kW以上50kW未満の小規模用事業用太陽光発電に自家消費型(発電量の30%以上は自家消費)の要件(「地域活用要件」)を設定。 - 低圧発電は余剰電力の買取のみに。	改正FIT法	2020年4月～
小出力発電設備(50kW未満の太陽光と20kW未満の風力発電設備の所有者等を報告対象化)	改正電気事業法	2020年
小出力発電設備の設置者などに対しても、国への事故報告を義務づけ	改正電気事業法	2021年4月～

② 安全面の不安払拭・安全確保

内容	法令等	年度
FIT認定事業者に対して設置設備への柵塀・標識の設置を義務づけ	改正FIT法	2017年4月～
柵塀・標識等の設置義務についての注意喚起	—	2018年11月
条例も含めた関係法令の遵守を義務づけ - 関係法令遵守違反の場合には、指導及び助言、改善命令、認定取消し等の対応	改正FIT法	2017年4月～
電気事業法に基づく技術基準の整合性に疑義のある案件への取締り	改正電気事業法 改正FIT法	2019年～
太陽光発電設備の斜面設置に係る技術基準の見直し	電気設備の技術基準の解釈	2020年～

2. 現状及び課題の整理

2-1. 太陽光発電事業の現状

③地域共生に向けた取り組み

内容	法令等	年度
・『事業計画策定ガイドライン』において、関係法案・条例の遵守、住民との適切なコミュニケーションの努力義務化	事業計画策定ガイドライン	2017年
・地方自治体の条例等の先進事例を共有する情報連絡会の設置により、自治体での条例策定等の自律的な制度整備を支援	—	2018年～
・FIT認定情報の公表拡充 ・（公表情報のさらなる拡大を検討中）	改正FIT法	2020年
・FIT認定前時点での申請に係る情報について、認定前に自治体へ情報提供	—	一部実施
・条例データベースの構築	—	検討中

④太陽光発電設備の廃棄対策

内容	法令等	年度
・廃棄等費用の積立計画と進捗状況の報告を求め、実施状況を公表	改正FIT法	2018年～
・廃棄等費用の外部積み立て義務化	改正FIT法	2020年

2. 現状及び課題の整理

2-2. 太陽光発電事業の実施にあたり【事業計画の認定】

- 太陽光発電事業を実施するには、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、認定を取得する必要がある。

(1) 主な認定基準

- 発電事業計画が認定を取得するためには、以下の認定基準の全てを満たしていることが必要である。

項 目	内 容
土地の確保	再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、またはこれを確実に取得すると認められたこと、調達期間が終了するまでの間、同一の設置場所で発電を行う計画であること。
分割禁止	特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと。
設備の決定	認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が決定していること。
接続の同意	再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電氣的に接続することについて電気事業者の同意を得ていること。
保守点検及び維持管理	再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること。
設備の廃棄	再生可能エネルギー発電設備の廃棄その他の認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること。
関係法令の遵守	関係法令(条例を含む)の規定を遵守すること。

認定申請時までに事業実施にあたって必要な
全ての手続きを終えておく必要はない。

(出典)「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック2020年版」をもとに作成

2. 現状及び課題の整理

2-2. 太陽光発電事業の実施にあたり【事業計画の認定】

- 『事業計画策定ガイドライン』には、事業者が発電事業を行うにあたっての「遵守事項」及び「推奨事項」が記載してある。また、「ガイドラインに記載されている事項については、**全て再生可能エネルギー発電事業者の責任において実行すべきもの**」と明記されている。

(2)『事業計画策定ガイドライン』の記載事項例

- 以下の項目が、ガイドラインに記載されている主な「遵守事項」及び「推奨事項」である。

【遵守事項に違反した場合】

- 認定基準に適合していないとみなされ、FIT法に基づく**指導・助言、改善命令、認定の取消し等の措置が講じられる可能性**がある。

【推奨事項を怠っていると認められる場合】

- FIT法に基づく**指導・助言等の対象となる可能性**がある。

遵守事項	推奨事項
● 自治体に対して計画を説明し、適用される関係法令・条例の確認を行う。	● 説明会の開催など、地域住民との適切なコミュニケーションを図る。
● 発電事業者名、保守管理責任者名、連絡先等の情報を記載した標識を掲示する。	● 発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずる。
● 柵塀等の設置により、第三者が構内に立ち入ることができないような措置を講じる。	● 民間団体が作成したガイドラインを参考にし、保守点検及び維持管理を実施する。
● 保守点検及び維持管理計画を策定し、これに則り保守点検及び維持管理を実施する。	● FITの調達期間終了後も設備更新することで、事業を継続する。
● 廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに発電設備を処分する。	

(出典)「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック2020年版」をもとに作成

2. 現状及び課題の整理

2-3. 太陽光発電事業の実施にあたり【関係法令の整理】

- FIT制度認定申請時に提出する「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」には、以下の法令等の該当状況を記載することになっている。

(1) 太陽光発電事業に関連する主な関係法令

- 発電事業計画の認定申請を行う際に、以下の関係法令のチェックリストがあるが、通報案件の多くに関連するのは、主に「★」印の法令である。

	関係法令	該当項目	ポイント
1	国土利用計画法	土地売買等の届出	・ 一定面積以上の土地取引には届出が必要。
2	都市計画法	開発許可	・ 一定の開発行為について許可が必要。
3	河川法	工作物の新築棟の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	・ 設置場所が「河川区域」または「河川保全区域」に該当するか。
4	港湾法	港湾区域内の水域または港湾隣接地域における占用許可、臨港地区内における行為届出	・ 設置場所が「港湾隣接地域」または「臨港地区」に該当するか。
5	海岸法	海岸保全区域等の占用許可	・ 設置場所が「海岸保全区域」に該当するか。
6	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	・ 設置場所が「急傾斜地崩壊危険区域」に該当するか。
7	砂防法★	砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	・ 設置場所が「砂防指定地」に該当するか。
8	地すべり等防止法★	地すべり防止区域またはぼた山崩壊防止区域内の行為許可	・ 設置場所が「地すべり防止区域」または「ぼた山崩壊防止区域」に該当するか。
9	景観法★	景観法に基づく届出	・ 設置場所が「景観計画区域」に該当するか。

2. 現状及び課題の整理

2-3. 太陽光発電事業の実施にあたり【関係法令の整理】

	関係法令	該当項目	ポイント
10	農業振興地域の整備に関する法律★	市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	- 設置場所が「農業振興地域」に該当するか。 「農地法」と併せて要確認。
11	農地法★	農地転用許可	設置場所が「農地」に該当するか。
12	森林法	林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出手続	設置場所の森林が「地域森林計画」の対象となっている民有林に該当するか。
13	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	設置場所が「埋蔵文化財包蔵地」に該当するか。「史跡」「名勝」「天然記念物指定地」に該当するか。
14	土壤汚染対策法	土地の形質変更届出	3,000㎡以上の土地の形質変更を行うか。
15	自然公園法	工作物新築許可等	設置場所が「自然公園」に該当するか。
16	自然環境保全法	工作物新築許可等	設置場所が「自然環境保全地域」に該当するか。
17	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の管理地区の行為許可等	設置場所が「生息地等保護区の管理地区」に該当するか。
18	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可	設置場所が「鳥獣保護区の特別保護地区」に該当するか。

2. 現状及び課題の整理

2-3. 太陽光発電事業の実施にあたり【関係法令の整理】

	関係法令	該当項目	ポイント
19	環境影響評価法・条例	環境影響評価手続	【環境影響評価法】 - 第一種:4万kW以上の太陽光発電事業 - 第二種:3万kW以上4万kW未満の太陽光発電事業 【環境影響評価条例】 - 地方公共団体の定める対象要件
20	その他★	その他法律・条例に係る手続	自治体が独自に定めた条例等があるか。

(2) 地方自治体の規制体系

- 太陽光発電事業においては、自治体が独自に定めた条例やガイドライン等と関係することから、地方自治体の規制体系を以下のとおり整理した。

法的拘束力	規制体系	内容
あり	条例	・ 法律同様。自治体ごとの独自ルールで、条例の規定に違反した場合も、条例が定める罰則に問われる。
	施行規則	・ 条例を補足する詳細事項。罰則も適用される。
なし	ガイドライン	・ 関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や基準となる目安を示したもの。
	指導要綱	・ 行政指導するにあたって、その内容や判断基準。
	要綱	・ 事案に対する基準やその事務の取扱いについて定めたもの。
	要領	・ 大綱的に定める「要綱」に対し、細目的に定めたもの。

2. 現状及び課題の整理

2-4. 太陽光発電事業の実施にあたり【認定後の注意事項】

- FIT制度では、認定後にも定期的な報告義務や変更手続き等が義務づけられている。
- そのため、認定後に実施すべき事項を押さえておく必要がある。

(1) 定期報告義務

- 定期報告の提出は認定基準として義務づけられている。
- 期限までに提出がない場合には、経済産業大臣による指導や認定取消し等の対象となる可能性がある。
- 認定事業者は、認定を受けた発電設備の設置に要した費用の報告(①設置費用報告)及び認定発電設備の年間の運転に要した費用の報告(②運転費用報告)を行う必要がある。

発電設備の分類		内 容	
		①設置費用報告(増設費用報告)	②運転費用報告
太陽光発電設備	10kW未満の設備※	必要 (増設費用報告は不要)	経済産業大臣が求めた場合に必要
	10kW以上の設備	必要	

※特例太陽光発電設備は、設置費用報告、運転費用報告とも不要

※10kW未満であっても増設により10kW以上になった場合は、増設費用報告は必要

<報告時期>

- ①設置費用報告: 発電設備が運転開始した日から1ヵ月以内
- ②運転費用報告: 発電設備が運転開始した月またはその翌月に、毎年1回

(出典)「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック2020年版」をもとに作成

2. 現状及び課題の整理

2-4. 太陽光発電事業の実施にあたり【認定後の注意事項】

(2) 事業計画の変更

認定を受けた事業計画を変更する場合、①変更認定、②事前変更届出、③事後変更届出のうち変更する事業計画の項目に応じていずれかを行う必要がある。**手続きは変更後の事業者が行う必要がある。**

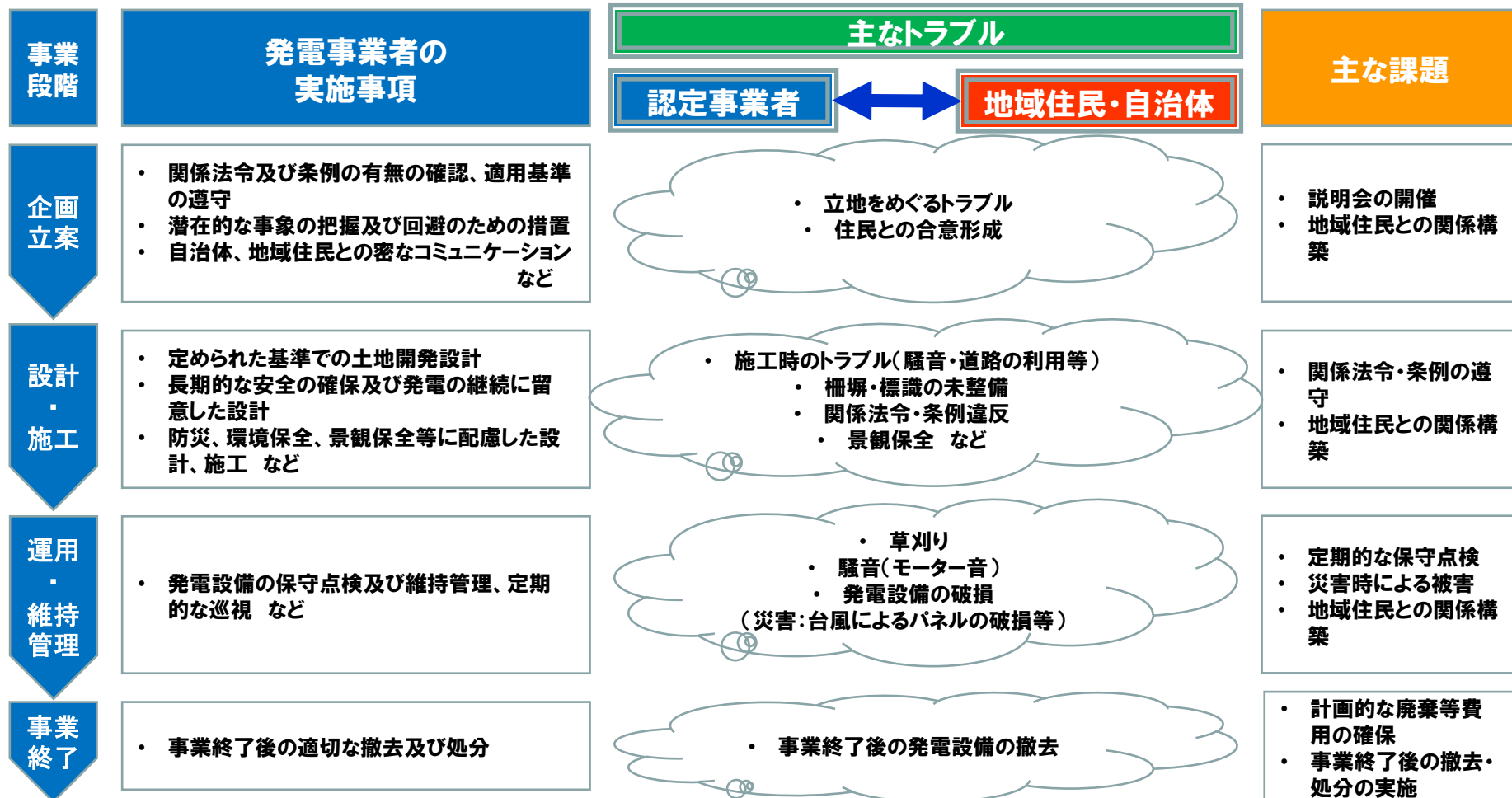
	変更内容	備考
①変更認定	事業者名の変更	・ 変更後の事業者が手続きを行うこととし、社名変更、会社分割、合併、相続等については、「③事業後変更届」の対象。
	発電設備設置場所の変更	・ 運転開始後において、急遽生じたやむを得ない理由（住宅の引越し、土地収用、災害等）がある場合に限り、移設が可能。
	保守点検責任者の変更	
②事前変更届出	事業計画の内容の変更のうち「①変更認定」に係る事項を除いたもの	・ 「①変更認定」の対象となる項目を除いた、設備の設置場所、接続契約締結先、保守点検及び維持管理計画等に変更が生じる場合が対象。
③事後変更届出	認定事業者の氏名・名称、住所の変更	
	（認定事業者が法人の場合） 代表者氏名、役員氏名の変更	

（出典）「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック2020年版」をもとに作成

2. 現状及び課題の整理

2-5. 太陽光発電設備に関連する主な課題

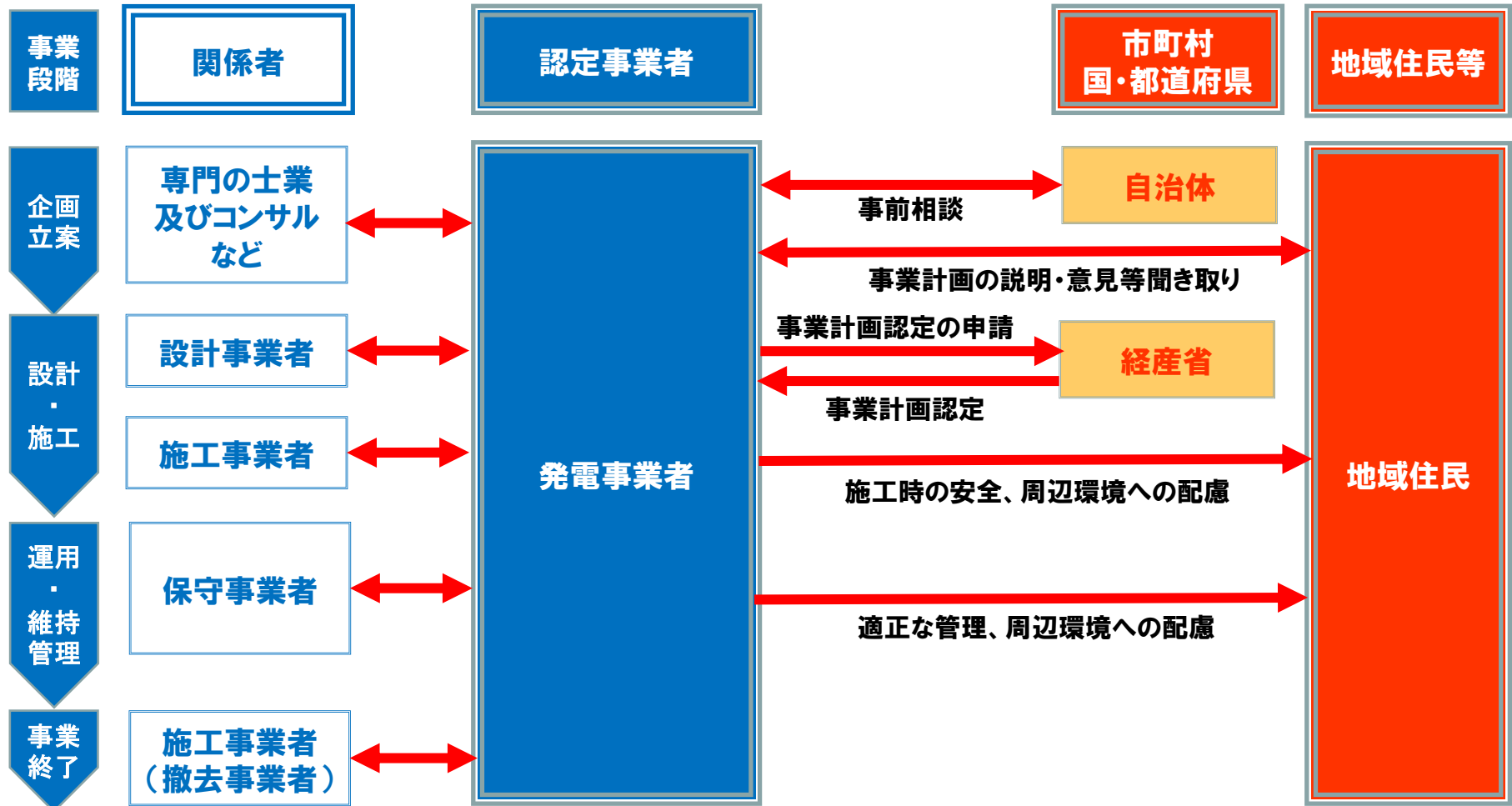
- 太陽光発電設備に関連するトラブルは全ての事業段階で起きているが、複数の事業段階で課題となっている「**地域住民との関係構築**」は最も重要な課題といえる。



2. 現状及び課題の整理

2-6-1. 太陽光発電に関するステークホルダー【通常時】

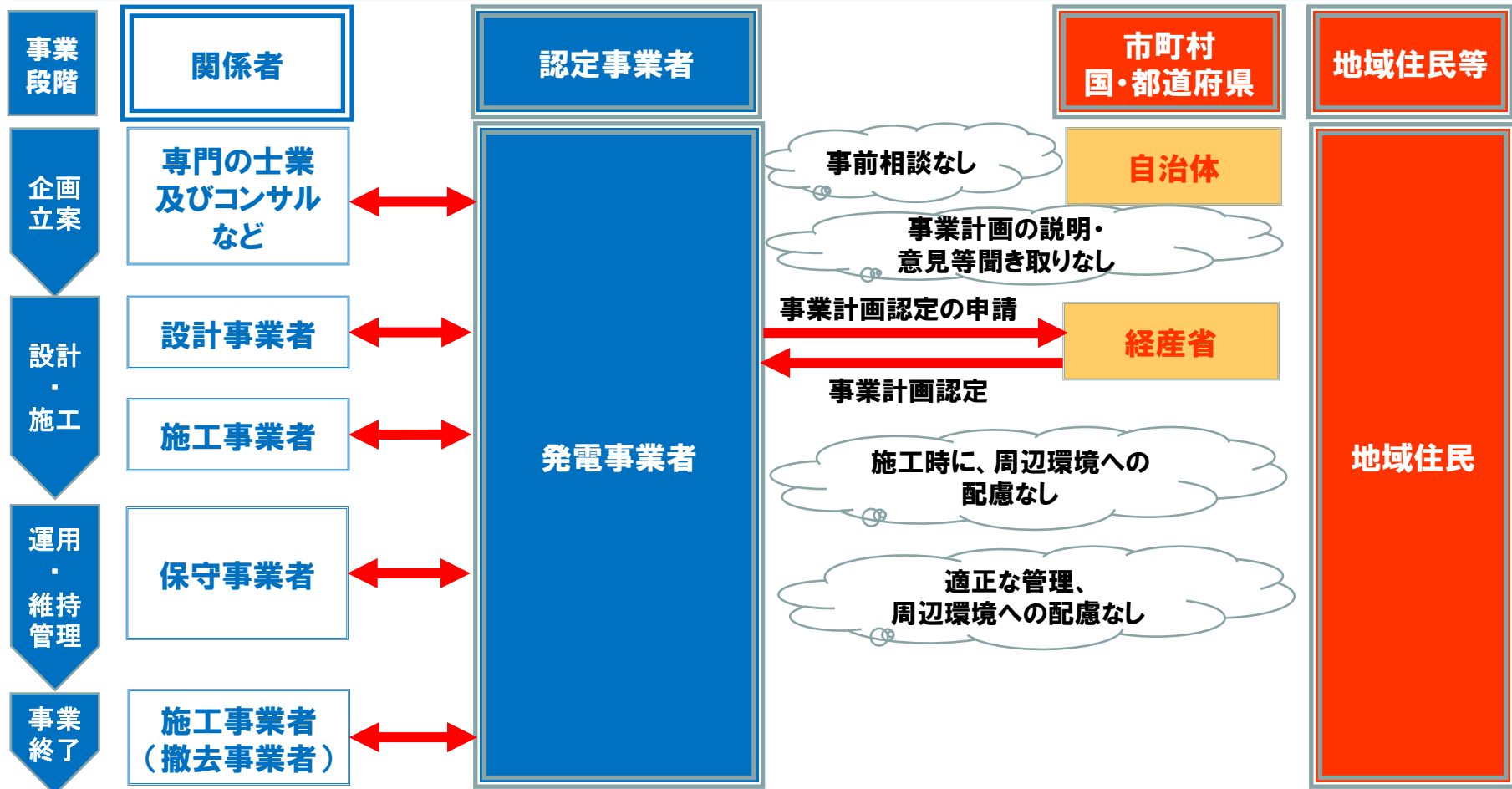
- 通常、発電事業者（認定事業者）が中心となり、自治体への事前相談や地域住民との関係構築、周辺環境への配慮などを行うことになる。



2. 現状及び課題の整理

2-6-2. 太陽光発電に関するステークホルダー【トラブル時】①

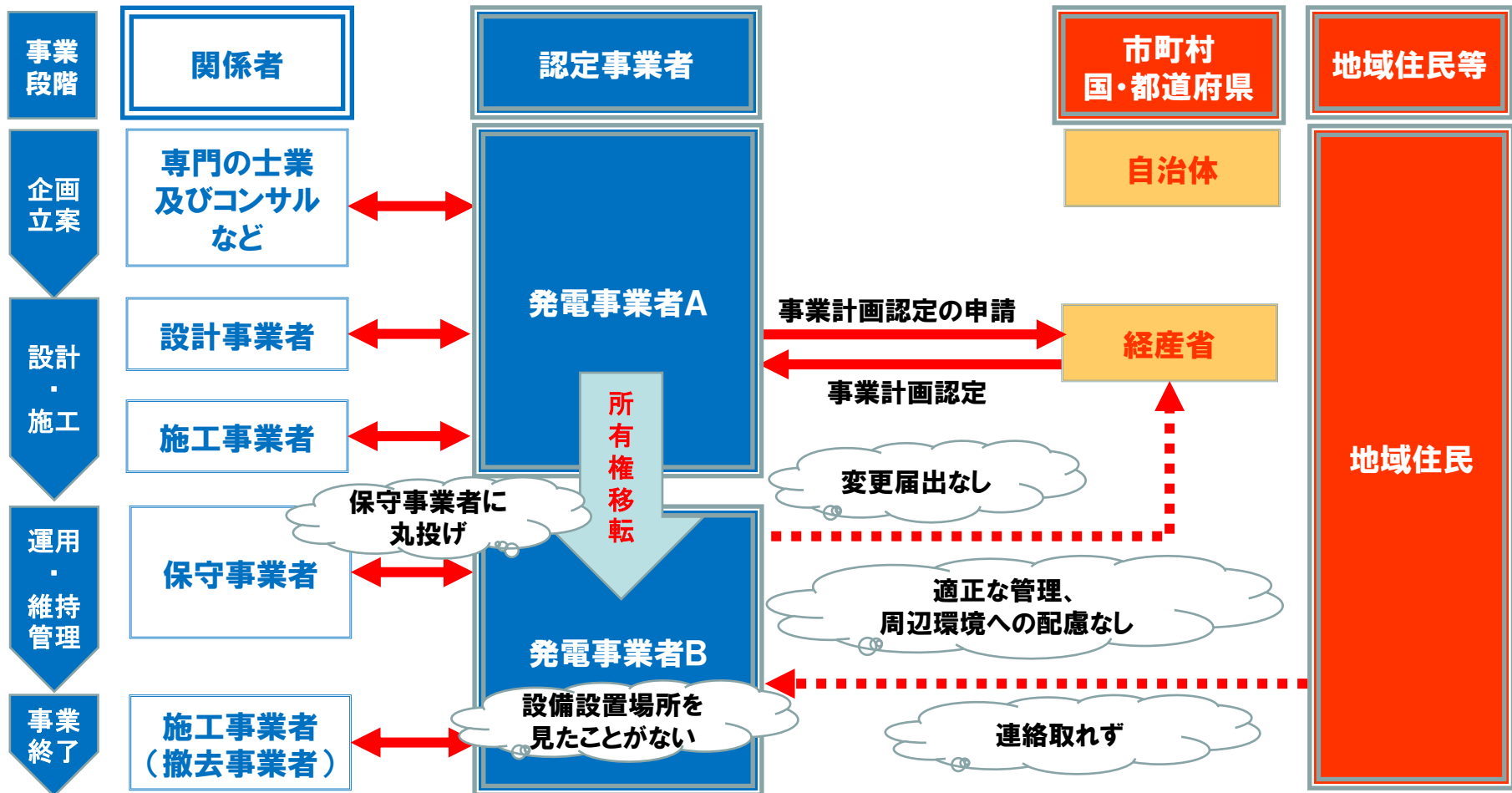
- 通報案件として最も多いのが、地域住民への説明不足、柵塀・標識の未整備、雑草等の繁茂など、周辺住民や環境への配慮が足りないことに対してである。
- 主に、発電事業者と地域住民とのコミュニケーションが図られていないことが多い。



2. 現状及び課題の整理

2-6-2. 太陽光発電に関するステークホルダー【トラブル時】②

- 『事業計画策定ガイドライン』では、「ガイドラインに記載されている事項は、発電事業者の責任において実行すべきもの」とされているが、投機目的等、所有権移転や携わる事業者が複数に及ぶ等、責任の所在が複雑になっているケースがある。



3. 中部再エネ発電設備 地域サポート窓口業務

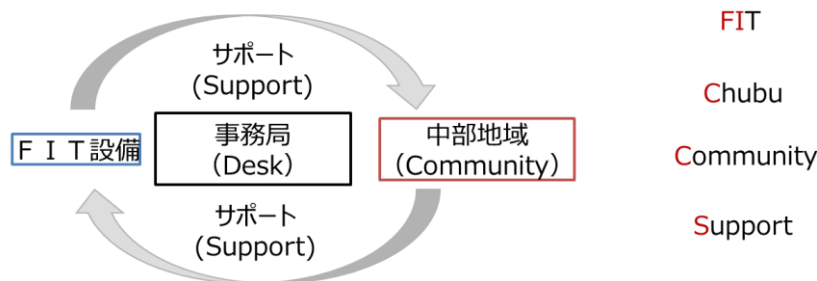
3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-1. サポート窓口概要

- 専用の電話番号及び業務支援要員を配置したサポート窓口を設置し、自治体や地域住民等から寄せられる不適切事案の情報を収集し、事案解決に向けた連絡調整を実施。

項 目	内 容
名称	・ 正式名称: 中部再エネ発電設備地域サポート窓口 ・ 通 称: FiCcS(フィックス)
設置期間	・ 令和2年10月6日～令和3年3月31日
対応時間	・ 平日(年末年始を除く)9:00～17:00
設置場所・電話番号	・ 富山県富山市湊入船町3-30 株式会社ジェック経営コンサルタント内 ・ 電話番号: 076-444-0370
窓口業務	・ 問い合わせの状況に応じて、担当課及び自治体と連携を図りながら改善に向けた連絡調整を行うとともに、事前に協議した調査内容を担当課に定期的に報告する。 ・ また、改善指導等に係る業務補助を行う中で、当該事案の改善状況等の調査を行う。

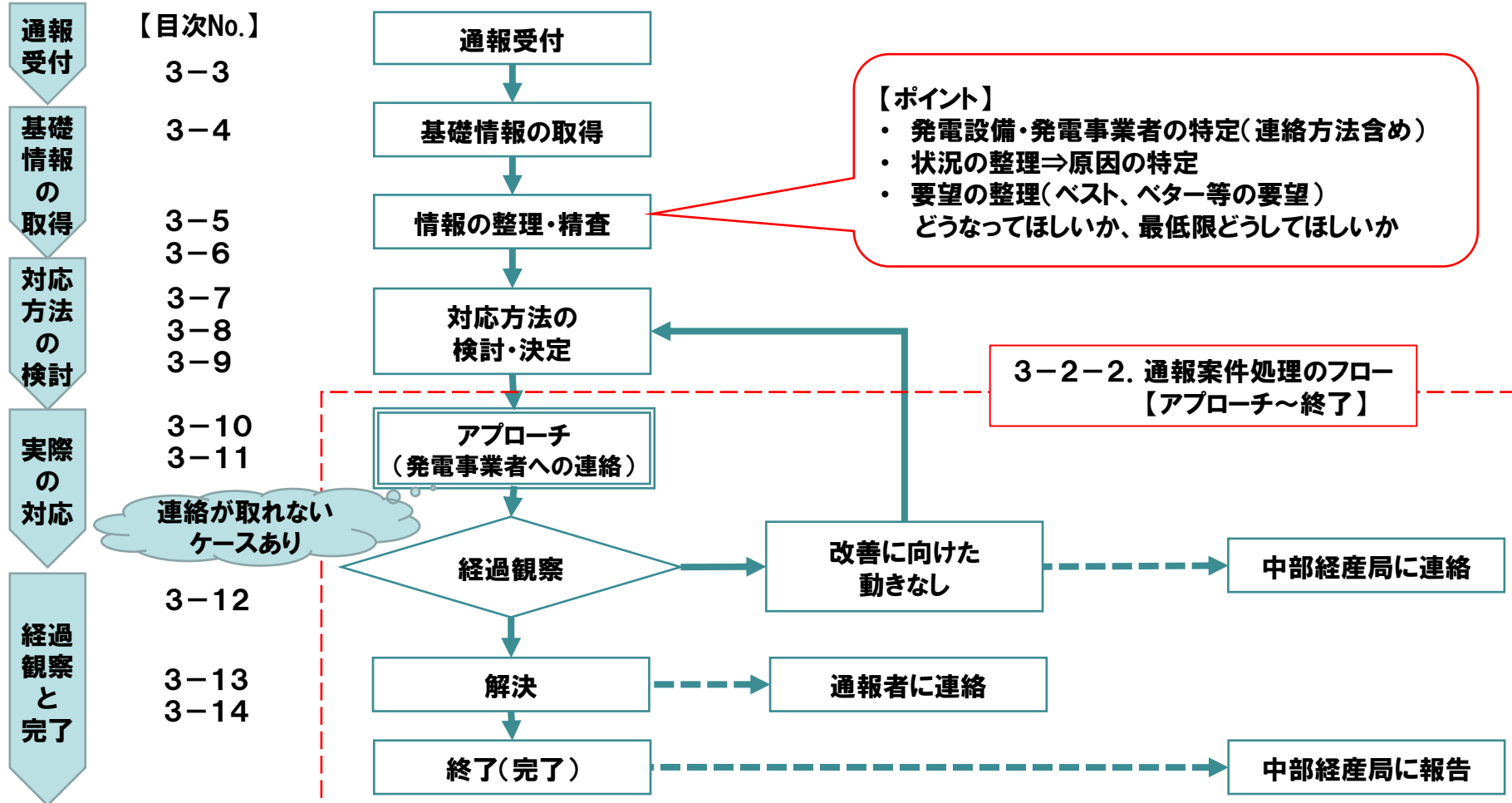
F i C c S (フィックス)



3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-2-1. 通報案件処理のフロー【全体】

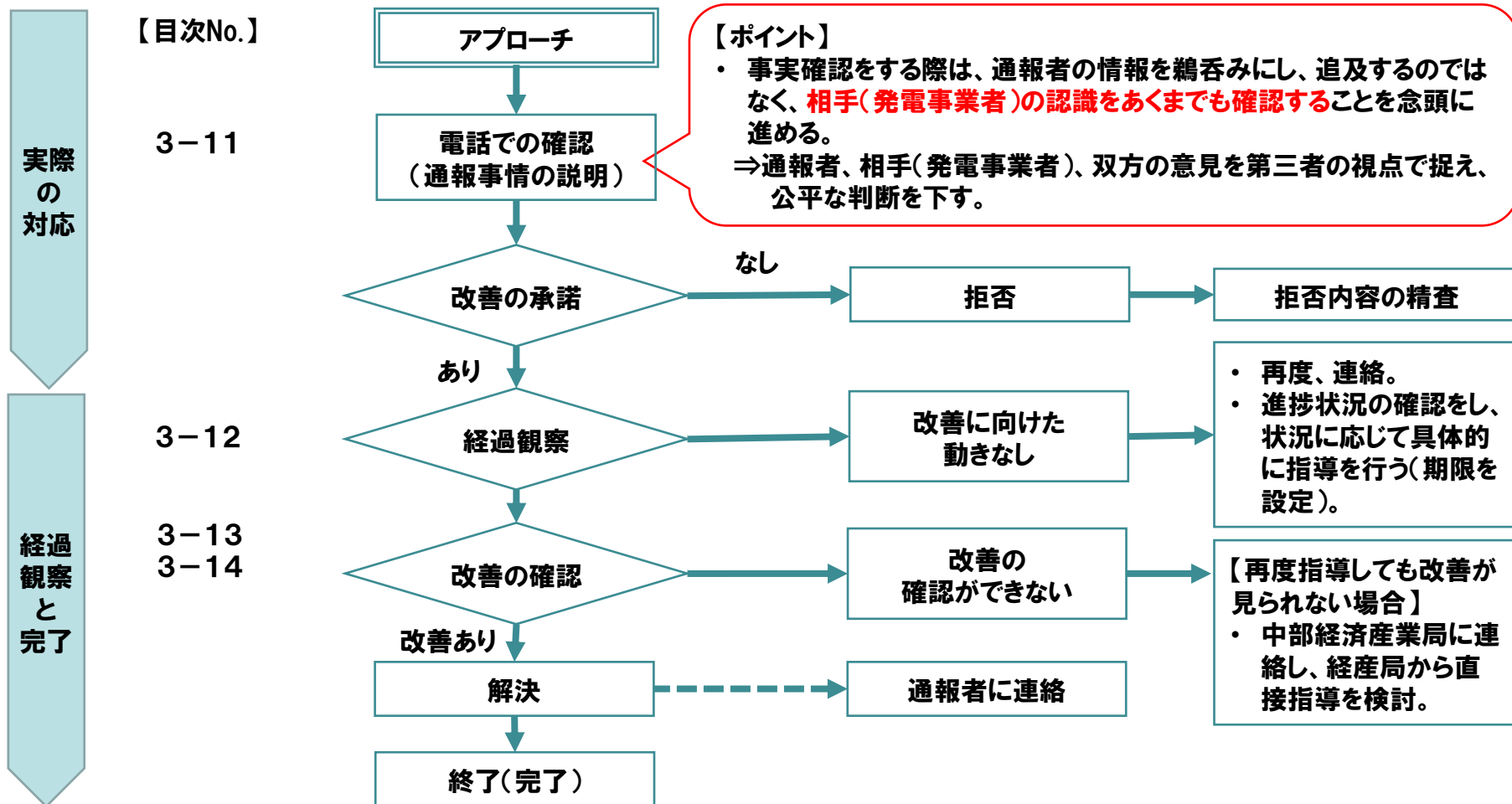
- サポート窓口では、通報案件が発生した場合、以下の処理フローに従い、事案解決に向けた連絡調整を実施した。



3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-2-2. 通報案件処理のフロー【アプローチ～終了】

- 通報者から受け取った情報を整理した後に対応方法を検討し、以下の処理フローに従い、発電事業者に対して事案解決に向けたアプローチを実施した。



3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-3-1. 通報受付【受付方法】

- 通報方法は、電話とメールの2種類あり、それぞれについて対応方法が異なる。

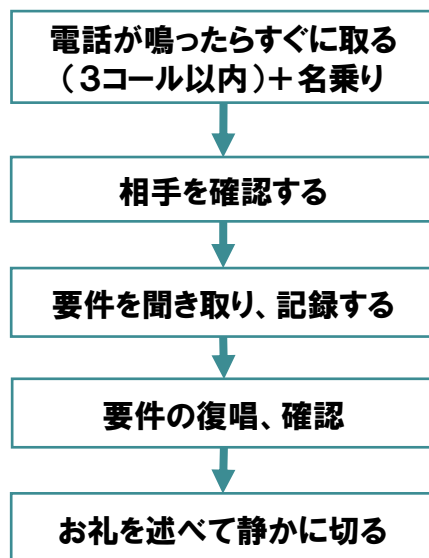
	電話	メール
通報経路	・ 通報者本人や通報者から相談を受けた自治体担当課からサポート窓口へ直接、電話がかかってくるケース。	・ 経済産業省に届けられた通報案件の一覧表が、月に一度メールにて送られてくるケース。
対応	・ 基礎情報については、サポート窓口担当が一から聞き取りをする必要がある。 ・ 通報案件フォームを活用し、漏れなく、誤りが無いように確認しながら聞き取りをし、記録する。	・ 基礎情報については、既に記載(まとめられている)されているため、必要な事項(通報案件フォームを利用し、不足している情報等)についてのみ確認を行う。＝必要であれば、通報者に電話をかけ、確認する。
備考	・ 電話だけでは伝わらない現場の状況やこれまでの経緯書等がある場合は、通報者等にメールアドレスを案内し、送付していただく。⇒相手(発電事業者)に確認する際の裏付けとなる。	・ 今後、サポート窓口専用アドレスによる一般通報を受け付ける場合、必要な情報(基礎情報)が不足している可能性が高く、通報者に電話をかけて確認するケースが増加すると考えられる。

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-3-2. 通報受付【電話対応の基礎、注意事項】

- 通報者は、トラブルを抱えて連絡してこられるため、電話での会話は迅速・的確・丁寧が重要。

(1) 電話の受け方フロー



(2) 電話対応時の注意事項

項 目	内 容
言葉使い(敬語)	・ できる限り丁寧に、常識ある言葉使いで、ハキハキと話す。
口調	・ 相手が聞き取りやすいテンポ(早口にならない)で、感情的にならないように話す。 ・ (通報者が感情的になりがちのため、つられて感情的にならないよう、冷静に話す。)
傾聴、復唱、確認	・ まずは、通報者の言い分を全て聴く。 ・ その際に、通報者の言葉を復唱し、間違いがないか確認する。 ・ また、わかりづらい、不明な点等はこちらから具体的に質問する。
記録を取る	・ 通報内容を基に対応を進めていくため、聴き取りをしながら、正確に記録を取る。(通報案件フォームを利用)

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-3-2. 通報受付【電話対応の基礎、注意事項】

- 通報受付時は、以下のような流れで、通報案件の内容を確認する。

(3) ロールプレイング【自治体等の場合】

項 目	内 容
【窓口】	・ コール音。できる限り早く電話を取る。 ・ お電話ありがとうございます。中部再エネ発電設備地域サポート窓口、〇〇でございます。 【取るのが遅れた場合】 ・ ⇒ お待たせいたしました。中部再エネ発電設備地域サポート窓口、〇〇でございます。
【通報者】	・ 〇〇県△△市環境課の□□と申します。 ・ 地域住民の方から××についての通報がありましたので、ご連絡いたしました。
【窓口】	・ 〇〇県△△市環境課の□□様ですね。お世話になります。ご用件についてお聞かせください。 ＜通報案件について伺います＞ ・ 傾聴し、不明な点については確認をしながら、時系列に沿ってステークホルダーや基礎情報等に漏れが無いように通報案件フォームに記録を取りながら、伺います。
【窓口】	＜聞いた内容について要点や要望を通報者に確認する＞ ・ ご連絡ありがとうございました。何か進展やご不明な点がございましたら、また、ご連絡ください。

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-3-2. 通報受付【電話対応の基礎、注意事項】

(4) ロールプレイング【一般の地域住民等の場合】

項 目	内 容
【窓口】	・ コール音。できる限り早く電話を取る。 ・ お電話ありがとうございます。中部再エネ発電設備地域サポート窓口、〇〇でございます。 【取るのが遅れた場合】 ・ ⇒ お待たせいたしました。中部再エネ発電設備地域サポート窓口、〇〇でございます。
【通報者】	・ 〇〇県△△市に住んでいる□□と申します。 ・ 私が住んでいる地域の××について相談したいのですが、こちらでよろしいでしょうか。
【窓口】	・ 〇〇県△△市にお住いの□□様でございますね。お世話になります。××の件についてですね。確認いたしますので、まずは簡単な内容について教えていただけますでしょうか。 ＜相談内容の主旨を傾聴し、確認＞ 【対応可能】 ・ かしこまりました。その内容でしたら、本サポート窓口で対応可能ですので、詳細についてお聞かせください。 ＜通報案件についてお伺いする＞ ・ 傾聴し、不明な点については確認をしながら、時系列に沿ってステークホルダーや基礎情報等に漏れが無いように通報案件フォームに記録を取りながら、お伺いする。 ＜聞いた内容について要点や要望を通報者に確認する＞ ・ ご連絡ありがとうございました。●●(発電事業者等相手)に対しては、本サポート窓口からお話しをさせていただきます。何か進展やご不明な点がございましたら、ご連絡させていただきます。 【対応不可】 ・ かしこまりました。ご相談いただいた××の件については、本サポート窓口では* * (できない理由)のため対応いたしかねます。 ・ 誠に申し訳ございません。また、何かございましたらお気軽にご連絡ください。

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-4-1. 通報案件の初期対応【基礎情報の取得】

- 基礎情報＝通報案件について対応を行う際に基礎となる情報。
- 5W2H(なぜ、いつ、誰が、何を、どのように、どの程度、どうした)の観点から整理を行う。
- 今後の対応の根本となる情報のため、漏れなく、正確に取得することで、その後の対応をスムーズに行うことができる。

項 目	取得する情報
受付日時、担当者名、 通報手段等	いつ、誰が(担当者)、どのような方法で通報案件を受けたかを記録する。 受付日時: 通報案件を受け付けた日時を記録 担当者名: 通報案件を受け付けた担当者名を記録 通報手段: 通報案件をどの媒体で受け付けたかを記録 (現在、本サポート窓口では電話、メールの2種類)
通報者情報	今後、対応をしていく上で情報の確認や共有、進展等の報告を行う必要があるため、連絡先を含めて通報者情報を取得する。連絡が取れなくならないよう、正確に確認をしながら取得する。 所属団体名: 自治体や事業者等の場合は「名称」を、個人の方の場合は「地域住民」と記載 氏名: 通報者の氏名を記載 電話番号: 連絡が取れる電話番号を記載 ★メールアドレス: 通報案件の確認のため、写真や資料のやり取りを行う可能性があるため取得する。
発電設備・施設、 事業者の情報①	- 問題となっている発電設備や事業者を特定するための情報。 - この情報を基に公開情報等を利用し、発電設備や事業者の特定を行う。 ※発電設備や事業者を特定するための情報であり、全てが必要となるわけではない。 ＝公開情報で特定ができればよいため、公開情報に記載されている情報について、通報者に確認する。 - 設備ID: IDに間違いがなければ、この情報だけで発電設備の特定が可能。

発電設備または柵塀に発電事業者の情報が
掲示しており、その情報を取得する方法もある。

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-4-1. 通報案件の初期対応【基礎情報の取得】

項目	取得する情報
発電設備・施設、事業者の情報②	- 以下の情報は、間違いがないことを確認するための補足情報となる。 - 発電設備住所：設備が設置されている住所。公開情報では、地番（一筆の土地ごとに登記所が付する番号）表記されており、一致しない場合もある。その際はグーグルマップ等で確認する必要がある。 - その他：上記以外の発電設備や事業者を特定するために必要な情報。 - 以下の情報は、公開情報等によって発電設備・事業者を特定したのち、今後の対応先となるため、サポート窓口担当者が記載する。通報者からの情報提供があった場合、補足として記載する。 事業者名：発電事業者（認定事業者） 事業者連絡先：発電事業者の電話番号 保守点検事業者名：保守点検事業者名 保守点検事業者連絡先：保守点検事業者の電話番号
トラブル・懸念事項	- 通報に至った原因＝トラブルや懸念事項について記録する。 5W2Hの観点（時系列、ステークホルダー、要因等）について記録する。 - 相手（発電事業者）との確認に使用するため、漏れなく、誤りが無いよう確認しながら記録する。
要望	- 通報者が現状のトラブルや懸念事項についてどうなって欲しいのかを記録する。 - 対応ができる幅（法的にできること、できないこと等）があるため、満点となる要望と妥協できる範囲の要望について記録する。
情報確認資料の提供	「発電設備・施設」の特定、「トラブル・懸念事項」の確認を行うための資料の提供を求める。 - メールによる写真や経緯書等の提供を求める。

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-4-2. 通報案件の初期対応【基礎情報の取得】

- 発電設備または柵塀等の外側に、以下のような標識が設置され、ここに発電事業者の情報が掲示してあるはずである。

図 標識のイメージ

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	霞ヶ関発電所
	設備ID	DXXXXXX15
	設置場所	東京都千代田区霞が関△番地
	出力	150.0 kW
再生可能エネルギー 発電事業者	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区霞が関○番地
	連絡先	XX-XXXX-XXXX ←
保守点検責任者	氏名	霞ヶ関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
	連絡先	XX-XXXX-XXXX ←
運転開始年月日		(西暦)〇〇〇〇年X月〇日

25cm以上

35cm以上

少なくともどちらかを記載すること

必要に応じて修正すること

(出典)資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」より抜粋

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-4-3. 通報案件の初期対応【基礎情報の取得（通報案件フォーム）】

- 基礎情報がその後の対応の根本情報となるため、通報案件フォームを利用し、漏れなく、正確に取得する。

通報日時		通報手段	
担当者名(案件受付者)			
■通報者情報			
所属団体		氏名	
電話番号		E-mail	
■施設・設備情報(問題となっている発電設備・事業者を特定するための情報)			
設備ID		発電設備住所	
発電事業者名		発電事業者連絡先	
保守点検事業者名		保守点検事業者連絡先	
その他			
■トラブルや懸念事項(何が原因で、何が起きているのか)			
■要望(最終的にどうしてほしい、どうなってほしいのか)			

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-5. 情報の整理・精査【該当発電設備・発電事業者の特定方法】

- 通報案件の対応を指導・依頼する相手(発電事業者)の特定を行うため、通報者から取得した情報を整理・活用する。

(1)公表されている認定情報の利用

- 認定された事業計画について、以下の項目は、資源エネルギー庁ホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」の「事業計画認定情報の公表」において公表されている。
- この公表情報と取得した基礎情報を基に該当発電設備や発電事業者を特定する。

※URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

■事業計画認定情報 公表用ウェブサイト

※URL: <https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo>

<公表情報項目>

項 目	情報内容	備考
●設備ID	・ 設備ID	・ 発電設備に個別に割り振られた識別番号。 ・ このIDにより発電事業者の特定が可能。
●発電事業者情報	・ 事業者名 ・ 住所 ・ 電話番号	
●発電設備情報	・ 発電設備区分 ・ 発電出力区分(kW) ・ 発電設備所在地(代表住所、他の筆数) ・ 太陽電池の合計出力(kW)	
●その他	・ 新規認定日 ・ 廃棄費用積立状況	

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-5. 情報の整理・精査【該当発電設備・発電事業者の特定方法】

(2) 発電設備・事業者の特定

- 発電事業者の特定は、以下の手順に従い実施する。

項 目	方 法
①設備IDが把握できている場合	設備IDは、認定された発電設備に個別に割り振られた識別番号のため、公表情報と照会することで、発電設備・事業者の特定が可能。最も正確かつ迅速に特定ができる。
②設備IDが把握できていない場合	- 公表情報と照会が可能で、通報者から取得できる可能性が高い情報は発電設備所在地となる。 - そのため、通報者から取得した発電設備所在地を基に発電設備・事業者の特定を行う。 1) 通報者から取得した発電設備所在地の確認 - グーグルマップやYahoo!地図等を利用し、通報者から取得した発電設備所在地の確認を行う。 - グーグルマップでは、航空写真、ストリートビューを利用することで発電設備(太陽光パネル)が設置されているかを確認できる。 - Yahoo!地図では地番等の確認ができる。 2) 公表情報との照会 - 公表情報では、発電設備所在地が地番(一筆)で記載されている。 - 住居表示に関する法律に基づいて市町村が付する住居番号とは異なることがあるため、照会の際には注意を払う。
③公表情報に不備があった場合	【公表情報の一部情報が記載されていないケース】 発電事業者の住所や電話番号が空白になっている等のケースでは、中部経済産業局に連絡し、情報の提供を依頼する。

3-6. 情報の整理・精査【トラブルや懸念事項の確認】

- 通報者から取得したトラブルや懸念事項について、以下の方法で再度確認を行うことにより、問題点や要望に誤りがないかを確認し、発電事業者に連絡する際の対応方法を検討するための資料とする。

(1)問題の確認(事実確認)

- ・ 発電事業者に連絡する際に、通報者と発電事業者の認識に齟齬がないかの確認に使用する。
- ・ 時系列に沿って、ステークホルダーや何が起きているか等について整理する。

(2)資料の提供

- ・ 通報者から取得したトラブルや懸念事項について、客観的にとらえるため、現場写真や経緯書等の資料を可能な限り提供していただく。
- ・ 特に、現場写真は、電話や文字(メール)では把握できない状況が一目で把握できるため、積極的に提供を依頼する。

⇒ 通報者との事実確認を行う際に、やり取りがスムーズになる。
また、発電事業者に連絡する際の資料として活用できる。

(3)トラブルや懸念事項の原因の特定

- ・ 通報者から取得したトラブルや懸念事項と提供資料を照合し、事実確認を行うことで、問題点等をより明らかにする。
 - ・ 通報者から取得したトラブルや懸念事項について、不明な点や確認が必要な場合は、再度通報者に連絡する。
- ⇒ トラブルや懸念事項の根本的な原因を特定する。

(4)通報者の要望の整理

- ・ 通報者がトラブルや懸念事項に対して、どうなって欲しいのかを確認する。
- ・ 法令や条例に基づいて強制力を持って指導できる場合は問題ないが、それ以外の場合は妥協(最低限こうなって欲しい等)できる範囲についても通報者に確認を行う。

3-7-1. 対応方法の検討【法令・条例との関係】

- 通報案件に対しては、法令・条例との関係について確認を行った後に、案件区分ごとに具体的な対応方法の検討を行う。

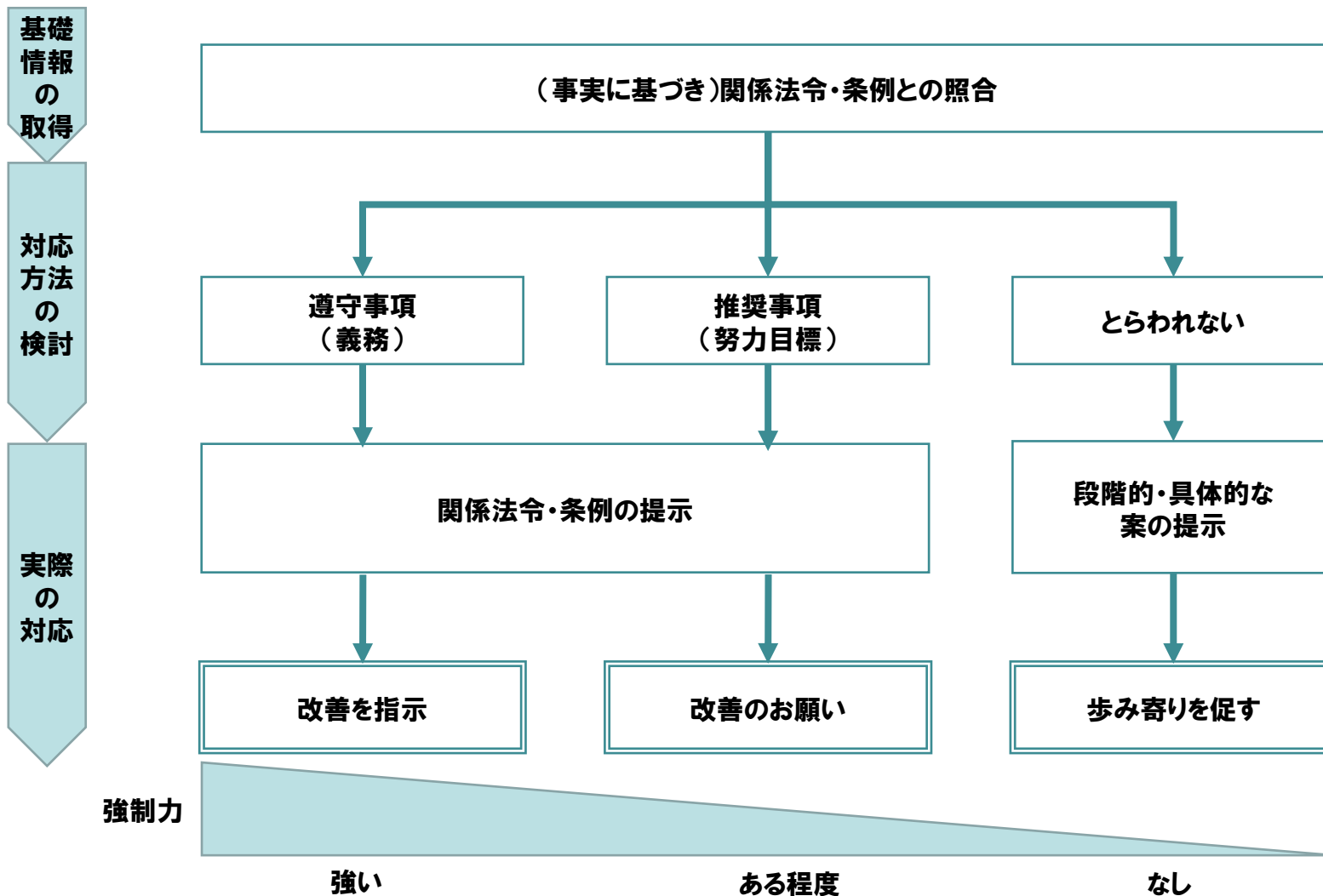
(1) 法令・条例との関係

- ・ 通報案件の対応は、「法令・条例で遵守事項(義務)とされているもの」、「推奨事項(努力目標)とされているもの」、「法令・条例にとられないもの」の3つにおおまかに分類される。
- ・ そのため、通報案件の対応を行う際には、第一に、法令・条例との関係について確認を行い、その後の対応の判断を行う。

法令・条例との関係	対応
遵守事項(義務)とされているもの (法令違反などの強制力を持つもの)	・ 発電事業者に対し 義務違反として強制力を発揮できる ため、関係法令・条例を提示し、肅々と改善を求める。
推奨事項とされているもの (努力目標などの協力依頼)	・ あくまでも「推奨事項(努力目標)」であるが、発電事業者に対しては関係法令・条例に 「推奨事項」と記載されていることを提示し、協力のお願い を行う。
法令・条例等にとられないもの (法令・条例等にとられないお願いなど)	・ 関係法令・条例等にとられないため、個々の案件ごとに対応が異なる。 ・ 基本は通報者の要望に対して、どの程度対応が可能かを段階的・具体的に想定を行い、当方からも提案しながら協力のお願いを行う。

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-7-2. 対応方法の検討【法令・条例との関係】



3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-8. 対応方法の検討【具体的な対応方法】

- 通報案件の内容によって、対応に関する強制力の度合いによる分類が可能であり、その分類ごとに対応の方向性のある程度定めることができる。

(1) 案件区分ごとの対応方法の考え方

- ・ 各案件には関係する法令・条例があり、それぞれ強制力の度合いとともに、対応方法が異なる。

	案件区分	法令・条例	強制力	対応
①	柵塀・標識	再エネ特措法 事業計画策定ガイドライン	あり (義務違反)	・ 該当する条文を提示し、発電事業者に対して、改善を指示。
②	草刈り	事業計画策定ガイドライン	一定量 (推奨事項)	・ 該当する条文を提示し、発電事業者に対して、改善への協力をお願い。
③	関係法令・条例	農地法、森林法、砂防法等の ほか、各自治体独自の条例等	あり (法令・条例違反)	・ 該当する法令・条例等を提示し、発電事業者に対して、改善を指示。
			一定量 (推奨事項)	・ 該当する法令・条例等を提示し、発電事業者に対して、改善への協力をお願い。
④	地域共生	事業計画策定ガイドライン	一定量 (推奨事項)	・ 該当する条文を提示し、発電事業者に対して、改善への協力をお願い。
⑤	その他	法令・条例に該当しないもの	なし	・ 通報者の要望を段階・具体的に整理し、通報者と発電事業者の歩み寄り(妥協)を促す。

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-8. 対応方法の検討【具体的な対応方法】

(2) 案件区分ごとの対応方法の具体的な検討

- 案件区分ごとに想定される対応方法は、以下のとおりである。

	案件区分	対応
①	柵塀・標識	- 発電設備を囲う柵塀の設置、発電設備または発電設備を囲う柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示することは『事業計画策定ガイドライン』において「遵守事項」となっている。 - そのため、この案件についての通報があった場合、発電事業者の「義務違反」として改善を行うことを指示する。
②	草刈り	- 発電設備敷地内における除草については、『事業計画策定ガイドライン』における「推奨事項」となっている。 「安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること」において「発電性能の維持に関する作業（除草時の除草剤利用等）を実施するにあたり、地域住民や周辺環境地域に影響が及ぶことがないように努めること」となっている。 - そのため、この案件についての通報があった場合、発電事業者の「推奨事項」として改善への協力をお願いする。
③	関係法令・条例	- 通報案件について関連法令・条例との照合を行い、「遵守事項」や「推奨事項」に抵触している場合の対応については、以下のとおりを行う。 1) <u>関係法令・条例の「遵守事項」に違反している場合</u> - 該当する法令、条例等を提示し、発電事業者の「義務違反」として改善を行うことを指示する。 2) <u>関係法令・条例の「推奨事項（努力目標）」とされているものに抵触している場合</u> - 該当する法令・条例等を提示し、発電事業者に対して、改善への協力をお願いする。 「推奨事項」は義務と異なり、罰則をともなう強制力を発揮することができない。 - そのため、該当する法令・条例を明示し、「推奨事項」ではあるが、その重要性・必要性、発電事業者が改善を行うメリットを提示する。 - 前向きに改善に協力していただく必要があるため、以上の点について情報収集やトークの進め方等について準備が必要となる。

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-8. 対応方法の検討【具体的な対応方法】

	案件区分	対応
④	地域共生	・ 地域住民とのトラブルによる通報が多く、案件ごとに内容を精査した上で対応を検討する必要がある。 ・ 特に、法令・条例と関係があるかないかによって大きく対応方法が異なるため、注意が必要となる。 ・ 例えば、『事業計画策定ガイドライン』では、周辺環境への配慮の中で「発電設備の周囲に地域住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めること」等、「推奨事項」とされている。 ・ また、地域共生は地域ごとの特性に委ねられており、各地方自治体が個別の条例を定めていることが多く、必ず該当する条例が制定されていないか確認を行う。 【条例に該当する場合】 ・ 前述の「③関連法令・条例」を参照。 【条例に該当しない場合】 ・ 下記「⑤その他（法令・条例等に該当しないもの）」を参照。
⑤	その他 （法令・条例等に 該当しないもの）	・ 法令・条例等に該当しないものは、最終的に民×民の争い（裁判を含む）になり、基本、行政（本サポート窓口を含む）では対応ができない（強制力がない）場合が多い。 ・ 本サポート窓口の役割として、通報者と発電事業者の双方が話し合いの場を持てるように調整を行う。そのため、通報者の要望を最低限こうなって欲しい等、段階的、具体的に聞き取りし、発電事業者に対してどのように説明し、納得（妥協含む）していただき、改善に協力、または話し合いの場を持てるようにするか、アプローチ方法（話の展開方法等）の検討を行う。

3-9. 対応方法の検討【解決・完了の目安】

(1) 解決(完了)について

- ・ 通報者の要望が満たされたら、通報案件として解決(完了)とする。
- ・ 案件区分ごとに、想定される解決(完了)の目安は、以下のとおりである。

	案件区分	内容
①	柵塀・標識	・ 柵塀や標識が設置された状態を写真等で確認できた時点で「完了」とする。
②	草刈り	・ 草刈りが実施された状態を写真等で確認できた時点で「完了」とする。
③	関係法令・条例	<u>1)「遵守事項」に違反している場合</u> ・ 「遵守事項」に違反している内容が改善されたことが明らかになった時点で「完了」となるが、本サポート窓口では、「完了」の確認を行うことが困難なため、違反している法令・条例の管轄窓口(自治体)に連絡をとり、引継ぎを行った時点で「完了」とする。 <u>2)「推奨事項」とされているものに抵触している場合</u> ・ あくまでも「推奨事項」であるため、強制力をともなった指導ができないため、発電事業者(通報案件の対応を行う相手)に対する協力依頼となる。 ・ 通報者の要望を優先する必要があると考えられるが、発電事業者の事情(費用や手間等)も考慮し、通報者と発電事業者、双方に歩み寄りを求め、妥協点の設定を促す。 ・ 設定した妥協点の達成を確認した時点で「完了」とする。 ・ 長期的な案件になる場合は、本サポート窓口が最後まで対応することが難しいため、話し合いの場を設けた時点で「完了」とし、状況の変化等があった場合は再度連絡をいただくこととする。 ⇒「一旦完了」とし、再度連絡があった場合は新規案件扱いとするが、前回の案件と紐づけする。

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

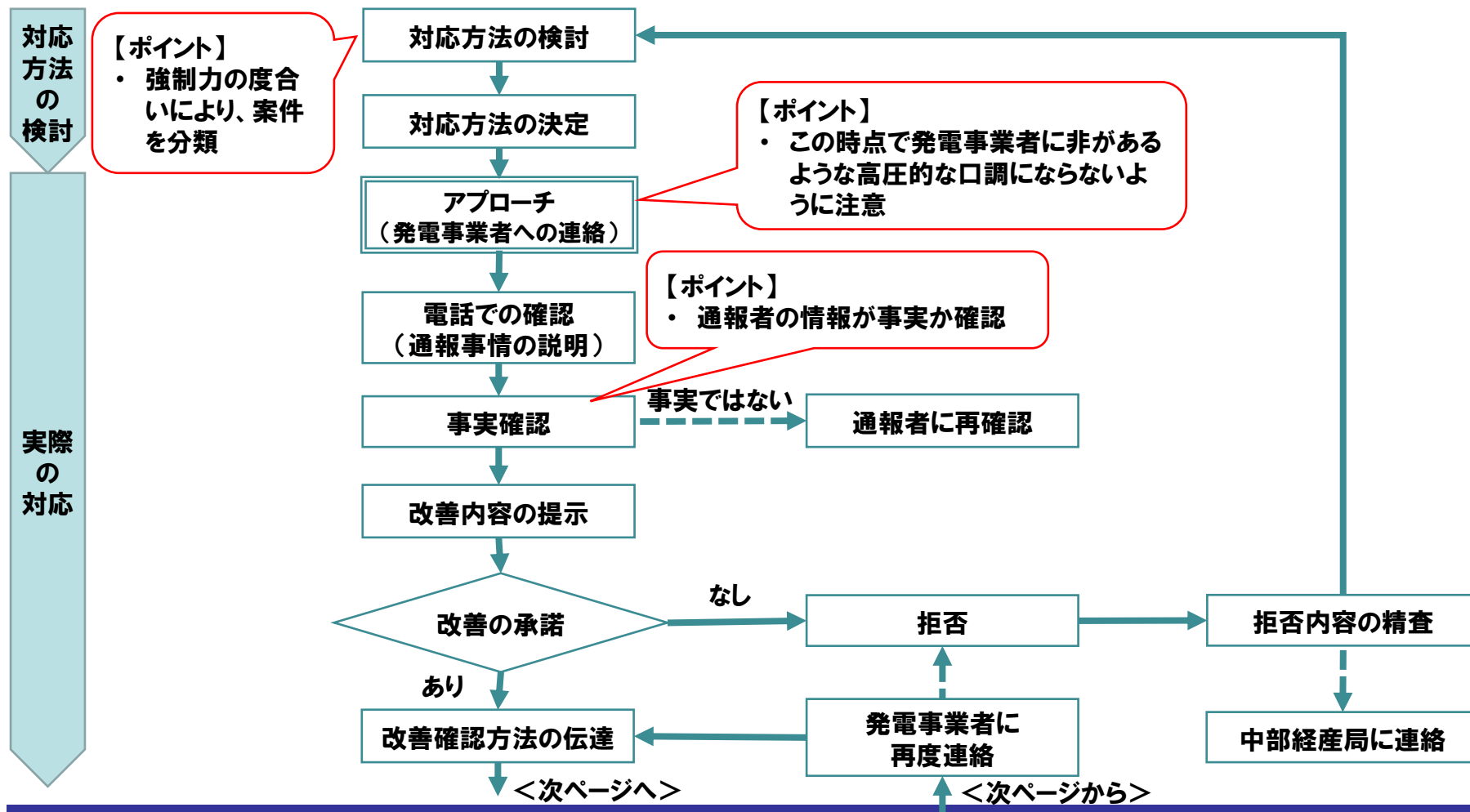
3-9. 対応方法の検討【解決・完了の目安】

	案件区分	内容
④	地域共生	『事業計画策定ガイドライン』の地域との関係構築(推奨事項)に抵触していることになる。 - そのため、前述「③-2)「推奨事項」とされているものに抵触している場合」と同様の対応を行う。
⑤	その他 (法令・条例等に 該当しないもの)	- 法令・条例、ガイドラインに該当しないものは民事案件(民事裁判案件)である場合がほとんどであり、本サポート窓口では指導することができない。あくまでも発電事業者に改善のお願いをすることとなる。 - そのため、通報者には前もってその旨を伝える。話し合いの場を設けることを目標とし、発電事業者と話し合いの場を設けた時点で「一旦完了」とし、状況の変化等があった場合は再度連絡をいただくこととする。 ⇒「一旦完了」とし、再度連絡があった場合は新規案件扱いとするが、前回の案件と紐づけする。

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-10-1. アプローチのフロー【アプローチ～改善方法の伝達】

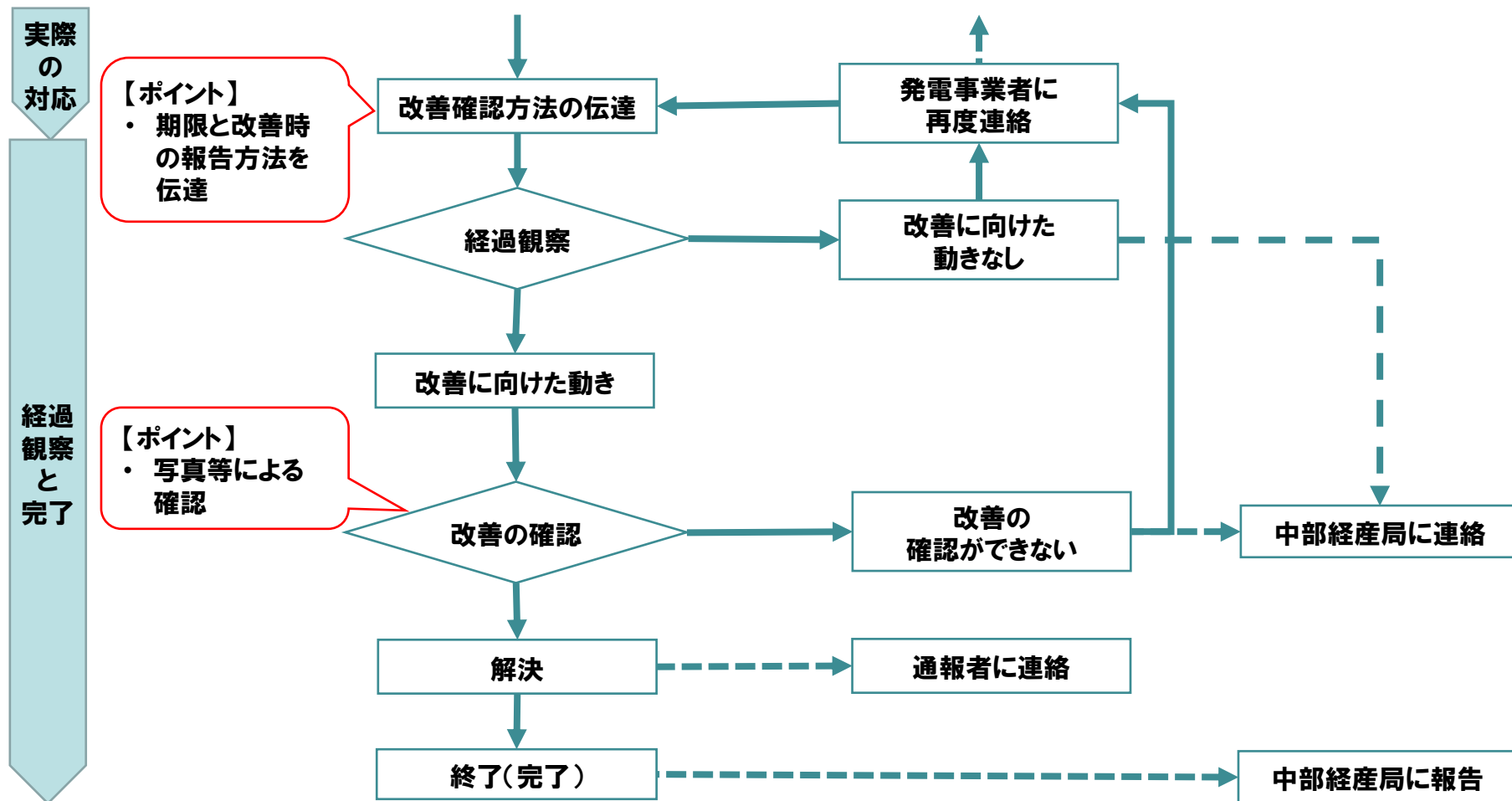
- 検討、決定した対応方法を基に、以下の処理フローに従い、発電事業者に対して指導を行う。



3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-10-2. アプローチのフロー【改善方法の伝達～終了】

- 発電事業者に指導を行った後は、以下の処理フローに従い、経過観察を実施し、通報案件の解決に向けて対応を進める。



3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-11. 実際の対応【発電事業者への連絡】

- 発電事業者に連絡する際には、以下の留意点に注意しながら対応を進める。

(1) 発電事業者への連絡

- ・ 対応方法を決定した後は、発電事業者に連絡し、実際に通報案件への対応(改善)を促す。
- ・ 連絡する発電事業者の連絡先等は、前述「3-4-1. 通報案件の初期対応【基礎情報の取得】」のとおり。

(2) 話し方の注意点

- ・ 発電事業者に連絡する時点では、通報者からの提供情報しかなく、通報者と発電事業者の関係性や認識等に齟齬がある可能性が高い。そのため、通報者からの提供情報を鵜呑みにせず、**最初から発電事業者に非があるような、また、高圧的な口調にならないように注意**し、最終的に発電事業者が対応(改善)に協力的、前向きに検討、実施していただけるよう細心の注意を払う。

(3) 事実の確認

- ・ 通報案件は、通報者からの情報提供であるため、**最初に発電事業者に事実かどうかの確認を必ず行う**。
- ・ 通報者と発電事業者の認識や提供情報に齟齬等が無い、問題点(トラブルの要因)等を確認するとともに、通報者、発電事業者、双方からの提供情報を整理し、齟齬が無い等の確認をすることで情報の共有を行う。

【情報の認識に齟齬があった場合】

- ・ 改めて通報者に連絡を取り、再度確認を行う等、通報案件について事実確認をするとともに、認識を共有する。

※通報案件に対する認識の共有が今後の案件に対する対応(改善)の根本となるため、
事実確認は念入りに行う。

3-11. 実際の対応【発電事業者への連絡】

(4) 改善内容の提示と実施報告の方法

- ・ 事実確認を行い、把握していた情報(トラブルの原因等)に齟齬・問題がなければ、検討していた対応策(改善内容)の提示を行い、期限や改善を実施した報告(証拠の提示)方法の伝達を行う。

●期限

- ・ 提示した改善内容について、実効性を高めるため、**必ず実施期限を設ける。**
- ・ 設定する実施期限は、改善内容に応じて要する期間等を考慮し、設定する。
例:【柵塀の設置の場合】見積りから実際に設置する工程を踏まえ、約1ヵ月
【発電事業者による現地確認が必要な場合】約1週間 など

●実施報告

【経過報告】

- ・ 改善内容を段階的に実施していく場合(最初に○をして、次に△をする等)、その段階ごとに進捗状況の報告をお願いします。

【完了報告】

- ・ 対応策(改善内容)が完了した場合は、**第三者が見ても、はっきりと完了したことがわかるように**、対応後の写真等の提供をお願いします。

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

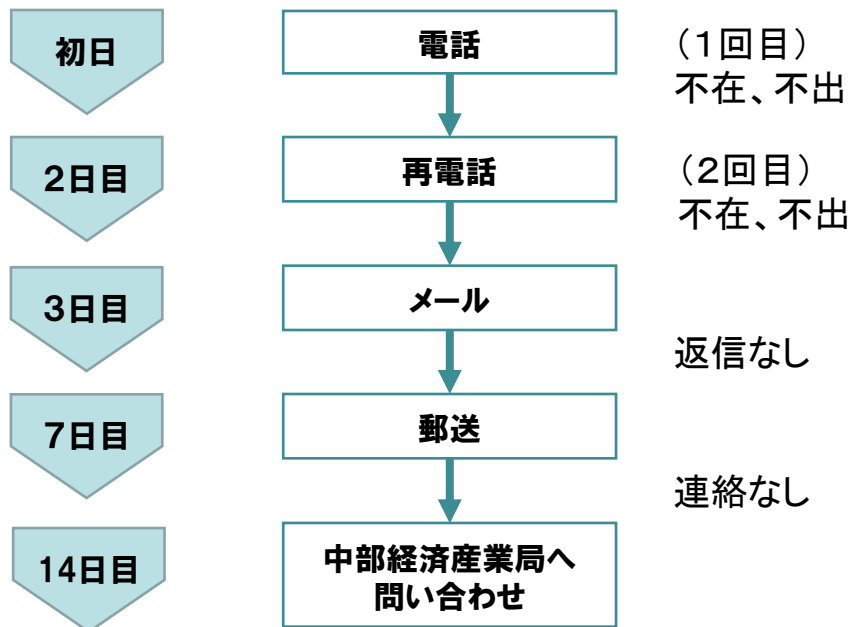
3-11. 実際の対応【発電事業者への連絡】

(5) 連絡する際のスケジュール・連絡が取れない場合の対処方法

- 実際に発電事業者へ連絡する際には、以下のプロセス及びスケジュールを目安として進める。

【連絡が見つからない(電話に出ない、現在使われていない等)場合】

- メールや郵便等の別手段で連絡を取る必要がある。



3-12. 経過観察と完了【経過観察】

- 発電事業者に指導に対する改善状況は、提示した期限を基に確認を行う。
- 未対応の場合は、再指導や中部経済産業局からの指導を検討する。

(1) 発電事業者の改善実施状況の確認

- ・ 経過観察は、前述の「3-11. 実際の対応【発電事業者への連絡】」で設定した期限を基準に実施報告の確認を行う。

【設定した期限内に実施報告がされない場合(未対応)】

- ・ 連絡が取れる方法により督促(再度期限を設定)を行う。
- ・ また、未対応が続く(2度の督促で対応がない)場合、中部経済産業局からの指導を検討する。
(※未対応が続くケースの対応については、中部経済産業局と要相談)
- ・ 法令・条例違反については、FIT認定の取消しの可能性について中部経済産業局で検討いただくことを提案。
- ・ それ以外については強制力がない場合が多く、中部経済産業局から直接指導の流れが考えられる。

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-13. 経過観察と完了【継続と完了】

- 設定した期限に基づいて、発電事業者の指導に対する実施状況の確認を行う。
- 指導に対する達成状況に応じて指導を「継続」して行うか、「完了」(指導内容を確実に実施した)として指導を終了するか判断を行う。

(1)完了

- 発電事業者が指導内容に基づき、適切に対応を実施したことが確認できた場合、連絡が必要な関係者に対し、対応がなされたことの報告を行い、指導を終了し「完了」とする。
- 指導内容を適切に実施したことを確認する際には、改善された現場写真等を発電事業者から提示していただき、**第三者から見ても改善されたことが明らかであると確認できることが必要**となる。
- 本サポート窓口で適切に対応が実施されたことの確認が困難な場合(条例等に抵触している等、自治体の判断が必要な場合等)は、確認することができる担当者や担当窓口へ引継いだ時点で指導を終了し、「完了」とする。

(2)継続

- 上記「完了」したことが認められない場合、「3-12. 経過観察と完了【経過観察】」に基づき、再度指導を行う。
- 発電事業者が指導に対して、なぜ対応ができていないのか(進んでいないのか)についての聞き取りを行い、その原因について具体的に指導を行う。
- 再度指導を行っても改善の兆しが見られない場合、中部経済産業局から直接指導していただくことを検討する。

3. 中部再エネ発電設備地域サポート窓口業務

3-14. 未解決案件の対応【中部経済産業局への引継ぎ】

- 本サポート窓口での対応では解決まで至らなかった案件については、中部経済産業局に引継ぎを行い、対応をお願いする。

(1) 連絡が取れない場合

- ・ 通報者の情報、標識、公表情報等から特定した発電事業者の連絡先で連絡が取れなかった場合、中部経済産業局に連絡し、電力会社(発電事業者から電気を買い取る会社)へ確認をしていただく。

【電力会社でも連絡先が特定できない場合】

- ・ 発電事業者に連絡を取ることが不可能となるため、中部経済産業局に以降の対応をお願いする。

(2) 発電事業者の対応が行われない場合(強制力がある指導案件のみ)

- ・ 関係法令・条例、ガイドライン等に違反している案件で、発電事業者が度重なる本サポート窓口からの指導(3度程度)に対し、改善が認められない場合は、中部経済産業局に引継ぎ、対応をお願いする。⇒中部経済産業局にしかできない対応(FIT制度認定の取消しを含む強制執行の可能性の検討等)をお願いする。

4. 通報案件の整理・対応策

4. 通報案件の整理・対応策

4-1. 通報案件の概要

- サポート窓口開設期間中に通報のあった件数及び内容は、以下のとおりである。

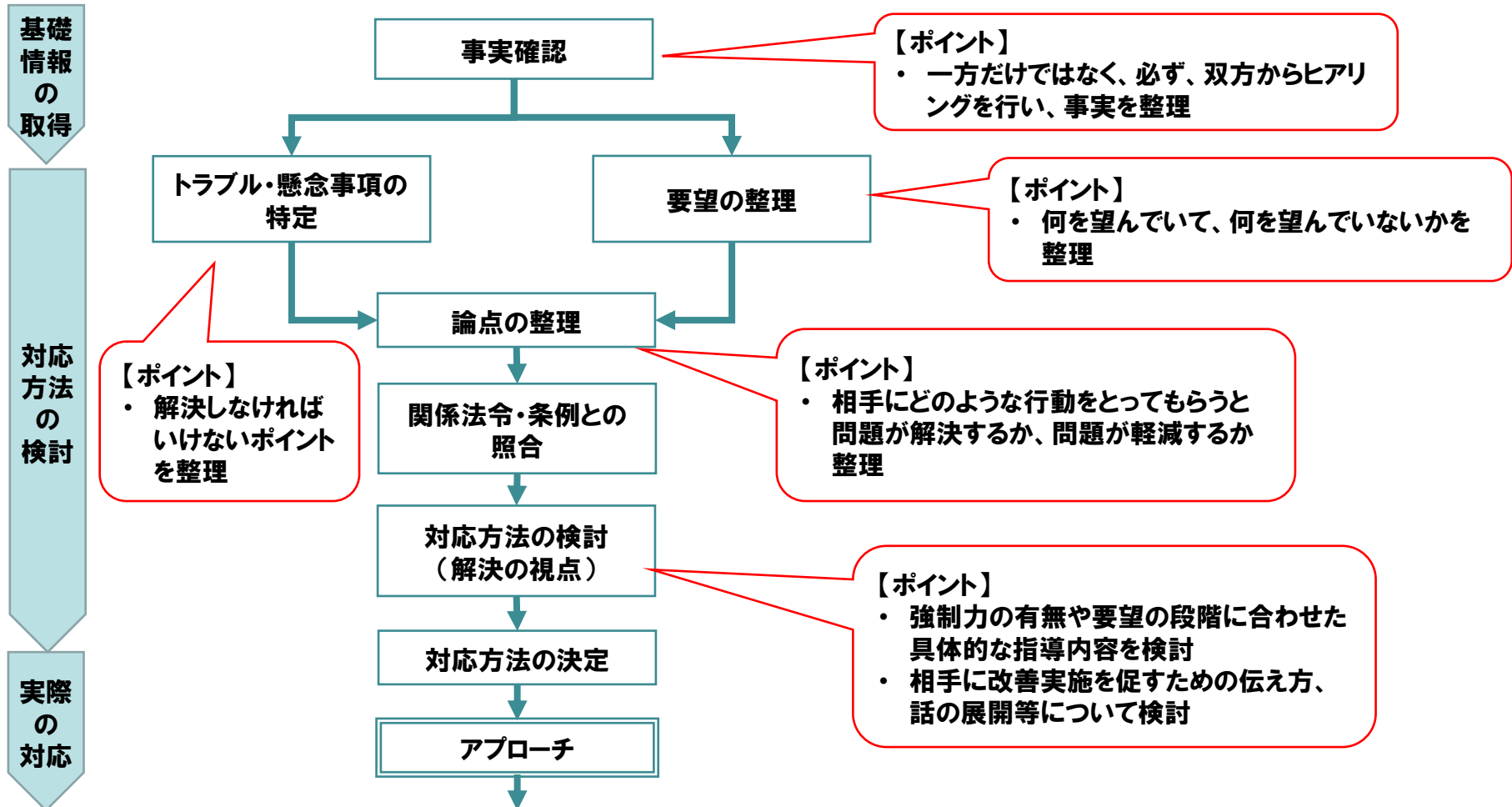
サポート窓口開設期間中の通報案件数:39件

	案件区分	件数	トラブルの主な内容・要因
①	柵塀・標識	7	柵塀・標識の未設置。
②	草刈り	3	雑草が伸びているのに放置。道路等の見通しが悪くなるなど、地域環境に影響。
③	関係法令・条例	2	- 関係法令・条例等に違反。 - 設計と施工後の違い(施工後に関係法令・条例違反が判明)。 - 景観上の懸念(関係法令・条例では「推奨事項」とされることが多い)。
④	地域共生	19	- 地域住民との関係構築不足。 - 説明会の未開催。 - 発電事業者の説明不足。 ⇒説明内容について、発電事業者と地域住民の捉え方の違い。 - 関係法令・条例に違反していないが、地域住民は不安(民事案件)。 - FIT制度の対象とならないケース。 (認定前、発電設備敷地外等のトラブル) - 太陽光発電設備建設自体をとにかく反対。
⑤	その他	8	- 関係法令・条例に違反していないが、地域住民は不安(民事案件)。 - FIT制度の対象とならないケース。 (認定前、発電設備敷地外等のトラブル)

4. 通報案件の整理・対応策

4-2. 対応方法の検討（事実関係の整理）

- トラブル解決に向けて、各段階におけるポイントを踏まえた上で、対応方法を検討する。



4. 通報案件の整理・対応策

4-3. 案件の解決に向けた視点の整理

- トラブル解決に向けた視点としては、以下のことが考えられる。

	案件区分	主な課題	トラブル解決のための視点の整理
①	柵塀・標識	柵塀・標識の設置	・ 柵塀・標識が設置されていない明確な事実があるか？ ・ 発電事業者は、設置義務違反であることを認識しているか？ ・ 改善の意思はあるか？
②	草刈り	雑草等の整備	・ 雑草等が繁茂している等、明確な事実があるか？ (雑草は、発電設備の敷地のものか？) ・ 『事業計画策定ガイドライン』の「推奨事項」であることを認識しているか？
③	関係法令・条例	関係法令・条例の遵守	・ どの分野の法令・条例に違反もしくは抵触している可能性があるか？ ・ 関係法令・条例に違反もしくは抵触している事実があるか？ ・ 発電事業者は関係法令・条例に違反もしくは抵触していることを認識しているか？ ・ 関係法令・条例の遵守に向けて、改善する意思があるのか？
④	地域共生	地域住民との関係構築	・ 発電事業者は、地域住民の不安(不満等)について認識しているか？ ・ 発電事業者は、『事業計画策定ガイドライン』の「推奨事項」であることを認識しているか？ ・ 発電事業者と地域住民の説明の質・量に対しての認識の違いはどの程度か？
⑤	その他	地域住民との関係構築 通報者の認識	・ 通報者の感情的、思い込みではないか？ ・ 民事案件ではないか？ ・ 本サポート窓口で対応できる(対応する)案件かどうか？

4. 通報案件の整理・対応策

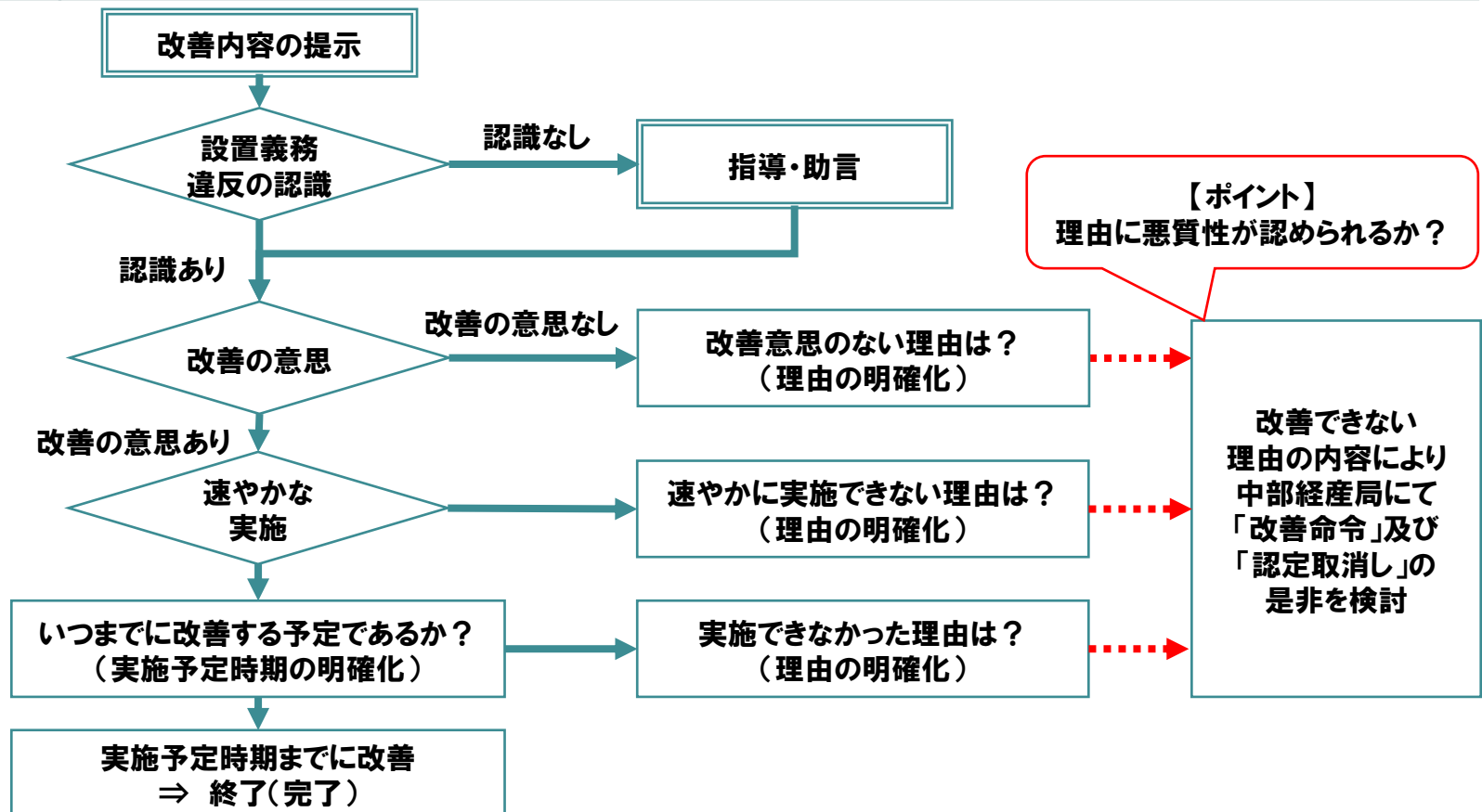
4-4. 案件の対応策【柵塀・標識】

- 柵塀・標識の未設置は、明確な「義務違反」であることから、以下のフローに従い指導を行う。

視点

【柵塀・標識が設置されていない事実が判明した場合】

- ・ 発電事業者は、設置義務に違反をしているという認識があるか？改善の意思はあるか？



4. 通報案件の整理・対応策

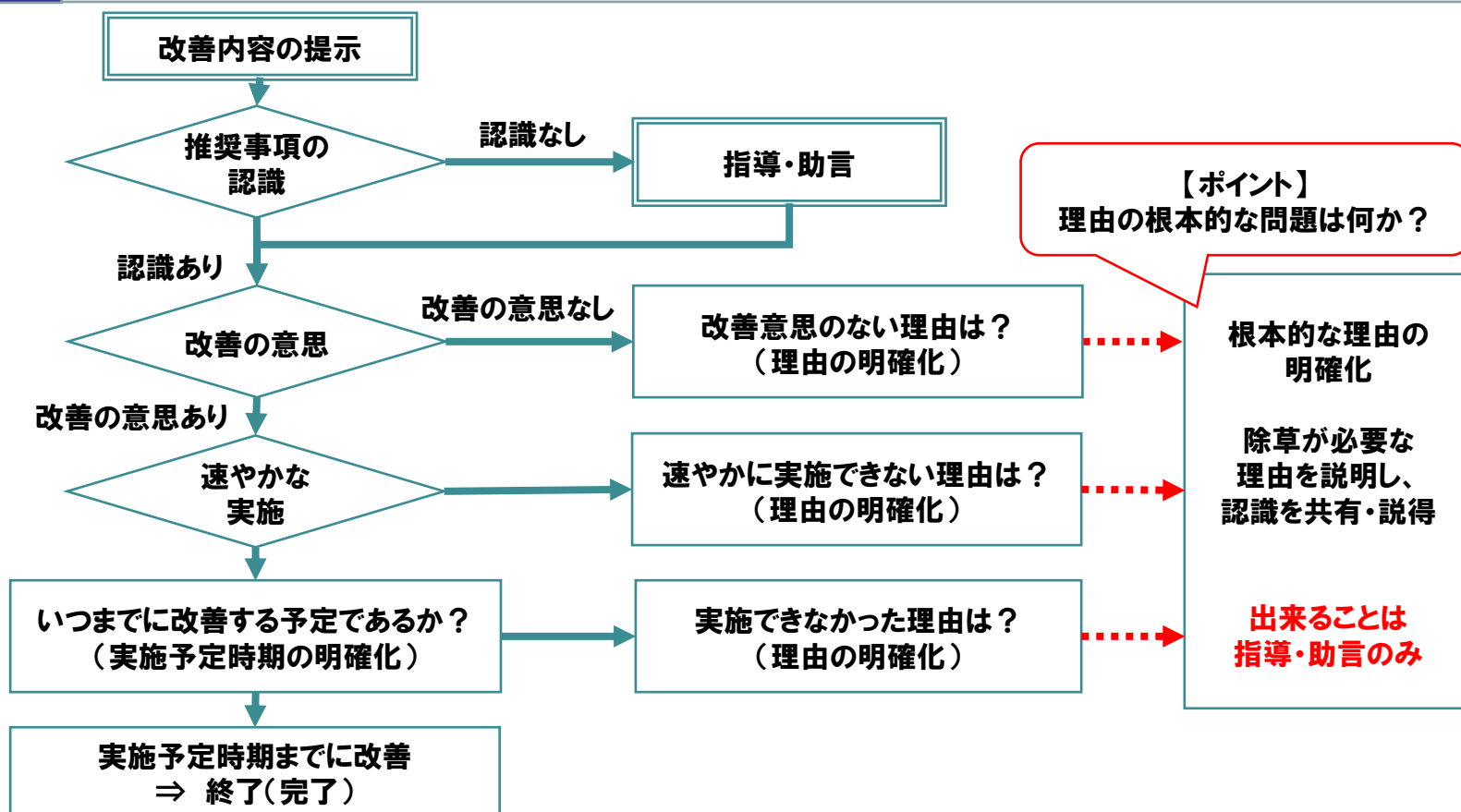
4-5. 案件の対応策【草刈り】

- 草刈りは発電性能の維持や周辺環境への配慮の取組みとして「推奨事項」であることから、以下のフローに従い指導を行う。

視点

【雑草等が繁茂している等、明確な事実が判明した場合】

- ・ 発電事業者は、ガイドラインの「推奨事項」を遵守していないという認識があるか？



4. 通報案件の整理・対応策

4-6-1. 案件の対応策【関係法令・条例】

- 関係法令・条例に違反もしくは抵触しているかの判断は、**自治体の担当窓口を確認**を行う必要がある。
⇒関係法令・条例に関する専門的知識が必要となるため、地域住民からの通報は少なく、自治体等の担当窓口からの通報が多数を占める。

- FIT制度認定の申請には「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」が必要。

【FIT制度の認定を受けている場合】

- 発電事業者は、関係法令・条例について基準を満たしている。
- 認定を受けた発電設備では、関係法令・条例違反に関するトラブルは起こらないと考えられるが、何らかの理由により、トラブルとなっている。

⇒ただし、自治体が個別に制定している条例については、発電事業者が認識していない場合もあり、この場合は「企画立案」段階から問題が起こっていると考えられる。

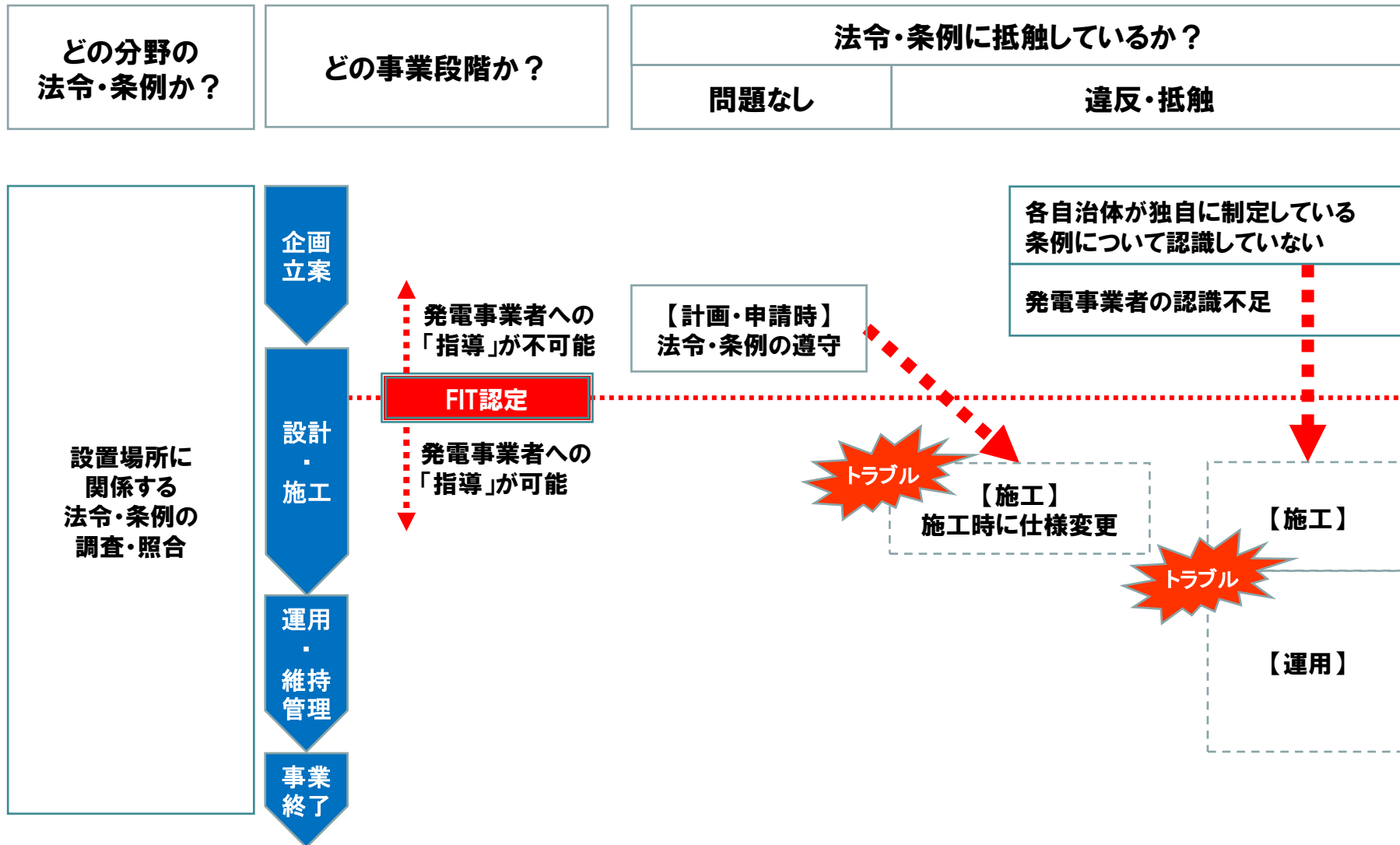
トラブルになっているケースから要因を探ると、発電事業者の認識不足が多数を占める。

視点

- どの分野の法令・条例に抵触している可能性があるのか？
- 通報案件は、どの事業段階の内容か？
- 法令・条例に抵触している事実があるのか？違反の可能性の度合いは？
- 発電事業者は、問題となっている案件に係る法令・条例を認識しているか？
- 関係法令・条例の尊重に向けて、改善する意思があるのか？

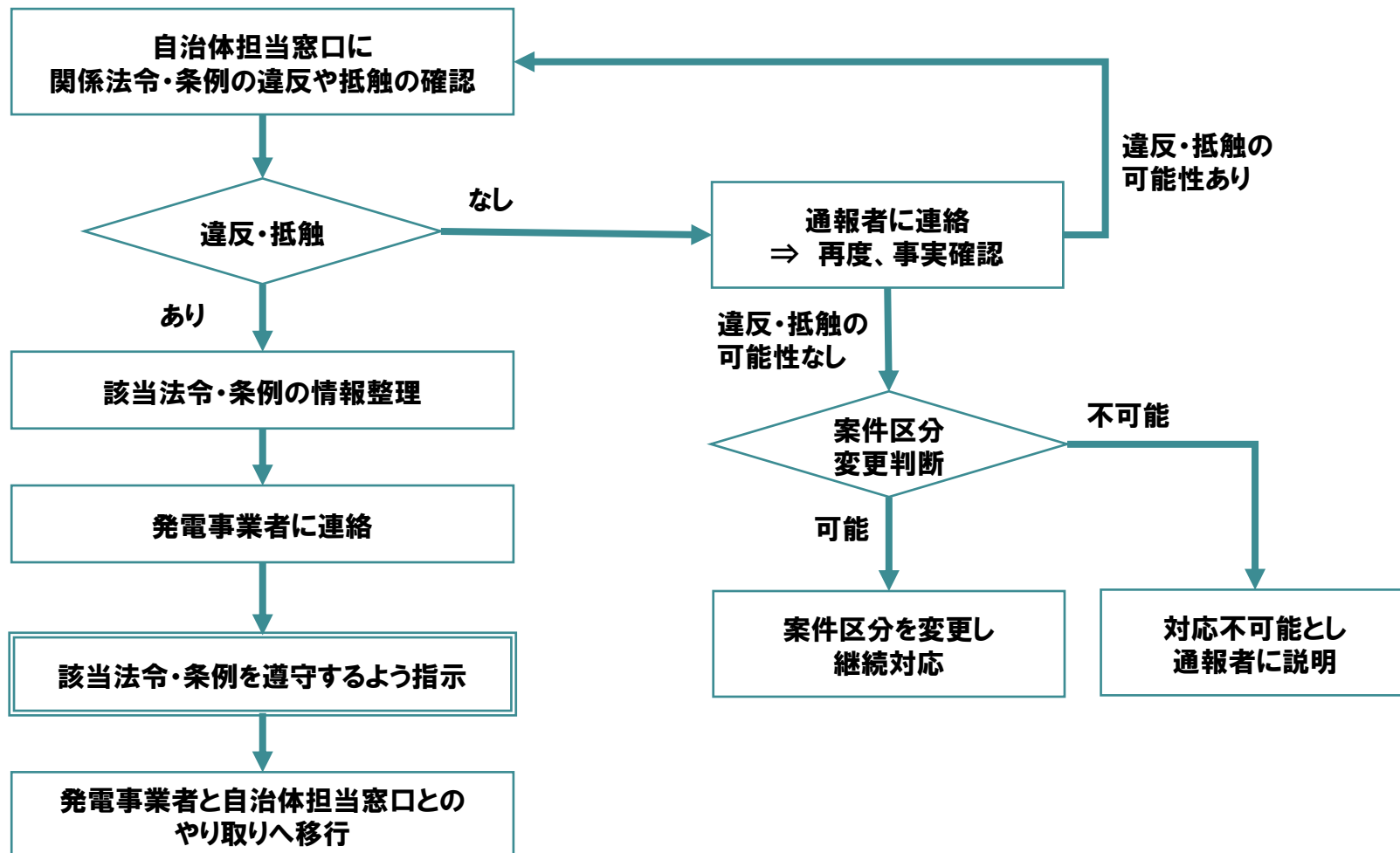
4. 通報案件の整理・対応策

4-6-2. 案件の対応策【関係法令・条例】



4. 通報案件の整理・対応策

4-6-3. 案件の対応策【関係法令・条例】



※改善されたかの判断は本サポート窓口ではできない。
自治体担当窓口に判断していただくために引継ぎ

4. 通報案件の整理・対応策

4－6－4. 案件の対応策【関係法令・条例】

(1) 事実確認

- ・ 通報案件について、本当に関係法令・条例に違反もしくは抵触しているかの確認を自治体担当窓口連絡し、確認を行う。

(2) 対応

①違反もしくは抵触している場合

【事実の確認が取れた場合】

- ・ 該当する法令・条例の詳細について自治体担当窓口を確認し、情報の整理を行う。
- ・ 発電事業者連絡し、上記事実を伝え、事実確認を行う。
- ・ 関係法令・条例に違反もしくは抵触しているため、発電事業者の認識に関わらず、法令・条例を遵守していただくこととなるが、一方的に通達するのではなく、事実確認を行うことで、より協力的に改善に取り組んでいただくことを目指す。
- ・ 該当法令・条例を遵守するよう指導する(強制力あり)。
- ・ 対応(改善)結果については自治体担当窓口へ報告をしていただく(本サポート窓口での対応を「完了」し、自治体窓口担当へと移行する)。

【発電事業者が改善を実施したかどうかの判断】

- ・ 現地確認や必要書類が自治体担当窓口へ受理されたかどうか等、本サポート窓口では確認が困難であるため、発電事業者へ改善の指示を伝えた段階で、自治体担当窓口へ引継ぐことが妥当と考えられる。

【改善指導に対して、発電事業者が改善を行わない場合】

- ・ 再度、自治体担当窓口へ連絡していただくこととし、その際には中部経済産業局からも指導していただく。

4－6－4. 案件の対応策【関係法令・条例】

②違反もしくは抵触していなかった場合

- ・ 通報者に連絡し、自治体担当窓口を確認した旨を伝え、再度トラブルの要因について確認を行う。
- ・ 再度トラブルの確認をした際に他の関係法令・条例に違反もしくは抵触している場合は、再度、自治体担当窓口連絡し、確認する。

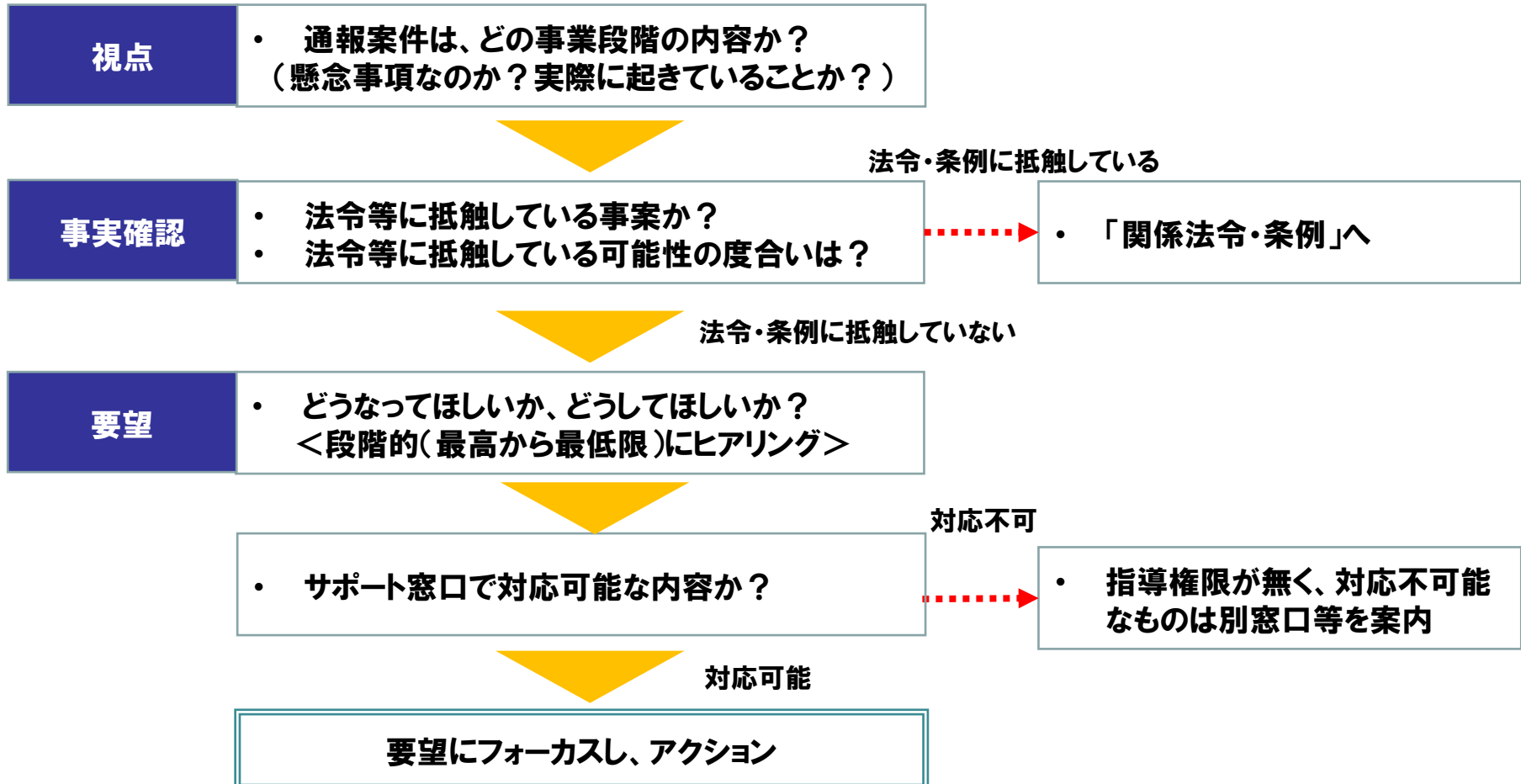
【違反もしくは抵触の事実が無い場合】

- ・ 他の案件区分に該当しないかを確認し、該当する案件区分がある場合は、その案件区分の対応に準じる。
- ・ また、対応が困難（民事案件等の本サポート窓口対応範囲外）な場合は、その旨を通報者に説明し、納得していただくことで「完了」とする。

4. 通報案件の整理・対応策

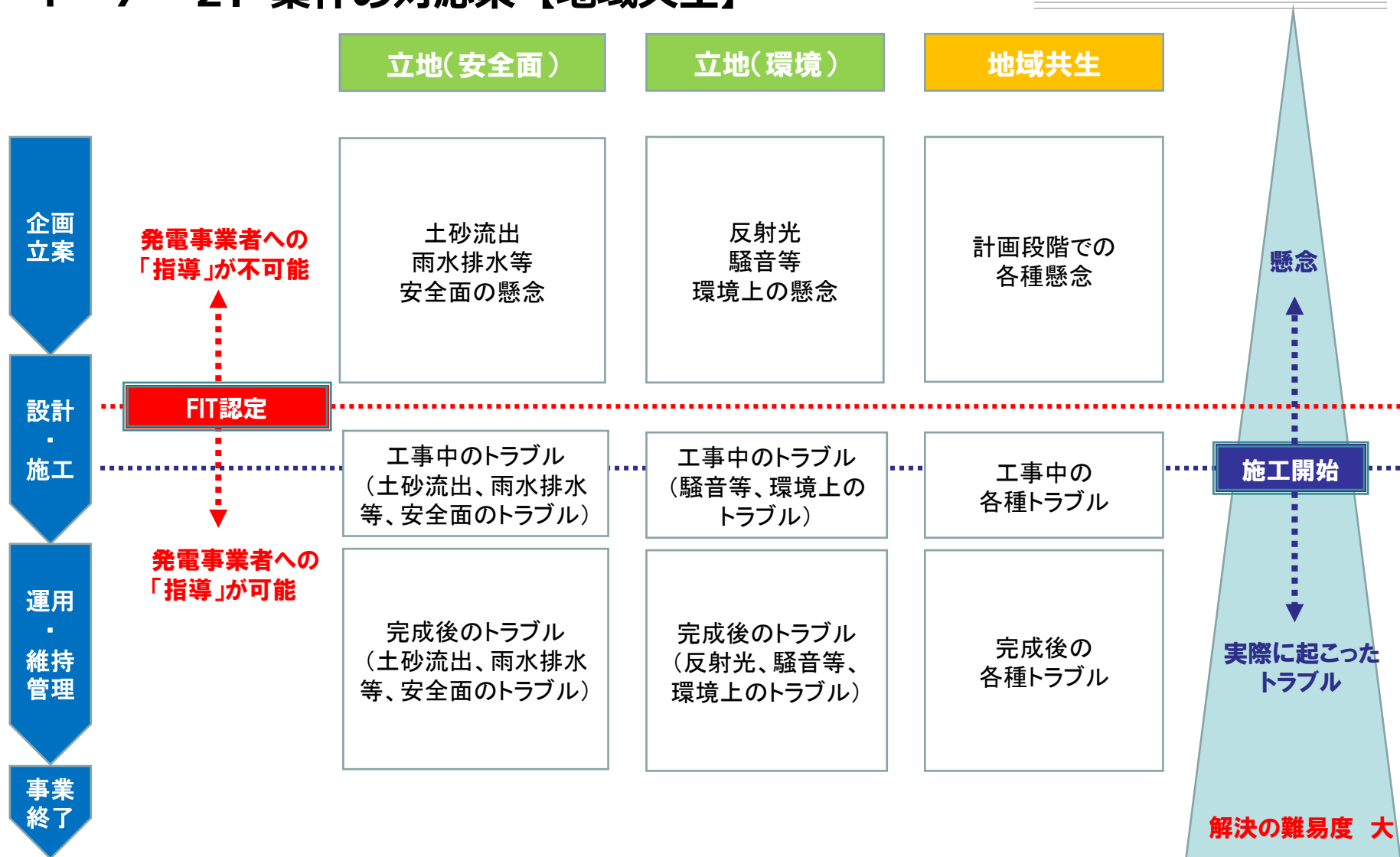
4-7-1. 案件の対応策【地域共生】

- 「地域共生」案件は、発生段階や根本的な原因等が多岐に渡っており、状況に応じて対応方法が異なるため、以下のフローに従い指導を行う。



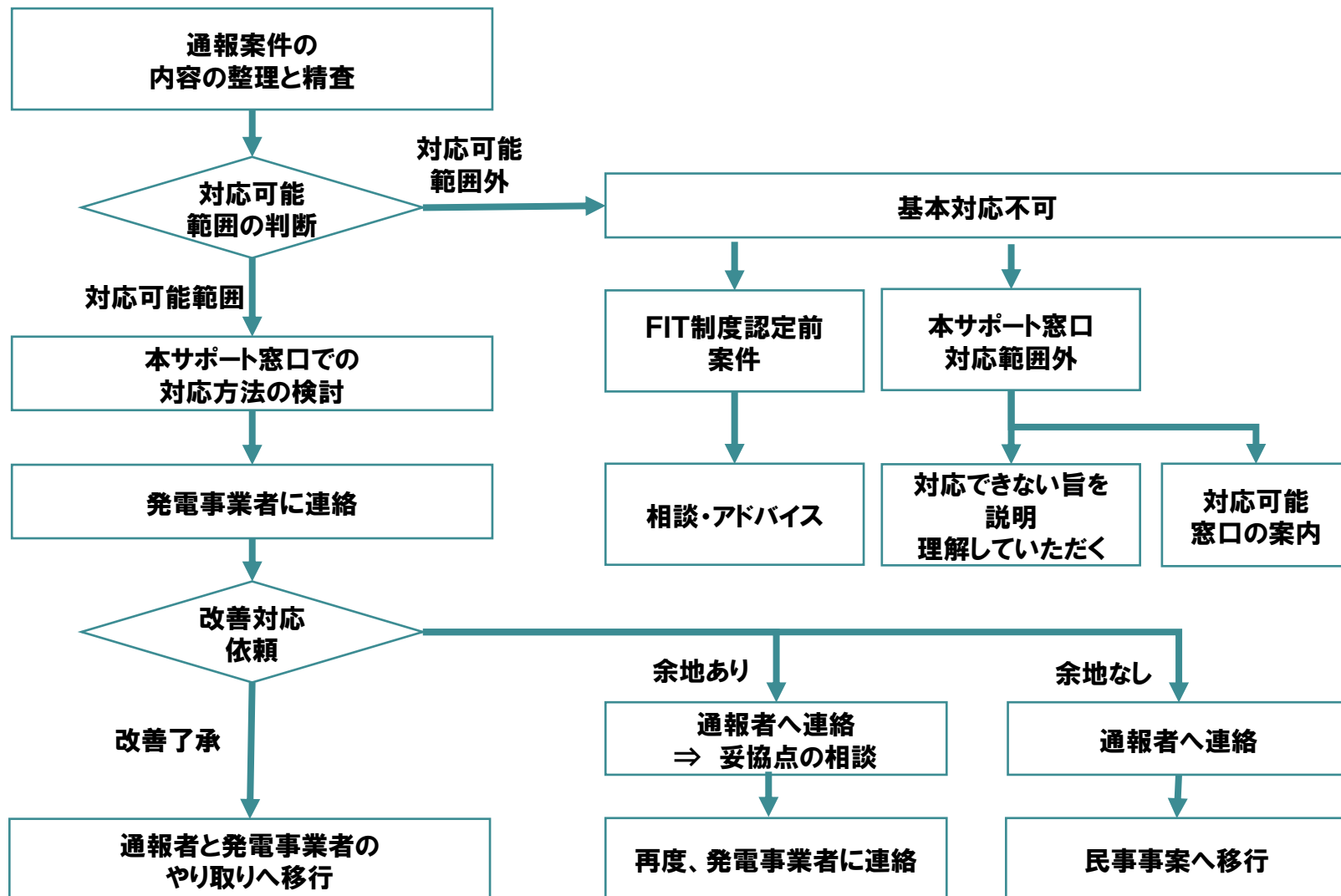
4. 通報案件の整理・対応策

4-7-2. 案件の対応策【地域共生】



4. 通報案件の整理・対応策

4-7-3. 案件の対応策【地域共生】



4. 通報案件の整理・対応策

4-7-4. 案件の対応策【地域共生】

(1) 通報案件の整理と精査

- 地域共生案件は、発電事業者の説明に対して、地域住民が納得していない場合が多数を占めており、**本サポート窓口を含む行政からの指導に強制力がない**(『事業計画策定ガイドライン』の「地域住民との関係構築(推奨事項)」)ため、**双方の歩み寄りによる話し合いの場を設けることが目標**となる。
- 案件の内容によっては、本サポート窓口で対応できない場合もあるため、通報案件を受け付けた際に情報を整理するとともに、対応が可能な範囲かどうかの判断を行う必要がある。

(2) 本サポート窓口の対応可能範囲

- 本サポート窓口の対応範囲は、あくまでもFIT制度の認定がされていることが前提**となるため、申請前の案件やFIT制度と関係が無い自家消費等の発電設備に対しては、指導を行う権限がない。
- また、地域共生において通報案件の多数を占める発電事業者の説明に対する地域住民の不納得についても、発電事業者の「推奨事項」であり、発電事業者に対する指導の強制力は低い。そのため、発電事業者に対する協力のお願いとなり、発電事業者に対して地域住民が本当の意味で納得できる説明を求めることも困難である。

4. 通報案件の整理・対応策

4-7-4. 案件の対応策【地域共生】

(3) 本サポート窓口で対応が可能な場合

- ・ 地域共生において通報案件の多数を占める発電事業者の説明に対する地域住民の不納得については、指導の根拠となる『事業計画策定ガイドライン』の地域住民との関係構築が「推奨事項」となっているため、強制力のある指導ができない。
- ・ そのため、通報者と発電事業者の**双方が歩み寄る話し合いの場を提供することが目標**となるため、通報者からは理想的、最低限これだけは譲れないもの等、要望を段階的・具体的に聞き取りを行うとともに、その旨を通報者に伝え、納得していただく必要がある。
- ・ 発電事業者に対しては、通報者からの要望を理想的なものから伝え、対応が可能かどうかの検討をしていただき、状況に応じて要望を下げて協力をお願いする。また、この際に通報者が求めている説明(要望)やそれに対して、どういった対応(説明資料等)が求められているのかを具体的に示すことで、発電事業者が前向きに協力していただけるよう促し、話し合いの場を設けられるように努める。
- ・ 地域共生案件は長期にわたる場合が多く、本サポート窓口では継続して最後まで対応することは困難なため、発電事業者と通報者の話し合いの場を設けた時点で「完了」とし、その後、新たな問題が発生した場合は再度連絡をいただくこととする。

(4) 本サポート窓口の対応範囲外の場合の対応

① 相談やアドバイスが可能な場合

- ・ FIT制度の認定前(発電事業者が申請を検討中、申請中等)の場合、通報者に対して『事業計画策定ガイドライン』の「地域住民との関係構築(推奨事項)」を基に相談やアドバイスすることは可能である。
- ・ ただし、発電事業者に指導はできない。

② 本サポート窓口では対応がどうしてもできない場合

- ・ FIT制度と関わりがない自家消費や発電事業者が自身で売電先を探した(FIT制度の認定を必要としていない)場合、本サポート窓口には指導の権限がないため、対応が不可能となる。
- ・ この場合、その旨を通報者に説明し、納得していただくこととなる(民事で争っていただくこととなる)。

4. 通報案件の整理・対応策

4-7-5. 案件の対応策【地域共生】（反射光）

- 発電事業者は年間最大発電量を想定し、最適なレイアウトを設計しているが、太陽光パネルの反射光については考慮していないこともあり、実際に発電設備が建設された際に問題が発覚するケースがある。
- 発電事業者は、太陽光パネルを設置する方位や傾斜角度を算出しているため、反射光についても同様に算出し、地域住民の不安等を払拭することが必要である。

視点

- ・ 反射光が差している事実があるのか？
- ・ 単なる懸念か？

事実確認

- ・ 太陽光パネルの設置場所は、どの方位にあるのか？

- ・ 反射光が差し込まない根拠を示すことが必要

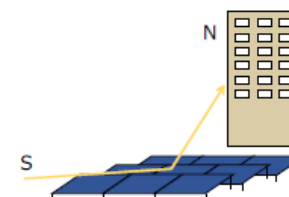
参考資料

下記に該当する場合、住宅等へ反射光による影響が生じる可能性があります。

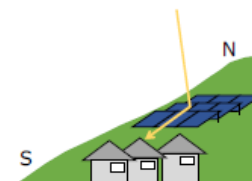
- ① 冬季は南から低く入る太陽光が北側の高い方向に反射するため、設置場所の北側に高い建物がある場合、反射光が建物内に射し込む可能性があります。
- ② 斜面地へのパネル設置で南側に近接して住宅等がある場合、夏季の正午前後の高い仰角で射し込む太陽光の反射光が、南側の住宅等に射し込む可能性があります。
- ③ 東側又は西側が大きく拓けている土地に太陽光発電施設を設置する場合、その反対側に住宅等がある場合は、朝又は夕方に住宅等に反射光が射し込む可能性があります。

参考：「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例 許可申請及び届出等の手引き」（令和元年11月 神戸市環境局）

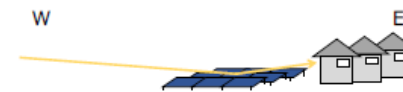
①の例（イメージ）：



②の例（イメージ）：



③の例（イメージ）：



（出典）環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」から抜粋

4. 通報案件の整理・対応策

4-7-6. 案件の対応策【地域共生】（騒音）

- 騒音問題は規制や法律が一本化されておらず、騒音問題が発生した際にどのような基準値を参照するかは、「対象の騒音の発生源の主体」や「発生している地域」等に基づいて判断する必要がある。

視点

- 騒音は何に起因するものか？（工事に関する騒音か？発電設備に関する騒音か？）
- 一時的な騒音か？恒常的な騒音か？

事実確認

- 騒音レベルはどの程度か？
（ケースごとに参照とする基準値が異なる）

●主な関連法案：環境基本法（環境基準）、騒音規制法
※「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事にともなう発生する相当範囲にわたる騒音」について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とした法律。

参考資料

環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」 第2章 2-3 設計段階の環境配慮のポイント 3 騒音

騒音レベルの予測結果が、保全対象となる住宅等の所在地に適用される環境基準を超える場合や、周囲に主要な騒音発生源がない極めて静穏な環境であり、施設稼働時の保全対象の住宅等における騒音が環境基準以下であっても不快に感じる恐れがある場合など、騒音について懸念される場合は、対策を講じる必要があります。

《参考情報》

騒音に係る環境基準（平成10年環境省告示第64号）

地域の類型と用途地域の目安	環境基準	
	昼間	夜間
AA：住宅地以上に特に静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等の施設が集合して設置されている地域	50dB 以下	40dB 以下
A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域	55dB 以下	45dB 以下
B：第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域		
C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	60dB 以下	50dB 以下

注）工業専用地域は地域の類型の当てはめはありません。また、地方公共団体によっては、用途地域の定めのない地域についても地域の類型の当てはめが行われている場合があります。

（出典）環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」から抜粋

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-1-1. 早期の事業段階における指導の重要性

- トラブルの発生を防ぐためには、早期の事業段階（「企画立案」段階）から発電事業者（事業に関連する事業者）に対して、トラブルを予防するための情報収集の方法や対応等を指導することが重要である。

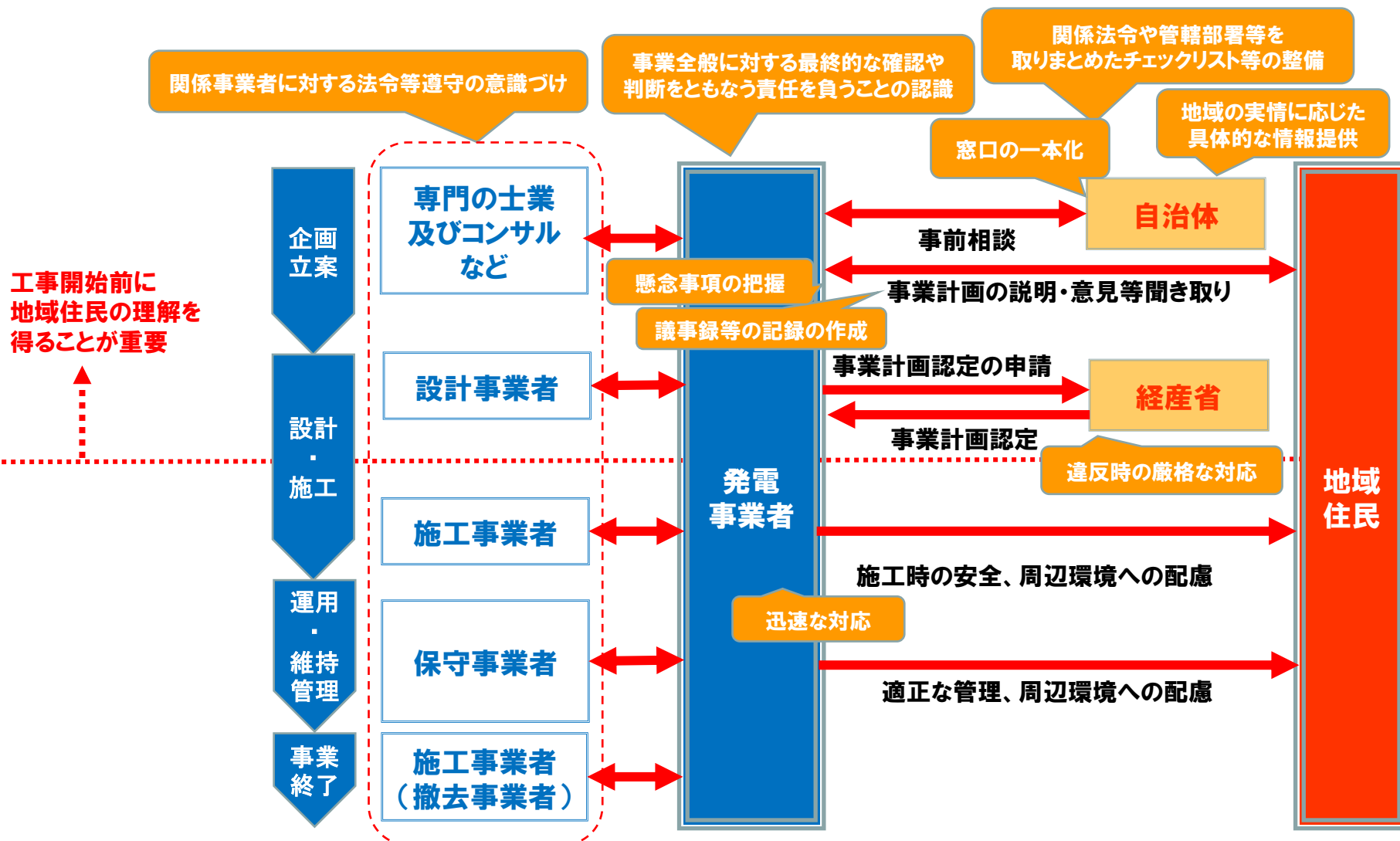
（1）各事業段階における課題とポイント

- ・ 発電事業者がFIT制度の認定を受けるには、『事業計画策定ガイドライン』を踏まえて事業計画を作成し、事業を進めていくこととなるが、「企画立案」から「設計・施工」の段階で地域住民とのトラブルが起ることが多い。
- ・ 計画が進行した段階で問題が発覚した場合、事業計画の大幅な見直しや対策が必要となり、事業が停滞してしまうことや解決が困難となる可能性がある。
- ・ また、通報案件の中には、早期に対応することで、大きなトラブルにならなかったと思われるケースも見受けられることから、事業を円滑に推進するには、**早期の事業段階（「企画立案」段階）での適切な指導が重要**となる。
- ・ 各事業段階における課題と予防策のポイントは、以下のとおりである。

事業段階	課題	予防策のポイント
企画立案	・ 適切な情報提供による関係法令・条例等の認識の徹底	・ 事前相談時の機会を有効に活用した適切な情報提供 ・ 初期対応窓口の一本化
	・ 発電事業者による質と量をともなった情報の提供	・ 地域住民が安心、納得できる情報の提供 （適切な範囲、懸念事項の把握と具体的な対応策等）
	・ 地域住民からの意見や要望に対する対応	・ 説明時の議事録等の記録 ・ 回答期日等を設定した迅速な対応
設計・施工	・ 発電事業者は、関係事業者に対しても、説明や情報共有等を行う責任があることの理解	・ 発電事業者に対する責任の所在に関する指導（直接的な指導） ・ 関係事業者との関係法令・条例等に関する認識の共有
運用・維持管理	・ 悪意のある発電事業者の存在	・ 明らかに悪意が認められる場合の速やかな認定取消の実施

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-1-2. 早期の事業段階における指導の重要性



5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-2-1. 法令・条例、ガイドラインの遵守

- 関連する法令・条例やガイドラインに違反しているケースでは、発電事業者や事業に携わる関連会社の認識不足が大きな原因となっており、**いかに適切な情報を提供し、認識を徹底させるかが課題**となる。

主な要因

- 発電事業者が法令・条例やガイドラインに対して知識や認識が不足していると考えられる(特に、**自治体が個別に制定している条例について、認識、理解していないケース**が見られる)。



- 現状、FIT認定申請時に提出する「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」においては、各自治体が個別に制定している条例等は、「その他の法律・条例に係る手続」の項目に一括りにまとめられているため、発電事業者が認識しづらいと考えられる。

「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」の「その他の法律・条例に係る手続」の項目

20	その他の法律・条例に係る手続 (注4) (法令名: △△県××条例)	☒ 有	☐ 手続済	確認日: 2019年12月1日 部署: △△県環境部環境評価課 担当者名(役職): 環境花子(主事) 連絡先(TEL): 0000-00-0000
		☐ 無 ☐ 確認中	☒ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	
上記以外の相談先(部署名)(注5)				
・ △△県企画部エネルギー環境課 (関係法令全般に係る相談)				
・ ○○市企画政策部エネルギー課 (関係法令全般及び地域住民との調整に係る相談)				

(出典) 資源エネルギー庁HPから抜粋

課題・予防策案

発電事業者自らが、関係条例等を検索することに期待するには限界があるのではないかと
自治体からも積極的に適切な情報提供はできないか？

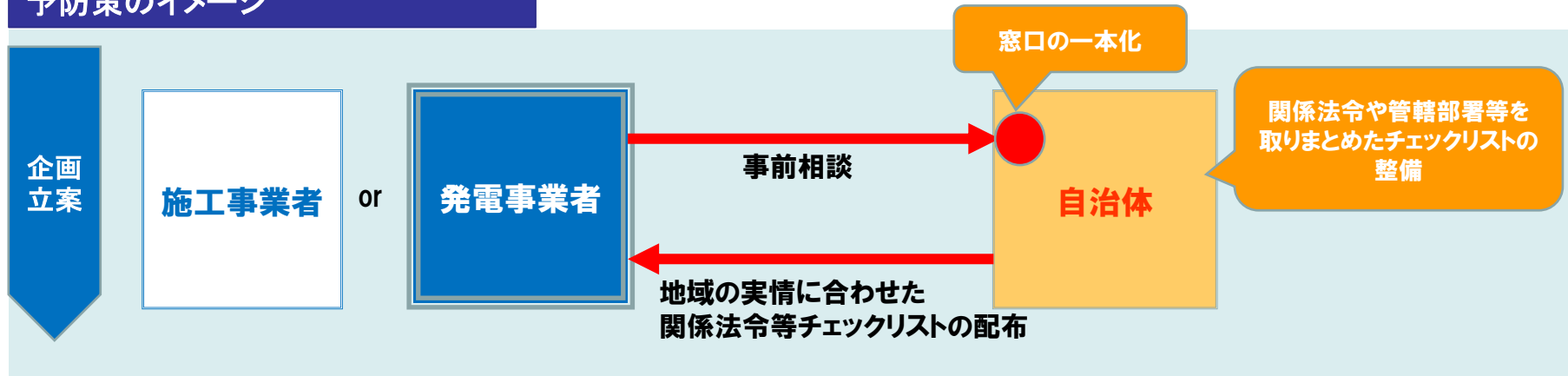
- 『事業計画策定ガイドライン』では、「自治体に対して計画を説明し、適用される関係法令・条例の確認を行う」ことが「遵守事項」となっている。
- **自治体は発電事業者から発電事業計画の相談や説明を受け、機会を有効活用し、的確に指導を行う必要がある。**
- そのためにも、自治体の担当窓口が明確でない場合には、**初期の対応窓口を一本化して、事前相談の対応が必要**である。
- 自治体によっては条例やチェックリスト等により、その自治体で関係する法令の概要や管轄部署等を独自に取りまとめている場合があるが、取りまとめていない自治体も見られる。
- そのため、発電事業者に対して的確な指導を行う上でも、**自治体ごとに地域の実情に合わせて関係法令等の概要や管轄部署等を取りまとめた独自のチェックリスト等を作成し、相談があった際には積極的に情報提供することが必要**である。

具体的な案件事例: 6-4-2. 関係法令・条例

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-2-1. 法令・条例、ガイドラインの遵守

予防策のイメージ



【発電事業者に情報提供・指導を実施するタイミング】

- ・ 発電事業者が関係法令・条例等について自治体に問い合わせをしてきた時が、適切な指導を実施するタイミングである。
- ・ このタイミングを逃さず、関係法令等に関する必要事項の説明を行う。
- ・ また、関係法令・条例等の遵守のほか、責任の所在の説明、地域住民に関する情報提供も同様に行う必要がある。

【自治体の準備】

- ・ 初期の問い合わせ窓口を一本化し、FIT制度全般に関する留意点の指導が必要＝FIT制度専門窓口の設置・周知。
⇒HP等でも情報提供が必要
- ・ 条例等が制定されていない自治体は情報提供や指導に必要な書類（関係法令等一覧やチェックリスト等）の整備を推進する。

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

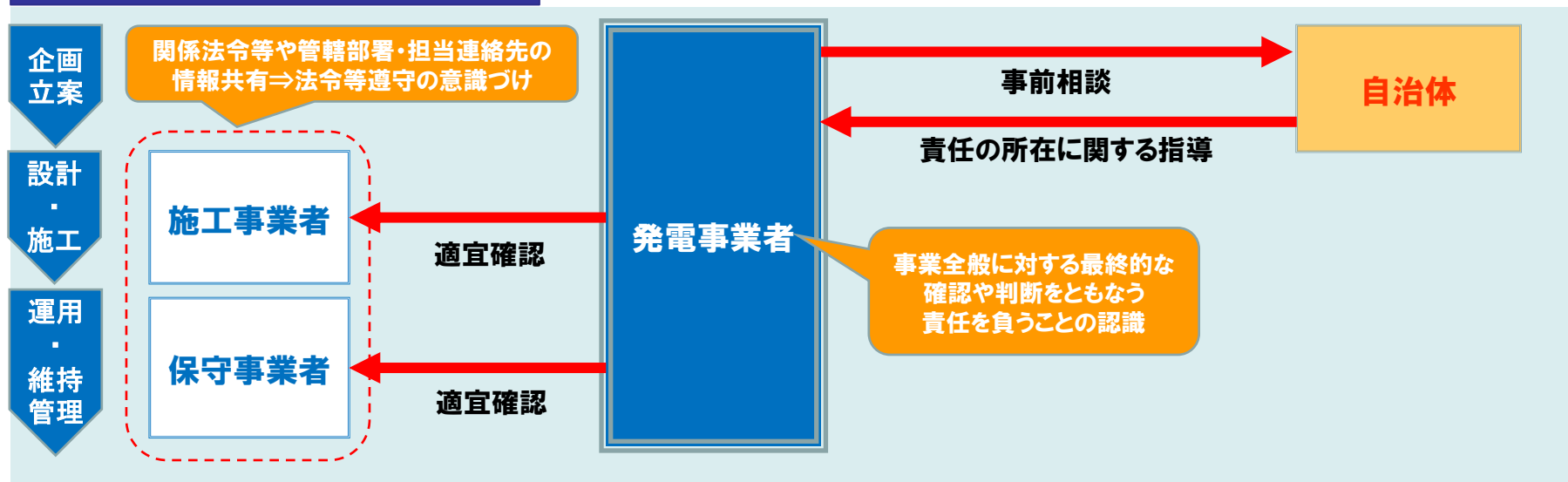
5-2-2. 法令・条例、ガイドラインの遵守

主な要因	課題・予防策案
- 発電設備を設置する過程(企画から実際の設置、FIT制度認定終了後の設備撤去に至るまで)において、必ずしも1事業者が一貫して事業を行うとは限らない。 - そのため、「企画立案」「設計・施工」「運用・維持管理」「事業終了」の事業段階ごとや、長期に渡って(複数の事業段階に継続して)トラブルが発生するケースがある。 - 要因としては、それぞれの業務を担当する事業者が異なることで、関係法令・条例等に関して認識が統一されていないことや発電事業者が認識していても、施工事業者の認識不足により違反しているケースが見られる。 ✓ 一般的に関連するガイドラインや法令・条例については、関係する全ての事業者が認識しているものと思われるが、サポート窓口に寄せられた案件を見ると必ずしも徹底されていない。  『事業計画策定ガイドライン』に記載されている事項については、発電事業者が事業全般に対する最終的な確認や判断をともなう責任を負うこととされている。発電事業者はこのことを理解しておらず、事業に関連する事業者に対して、説明や情報共有等を行う責任があることを理解できていない。 具体的な案件事例: 6-4-1. 関係法令・条例	- 計画段階から自治体による指導(情報提供)ができないか？ - 関係事業者に対して説明、情報共有を実施したことを証明することはできないか？ - 自治体は発電事業者から発電事業計画の相談や説明を受けられる機会を有効活用し、的確に指導を行う必要がある。 - 発電事業者が関係事業者に業務を委託する場合、遵守すべき法令・条例等は、受託事業者が責任を負うべきものであるが、発電事業者は法令等の遵守状況や、適切に実施されていることを適宜確認することが適切であると指導する必要がある。 - 発電事業者は、関係事業者との認識を共有する上で、『関係法令手続状況報告書』や自治体独自のチェックリスト等を活用し、関係法令等や管轄部署・担当連絡先等の情報共有を行う必要がある。

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-2-2. 法令・条例、ガイドラインの遵守

予防策のイメージ



【関係事業者と関係法令等に関する情報共有の徹底】

- 自治体が個別に作成した関係法令等に関するチェックリストがある場合には、**関係事業者とも必ず情報を共有し、法令遵守の意識づけを徹底する。**
- 自治体が個別に作成したチェックリスト等がない場合には、FIT制度認定申請書類「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に自治体の条例等、担当課・連絡先等を記載したものを関係事業者と共有する。

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

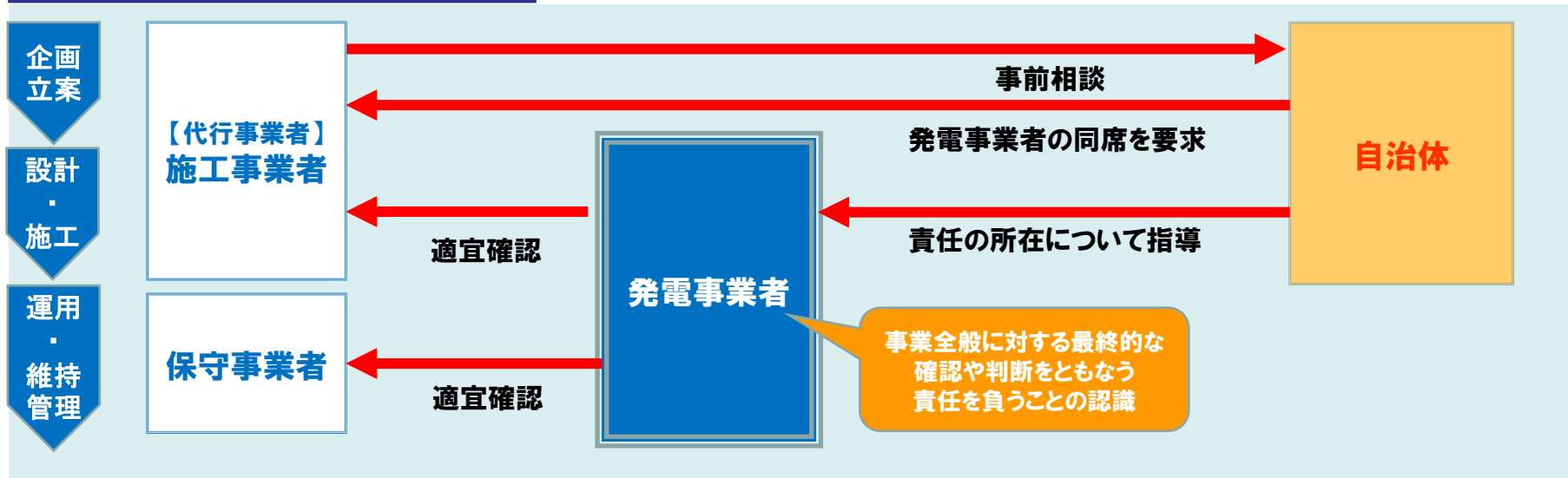
5-2-3. 法令・条例、ガイドラインの遵守

主な要因	課題・予防策案
- 発電事業者が、運用・維持管理等を保守事業者等に全て任せてしまい、運用・維持管理等に関与していないケースが見られる。 ✓ 投機や土地活用目的（農地、空き地、後継者がいない、相続等が背景）で、太陽光発電施工事業者の勧めにより発電設備を設置しているケース ✓ 転売等で所有権が変更しているケース など 【通報案件の場合】 - 発電事業者と連絡すると「わからないので、保守事業者に聞いてほしい」と回答される。  - 発電事業者が『事業計画策定ガイドライン』や関係法令・条例について理解していない。 「『事業計画策定ガイドライン』に記載する事項については、全て再生可能エネルギー発電事業者の責任において実行すべきものである」とされていることを理解していないケースがある。 具体的な案件事例：6-4-2. 関係法令・条例	発電事業者に責任の所在について指導（説明）する機会を設けることはできないか？ - 自治体は発電事業者から発電事業計画の相談や説明を受ける機会を有効活用し、的確に指導を行う必要がある。 - また、説明時には、代行事業者だけではなく、必ず発電事業者にも同席を求め、責任の所在について指導する。 （※オンラインによる面談手段も一般化してきており、遠方でも直接指導を行うことができる環境ができつつある。）

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-2-3. 法令・条例、ガイドラインの遵守

予防策のイメージ



【事業全般の責任を負うことの認識と関係事業者への確認の徹底】

- 『事業計画策定ガイドライン』には、ガイドラインに記載されたことは発電事業者の責任において実行すべきものと示されている。
- また、再エネ特措法施行規則にも、施工状況及びその結果の確認を行うことと定められていることから、**施工状況の確認も含め発電事業者の責任であることを適切に指導することが必要である。**

『事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)』
第2章第2節 設計・施工 3. 施工

- ① 1. 及び2. で行った設計に基づき、かつ、関係法令及び条例の規定に従い、施工を行うこと。施工を委託する場合、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、施工委託先に対して、関係法令及び条例を遵守した適切な施工を求めるとともに、施工状況及びその結果の確認を行うこと。〔再エネ特措法施行規則第5条第2項第1号、第5条の2第3号〕

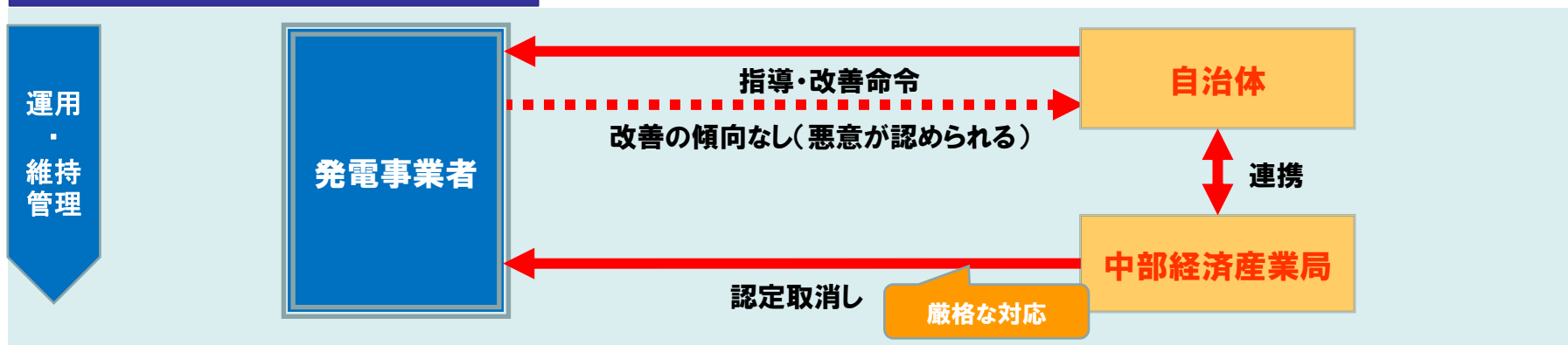
(出典)「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」から抜粋

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-2-4. 法令・条例、ガイドラインの遵守

主な要因	課題・予防策案
- 発電事業者に悪意があることも考えられる。 - ガイドライン、法令・条例を認識した上で、違反していることも認識していながら、対応を放置していることも考えられる。 ✓ ガイドライン、法令・条例の抜け道や必要とされる対処をせず費用削減をしようとする等(悪徳事業者)	【発電事業者が悪意がある場合】 トラブルや懸念事項が発覚した場合、迅速な指導を行うとともに、指導及び改善命令に従わない場合には、速やかに認定取消し等の厳格な対応を行う。

予防策のイメージ



5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-3-1. 地域住民との関係構築

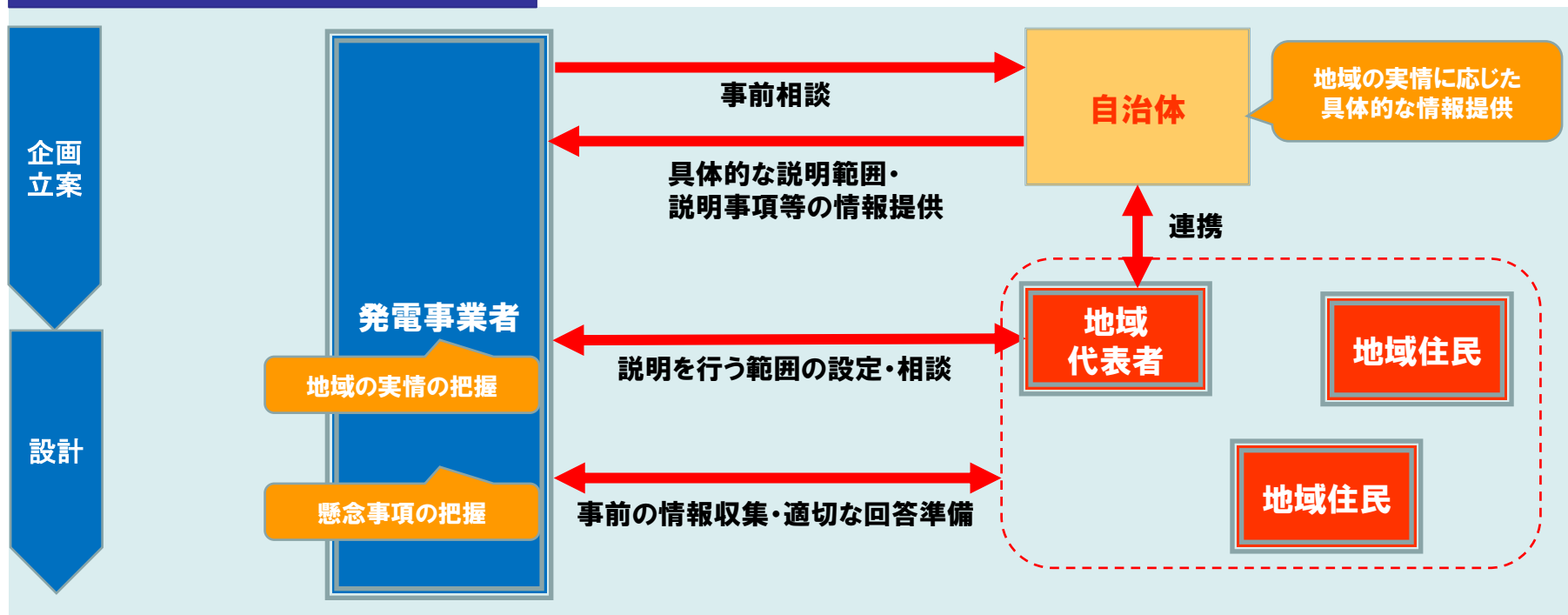
- 法令等の違反ケース以外の大多数のトラブルは、地域住民との関係構築が上手くいっていないために起きている。発電事業者は、地域住民の不安や要望に対して、適宜適切な説明と誠意のある対応を行い、**地域住民とのより良い関係づくりを行う必要がある。その手順や留意点等をどのように指導するかが課題となる。**

主な要因	課題・予防策案
【発電事業者の情報提供不足】 ● 地域住民は、基本的に安心、納得できれば発電設備の建設に対して反対することは少ない。 ● しかしながら、地域住民に対する説明において、発電事業者は情報を提供していると考えているものの、地域住民が求めている情報が不足しているため問題が生じている。 ● 「説明を聞いていない」、「工事が始まってから初めて知った」といった通報案件も多く、説明をすべき地域住民の範囲の設定と伝え方や確認方法に問題があると考えられる。  ● 結果として、発電事業者と地域住民の情報に対する認識に齟齬が起きている。 ● 発電事業者は地域住民の不安を解消するとともに、事業に対する地域住民の理解を得るために、質と量をともなった情報をいかに提供するかが課題といえる。 具体的な案件事例: 6-5-4. 地域共生	発電事業者に地域住民が安心、納得できる情報の提供を指導する機会を設けることはできないか？ ● 発電事業者から事業の相談や説明を受ける機会において、以下の点を的確に指導することが必要である。 ✓ 発電事業者は、自らの判断だけでなく、自治体や地域自治会長等に相談し、適切な説明を行う範囲を設定する必要がある。 ✓ 円滑な説明会を実施するためには、地域住民の要望や不安等の情報を事前に収集し、適切な回答を準備しておく必要がある。 ✓ 発電事業者が提供する情報は、具体的(数値等)で、かつ、第三者から見ても納得できる(不安や懸念事項を払拭できる)ものであること、要望される情報提供については期限を定め、迅速に提供方法等を示すことで地域住民との関係構築につながる。

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-3-1. 地域住民との関係構築

予防策のイメージ



5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-3-1. 地域住民との関係構築

【地域住民が安心、納得できる情報の提供】

- ・ 地域住民が安心、納得できる情報を得られれば、大きなトラブルになることは少ない。
- ・ 地域共生案件から得られた発電事業者及び自治体が留意する点は、以下のとおりである。

地域住民の不安・不満の主な要因	留意点
✓ 発電事業者は、周知や説明すべき地域住民等の範囲について、市町村や都道府県等に対して助言や情報提供を求めているため、適切な範囲の地域住民に漏れが生じている。	・ 説明すべき範囲や対象は、事業規模や実施形態、周辺環境の状況等の地域の実情によって異なることから、事業計画の事前相談時に、相談内容と地域の実情を踏まえた自治体からの適切な助言が必要。 ・ 発電事業者は、自治体からの助言を踏まえ、地域コミュニティの代表者（関係区長・自治会長等）等とコミュニケーションを図り、発電事業者自身が地域の実情を把握することが重要である。 ・ 一般的に、事業規模が大きくなると環境影響が及ぶ範囲が広くなり、周知を行う範囲も広がる。自治体や地域コミュニティの代表者等にも相談し、どの範囲まで周知を行うべきか十分検討する必要がある。 ・ 周知方法も、自治体の助言や地域コミュニティの代表者からの情報提供等を踏まえ、地域の状況に応じた最適な方法を採用する（チラシ配布や回覧板への掲載、個別訪問等）。
✓ 発電設備設置計画があることの通達や、地域住民の懸念事項等の聞き取りが十分にされないまま、施工直前に説明会が開催され、地域住民が「聞いていない、知らない」と不安を抱いている。	・ 円滑に事業を推進するためには、地域住民に対する事業計画の適切な通知とともに、地域住民等からその土地や周辺環境の状況に関する情報収集をするとともに、懸念事項等を聞き取ることが必要である。 ・ 事前周知を行う際には、地域住民等に発電事業者の連絡先を伝達し、メール・書面での情報収集を行うことが重要である。
✓ 説明会において、地域住民から聞き取った意見・要望に対する対応等について、説明がされていない、もしくは地域住民が求めているレベルの説明がされていないため、地域住民が不満を抱いている。	・ 地域と良好な関係を築くためには、説明会等の資料や質疑応答の概要と併せ、事業計画の説明等に際し、地域住民等から寄せられた意見や要望を踏まえた対策を、具体的に、第三者が見ても納得できる内容に整理し、説明会や回覧板等を通じて地域住民等へ知らせることが必要である。

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

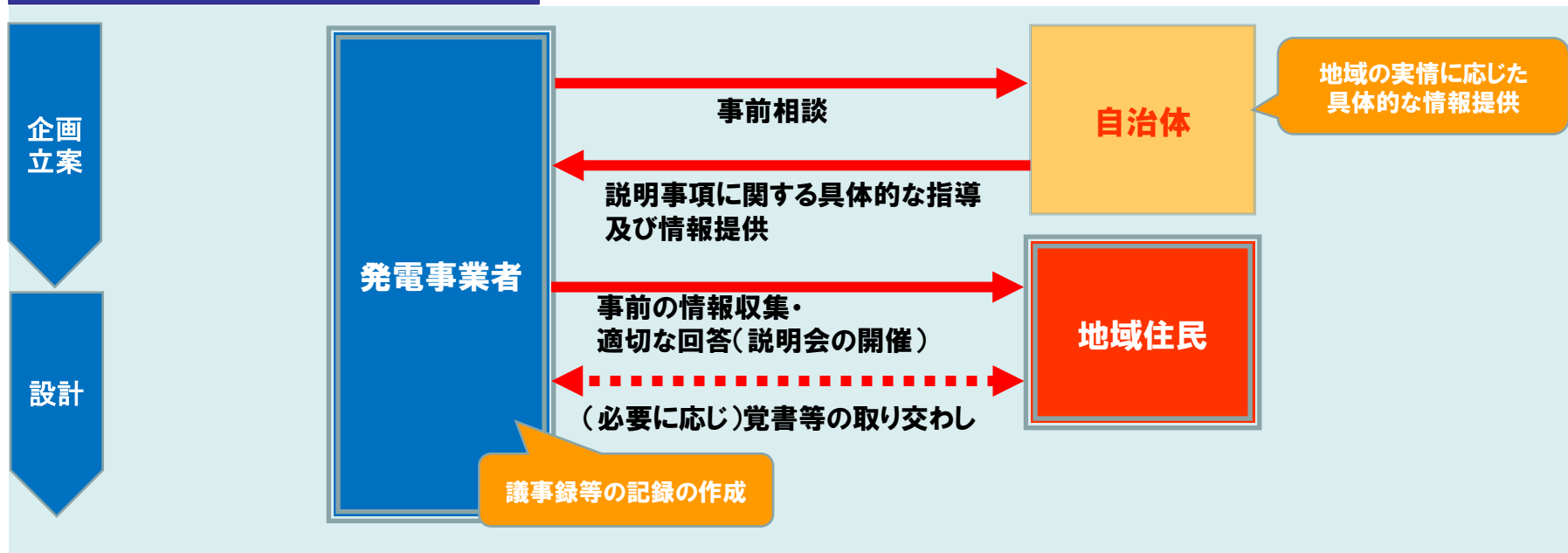
5-3-2. 地域住民との関係構築

主な要因	課題・予防策案
- 地域住民との関係構築(事業の説明)は『事業計画策定ガイドライン』において「推奨事項」とされているが、具体的に何をどこまで行うかは示されていない。 - 発電事業者の判断により説明事項を決定しているため、発電事業者にとって都合の良い説明会が実施されているケースが見られる。 具体的な案件事例:6-5-3. 地域共生	発電事業者任せきりにせず、説明会の内容を自治体からも指導(助言)することはできないか？ - 発電事業者から発電事業計画の相談や説明を受ける機会において、以下の点を的確に指導(助言)する。 ✓ 地域説明会の実施については、環境省の『環境配慮ガイドライン』等に具体的な説明事項等が示されている。その情報を提供することにより、住民が求めている説明会開催の指針とすることができる。 ✓ 発電事業者は、地域住民の懸念事項やトラブルとなりやすい項目についての情報を事前に収集し、適切な回答を準備しておく必要がある。 ✓ 説明会の内容、決定・合意事項、要望やそれに対する対応等については、場合によっては自治体と協議し、覚書等を取り交わすことで後々のトラブルを防ぐことができる。

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-3-2. 地域住民との関係構築

予防策のイメージ



【議事録等の記録の作成】

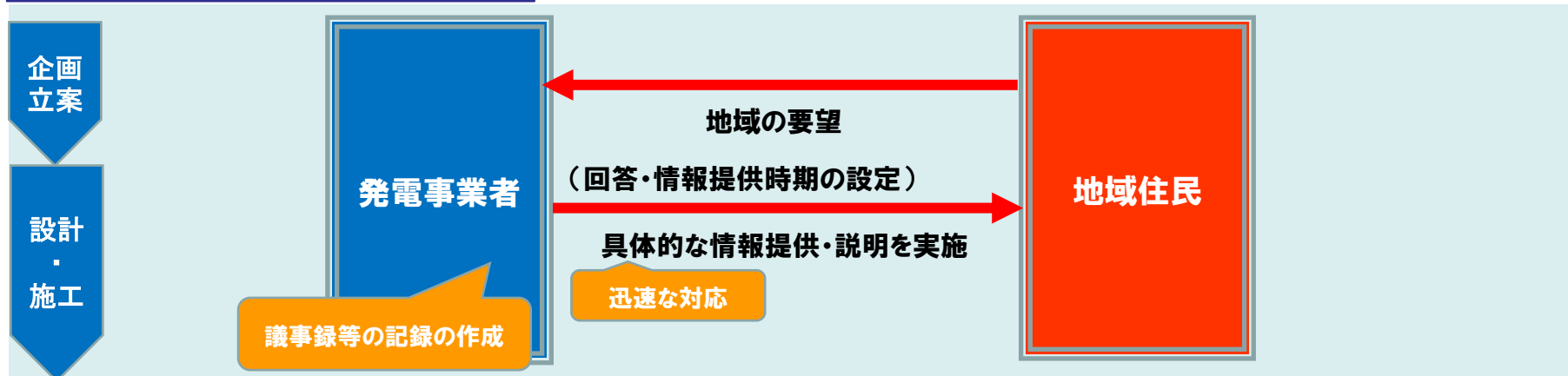
- 説明を実施(説明会を開催)した場合は、その日時、対象地域や対象者、説明を行った方法、説明資料を記録する。
(説明会の場合は、参加を呼びかけた対象地域や対象人数、出席者数、説明内容、質疑応答の状況等)
- 記録しておくことにより、工事や発電施設の稼働の際において、トラブルになった場合でも、地域住民等への説明に役立てることができる。

5. トラブルの発生を防ぐ予防策

5-3-3. 地域住民との関係構築

主な要因	課題・予防策案
【発電事業者の対応の遅れや情報不足】 地域住民から要望が挙がった際の発電事業者の対応について、いつまで経っても返事(対応)がない、要望を満たす情報を提供してくれない等、対応の遅さや情報不足が不満やトラブルの要因となっている。 具体的な案件事例: 6-5-2. 地域共生	迅速な対応が地域住民との関係構築につながることを発電事業者認識してもらえないか？ - 地域住民から要望等が挙がった際には、回答及び情報提供の時期に期限を定め、迅速に情報提供方法等を示すことが地域住民との関係構築につながる。 - 発電事業者は、具体的(数値等)で、かつ第三者が見ても納得できる(不安や懸念事項を払拭できる)情報の提供に努める。 - 説明会の内容については、議事録を作成することで、発電事業者と説明を行う範囲の者双方で、情報や認識の共有を行う。これにより、言った・言わない、説明の過不足等について、双方の行き違いを払拭することが可能となる。

予防策のイメージ



6. 具体的な案件事例 (ケーススタディ)

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-1. ケーススタディの目次

- サポート窓口開設期間中に寄せられた通報案件の中から、参考になる案件をケーススタディとして取りまとめた。

	案件区分	番号	ケース	ページ
①	柵塀・標識	6-2-1	施工事業者が手抜き工事を行い、柵塀・標識が未設置の事例	88
		6-2-2	発電事業者の判断で、一部柵塀を未設置としていた事例	90
②	草刈り	6-3-1	防草シート等の劣化により、雑草が伸び、放置されている事例	92
		6-3-2	太陽光発電設備敷地外のため指導できない事例	94
		6-3-3	発電事業者（関連事業者含む）と連絡が取れず、対応できない事例	96
③	関係法令・条例	6-4-1	施工時に工事仕様が変更され、条例違反となった事例	98
		6-4-2	関係法令に違反し、農地転用許可のある土地に発電設備の集約を進めている事例	100
④	地域共生	6-5-1	境界線や不法投棄等のトラブルに対して、サポート窓口で指導の権限がない事例	102
		6-5-2	地域住民と事業者とのやり取りに行き違いが起き、対応がないまま発電設備の施工が始まってしまった事例	104
		6-5-3	説明会等が実施されず、施工開始時に地域住民が発電設備の建設を認知した事例	106
		6-5-4	事業者の対応が急転し、裁判事案となった事例（通報者の希望で相談のみ）	108
		6-5-5	条例の適用外（余剰売電）だが、FIT認定が確認できたため、指導が行えた事例	112
		6-5-6	企画立案段階でFIT認定や申請の確認ができず、サポート窓口で指導権限が無かった事例	116

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-2-1. 柵塀・標識

- 施工事業者が手抜き工事を行い、柵塀・標識が未設置の事例。
- 発電事業者も認識していなかったが、通報を受け、発電事業者から施工事業者に指示し、改善。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	三重県	発電出力区分(kW)	—
通報内容	柵塀、標識が未設置との地域住民から通報。		
要望	柵塀、標識の設置		

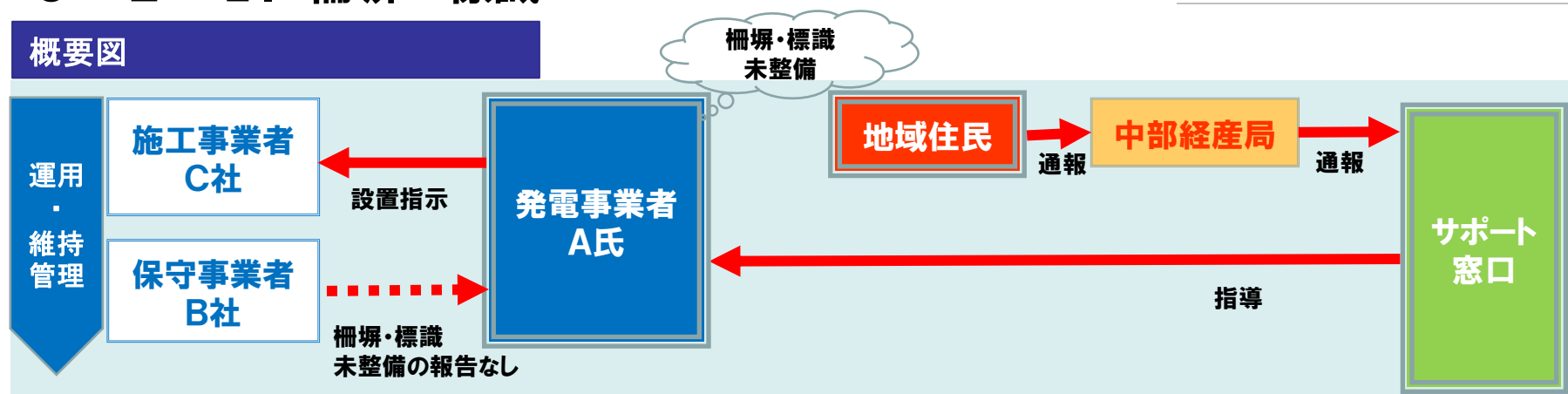
経過

	対応	ポイント・備考
10/26	・ 中部経済産業局から通報案件の連絡あり。公表されている「事業計画認定情報」に発電事業者の住所・連絡先がなかったため、中部経済産業局に確認し、情報提供を受ける。	
11/11	・ 発電事業者A氏に電話で確認。 ・ 10月中旬から末にかけて実際に現地（発電設備所在地）まで行って確認したとのこと。 ・ 柵塀が設置してあると保守事業者B社から聞いていたが、何もされていない状況だったため、担当していた営業担当者を外し、施工事業者C社に責任を持って改善するように依頼。11月末までには設置予定とのこと。C社から完成写真の提供を受け、その写真をサポート窓口を送っていただくことを了承いただく。	・ 保守事業者が発電事業者に虚偽の報告
12/14	・ 連絡がなかったため、再度、発電事業者A氏に電話連絡。 ・ C社から連絡あり、準備等（見積、業者手配等）に想定以上に時間を要しており、1月いっぱいまではかかるとのこと。再度、完成写真の提供を受け、その写真を送っていただくことを了承いただく。	
02/18	・ メールにて完成写真の送付あり、対応完了。	

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-2-1. 柵塀・標識

概要図



関係法令・条例

再エネ特措法施行規則	柵塀: 第5条第1項第3号、標識: 第5条第1項第5号
事業計画策定ガイドライン(遵守事項)	【第2章第2節 設計・施工】 4. 周辺環境への配慮

指導

- ・ 事実確認を行ったところ、現在、対応中とのことだったため、『事業計画策定ガイドライン』の「遵守事項」であることを改めて説明し、引き続き対応していただくことをお願いした。
- ・ また、柵塀や標識を設置したことを当方でも確認できるように、写真の提供を求めた。

指導するにあたっての留意点

- ・ 発電事業者は積極的に柵塀・標識の設置を行おうとしているが、実際に動いてもらう施工事業者の動きが鈍く、進展していない。
- ・ 今回の場合、発電事業者は協力的であり、保守事業者の営業担当者を外す等を行っている。善処している発電事業者より、対応していない保守事業者や施工事業者に対して何かできないか。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-2-2. 柵塀・標識

- 柵塀の設置について、発電事業者の判断で崖側のみ未設置としていたが、通報を受けて設置したケース。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	愛知県	発電出力区分(kW)	250.0kW
通報内容	柵塀の未設置、土砂の流出の危険性		
要望	柵塀の設置、土砂の流出の対応を行っているかの確認		

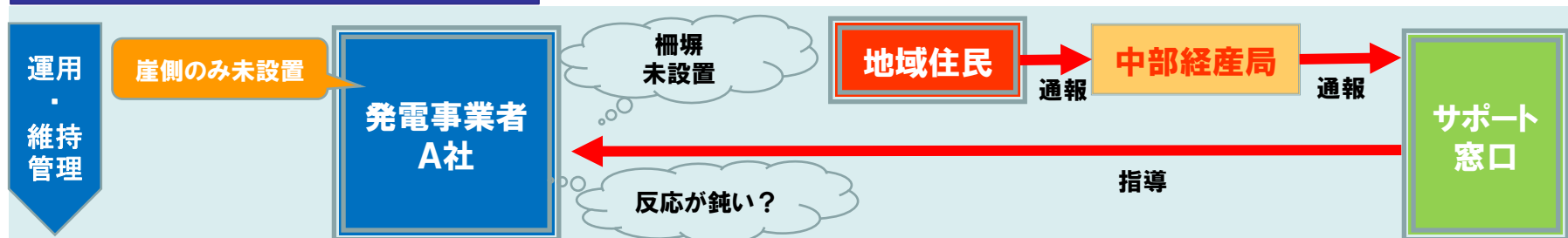
経過

	対応	ポイント・備考
11/30	・ 中部経済産業局からメールにて連絡。資料等の確認。	
12/01	・ 発電事業者A社に連絡、不出。	
12/02	・ A社に連絡。状況の確認と説明をお願いしたところ、確認すること。 ・ ※提供された写真からは隔離されている(切り立ったところにある)ようにも見えるが、過去の設置予定図では設置するとなっている。	
12/11	・ 返事がなかったため、再連絡。担当者不在で対応ができない。忙しいため、年明けに連絡する。	
01/17	・ 連絡するも担当者不在、担当者から連絡させるとのこと。	
02/19	・ 再度A社に連絡。対応が遅れており、2/27か2/28に現地確認を行う予定。 ・ 確認後、状況の報告をお願い。	ガイドラインには「第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合には、柵塀等の設置を省略することができる」と記載あり
03/02	・ メールと電話にてA社担当者から連絡あり。現地確認を行ったところ、柵塀については設置場所が隔離されていると判断し、設置していなかったが、今回指摘を受けたため、設置すること。 ・ 土砂の流出に対しては、側溝及び土砂等用のため池を設けている(写真提供あり)。 ・ 柵塀設置は4月になるため、メールにて改善結果の写真を送っていただくことをお願い。	

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-2-2. 柵塀・標識

概要図



関係法令・条例

再エネ特措法施行規則	柵塀: 第5条第1項第3号
事業計画策定ガイドライン(遵守事項)	【第2章第2節 設計・施工】 4. 周辺環境への配慮

指導

- 柵塀については、崖(切り立った面)のみ未設置。設置計画に記載されていたことから、設置していただくことを指導し、改善の了承いただく。
- 関係法令・条例が該当する土砂災害特別警戒区域内ではなかったものの、地域住民の不安があったため、対策を取っているかの確認を行った(対応されていた)。

指導するにあたっての留意点

- 柵塀の設置は、『事業計画策定ガイドライン』の「遵守事項」でありながら、「第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合には、柵塀等の設置を省略することができる」とされており、今回のケースのような切り立った崖の面への設置は判断が難しい。発電事業者が設置予定図に記していたこと、通報を受けたことで設置を行うという判断につながる。
- 土砂流出の懸念については関連法令・条例で指定された区域のみが対象となることが多く、それ以外の区域で地域住民が不安に感じた場合の指導については注意が必要と考えられる。

7. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-3-1. 草刈り

- 地域住民から草刈りに関するクレーム。発電事業者に改善の意思がみられるケース。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	愛知県	発電出力区分(kW)	—
通報内容	・敷地内の赤土がまって周辺住宅の洗濯物に付着する。(防草シートがめくれている) ・雑草が伸びており、周辺の道路の見通しが悪くなっている。		
要望	除草と防草シートの貼り直しを行い、赤土が舞ったり、雑草が伸びることを防いでほしい。		

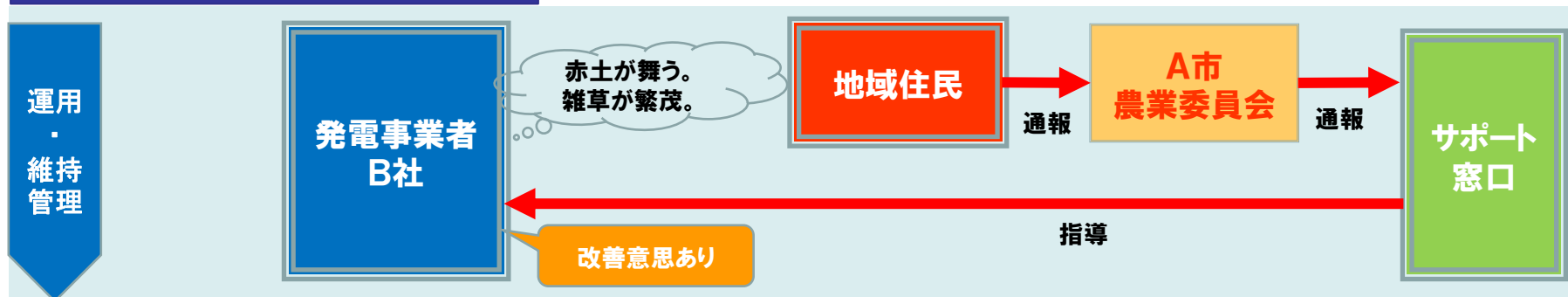
経過

	対応	ポイント・備考
10/29	・ A市農業委員会事務局から電話による通報。現場写真等の資料の提供を依頼。	
10/30	・ 提供資料の精査。	
11/06	・ 発電事業者B社へ連絡、担当者不在とのこと。	
11/10	・ 発電事業者B社へ再度連絡。 ・ 除草に関しては現在、見積を取っており、赤土についてはB社管理部に確認の上、連絡するとのこと。	・ 保守もB社で実施
12/07	・ 連絡がないため、発電事業者B社へ再度連絡。 ・ 赤土について確認し、防草シートを再設置する予定。 ・ 改善した現場写真をサポート窓口(FiCcS)に送っていただくこと了承。 ・ ただ、時期的なこともあり、年をまたぐとのこと。	

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-3-1. 草刈り

概要図



関係法令・条例

事業計画策定ガイドライン(推奨事項)

【第2章第3節 運用・管理】
2-(2). 発電性能の維持に関する取組
4. 周辺環境への配慮

指導

- 『事業計画策定ガイドライン』の「推奨事項」として、除草が記載されている。
- 雑草が伸びることで発電の妨げになる可能性があること、設備に接触することによる故障の可能性等を説明。
- 周辺環境への影響(今回の場合、赤土の件も踏まえ)として、地域住民の方に迷惑が掛かっている点について説明し、対応をお願いした。また、対応が完了したことを当方でも確認できるように、写真の提供を求めた。

指導するにあたっての留意点

- ガイドラインでは「推奨事項」となっているため、強制力ある指導ができない。
- そのため、いかに発電事業者に対応していただけるかを考え、まず発電性能維持の観点(=発電事業者の不利益になりそうな内容)から説明し、地域住民の方との良好な関係性を構築するためにも対応をお願いする流れとした。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-3-2. 草刈り

- 地域住民から雑草に関する通報があるが、太陽光発電設備の敷地外ということもあり、指導不可能なケース。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	岐阜県	発電出力区分(kW)	—
通報内容	住民からの通報。雑草が住居まで伸びてきている。		
要望	対応のお願いの電話を3、4回しているが来てくれない。何とかしてほしい。		

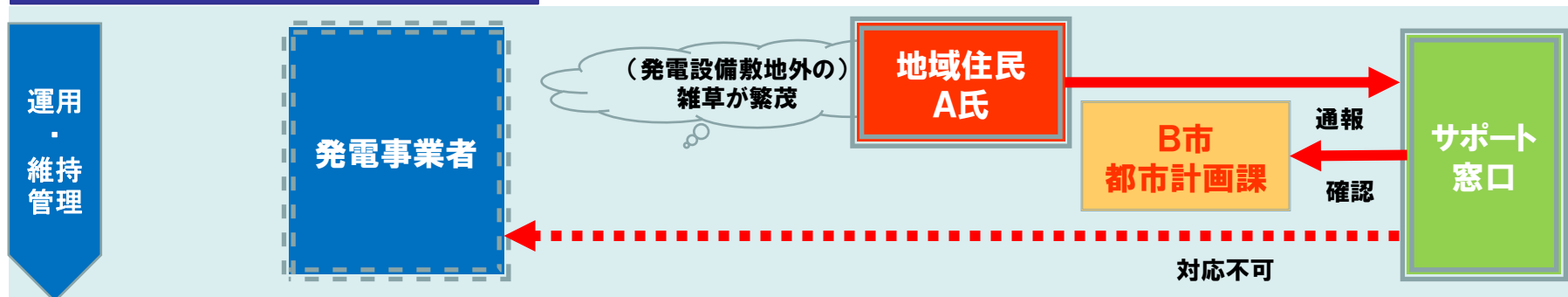
経過

	対応	ポイント・備考
11/04	・ 住民A氏から通報。 ・ 詳しく状況を聴くと、太陽光発電設備敷地内の雑草が伸びているのではなく、住宅の裏山（その上に太陽光発電設備がある）の雑草が伸びているとのこと。 ・ 太陽光発電設備敷地外の案件であることから、サポート窓口では対応ができない旨をお伝え。 ・ B市都市計画課にも連絡し、対応可能な窓口を確認したものの、民事案件となること。 ・ あくまでも相談であれば対応可能なことを確認し、通報者A氏に連絡。	・ 太陽光設備敷地外

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-3-2. 草刈り

概要図



関係法令・条例

事業計画策定ガイドライン(推奨事項)

【第2章第3節 運用・管理】
2-(2). 発電性能の維持に関する取組
4. 周辺環境への配慮

指導

- 指導範囲外のため、本サポート窓口で対応できないことを説明。

指導するにあたっての留意点

- 指導範囲外の通報でも通報者の話を最後まで聴き、遺憾の念を示しながら、理由を含め対応できないことを説明する。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-3-3. 草刈り

- 地域住民から雑草に関する通報があるが、発電事業者（関連事業者含む）と連絡が取れず、対応できないケース。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	愛知県	発電出力区分(kW)	49.5kW
通報内容	- 雑草が伸びていて、未処理のまま放置されている。 - 毎年1、2回雑草処理がされており改善されるときもあるが、最近は一切されていない。雑草がパネルに接触しそうなほど伸びている。 - 標識に記載の連絡先に何度も電話をかけてもつながらない。		
要望	設備敷地内の除草をしてほしい		

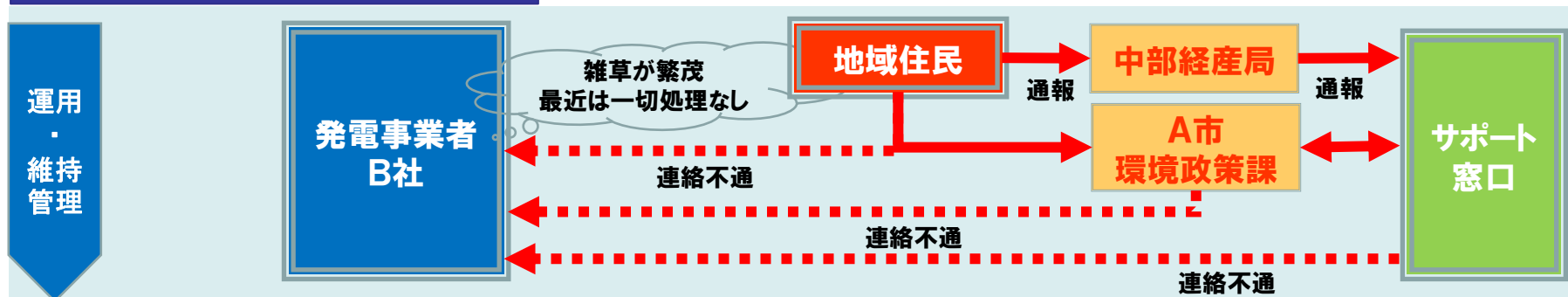
経過

	対応	ポイント・備考
11/06	中部経済産業局へ地域住民から通報。	
11/09	- 電話がつながらないとのことだったので、メールを送信。 - A市環境政策課から連絡あり。発電事業者B社に連絡したが、現在使用されていないとのこと。 - 当方でメールによる連絡を試みていることをお伝えし、連絡が取れ次第、A市にも報告する旨をお伝え。	
12/28	連絡がないため、電力会社に確認が必要。	
02/26	中部経済産業局に連絡し、電力会社に確認を依頼。	
03/02	中部経済産業局から連絡。電力会社に確認したが、連絡先が不明。対応のしようが無い状況。	連絡不通

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-3-3. 草刈り

概要図



関係法令・条例

事業計画策定ガイドライン（推奨事項）

【第2章第3節 運用・管理】
2-(2). 発電性能の維持に関する取組
4. 周辺環境への配慮

指導

- 発電事業者と連絡が取れず、指導ができない状況。

指導するにあたっての留意点

- 中部経済産業局との協議の中で、最終手段としていた電力会社に連絡したが、連絡先が特定できなかった。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-4-1. 関係法令・条例

- 施工時に、工事仕様が変更され、条例違反となったケース。

設備概要・通報情報

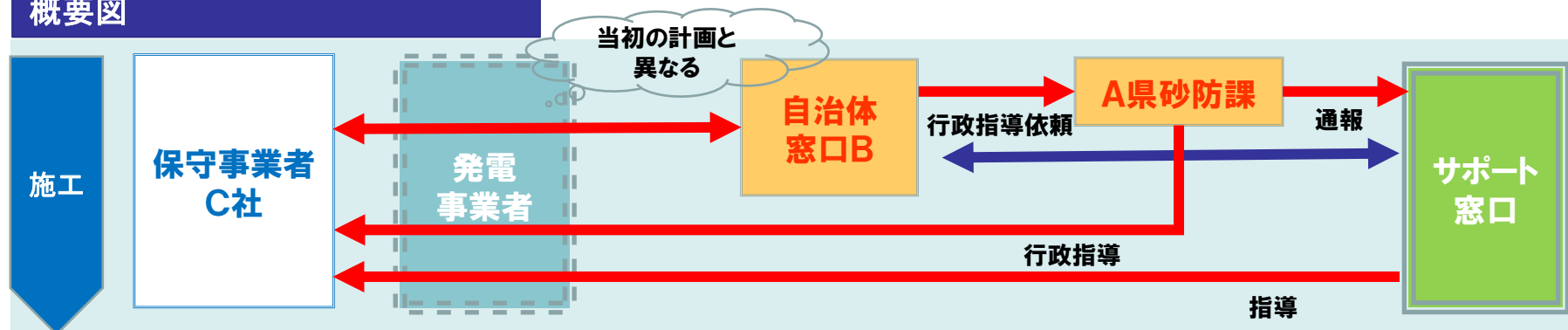
発電設備所在地	A県	発電出力区分(kW)	—
通報内容	・ 現在、砂防条例等が守られていない(施工事業者が申請時の設計より、がけを削ってしまっている)。 ・ 売電を開始しようとしている。		
要望	売電の開始を止めてほしい。		

経過

	対応	ポイント・備考
01/07	・ A県砂防課から電話にて連絡。対象設備で一部行政指導中。売電を開始しようとしているが止められないかとのこと。詳細については、設置場所の自治体窓口B(行政)に確認してほしいとのこと。	
	・ 自治体窓口Bに連絡。詳細を確認。	
	・ Bとやり取りしている保守事業者C社(発電事業者から全権委任を受けており、Bの窓口となっている)に連絡。確認したところ、現在、行政指導に従い対応中であり、改善を実行しBに対して何度も届けているとのこと。	・ 行政指導に従い対応中
	・ Bに再度確認。実際に改善は行われているが、提出書類等が求めているものと違う等、行き違いが多く、最終的な改善になっていないとのこと。 ・ 改善の意向があり、対応も早く動いているため、現状、売電を止めることは難しい旨を説明。 ・ Bも同様の対応しかできない(強制できない)とのこと。今後の相手の対応経過(改善する意思が本当にあるか等)を改めて確認し、連絡いただきたいとお伝え。	
02/18	・ 保守事業者C社に連絡。現在もBと調整中で、対応を進めているとのこと。 ・ BとA県に連絡し、改めて問題とならない限り、この状況で進めることを確認し、Bに引継いで終了。	

6-4-1. 關係法令・條例

概要図



関係法令・条例

砂防法	【砂防指定地内における行為制限】 砂防指定地として指定された土地は、竹木の伐採や土石・砂れきの採取等、一定の行為に制限がなされる。行為制限の内容は、都道府県の条例等に定められており、砂防指定地内で制限された行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要。
-----	---

指導

- 行政指導に対して、用意する書類に不備がある等の問題はあるが、不備に対する指摘についても保守事業者は前向きに取り組んでいる。そのため、自治体から強制執行に踏み切れていない。
- 本サポート窓口においても対応は同様となるため、直接やり取りしているBに対して、不備が起きないように、もう少し具体的に指導していただくこと、C社に対しては何度もやり取りを行わなくするために、Bと綿密に確認を取っていただくことをお伝え。
- BとA県にはC社の改善が今後進まなくなった場合に、再度連絡いただくことで了承いただき終了。

指導するにあたっての留意点

- 行政指導が行われており、窓口となっているC社は協力的であるが、進展に時間を要している。その原因が、BとC社との意思疎通にあると考えられるため、Bに対してどのような書類が必要か等、具体的に話し合うことを指導した。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-4-2. 関係法令・条例

- 「農地法」及び「農業振興地域の整備に関する法律」に違反しており、農地転用許可のある土地に発電設備の集約を進めているケース。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	岐阜県	発電出力区分(kW)	49.5kW
通報内容	農地転用の不許可。「農業振興地域の整備に関する法律」に違反。		
要望	「農業振興地域の整備に関する法律」に違反しているため、現状回復を希望。		

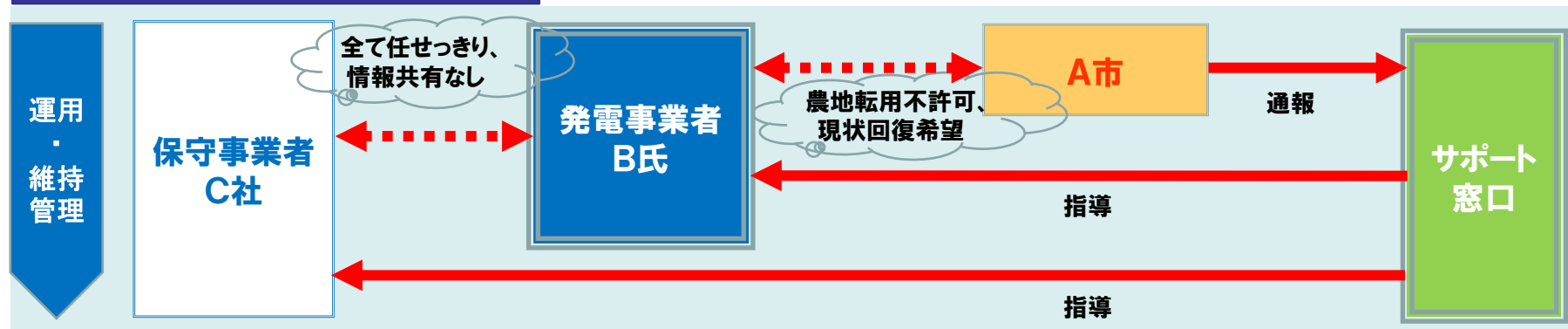
経過

	対応	ポイント・備考
12/01	- A市から通報。農地転用の許可がなく、「農業振興地域の整備に関する法律」に違反している。 - 発電事業者B氏(個人)には口頭で現状回復についてお願いしているが、行動してくれないため指導してほしいとのこと。	農地転用不許可
12/02	公開情報を確認したところ発電事業者B氏、保守事業者C社の事業者情報(連絡先等)に不備あり。	
12/03	- 公開情報について中部経済産業局に問い合わせ、回答。 - B氏に連絡するも、C社に全て任せており、状況が全くわからないとのこと。	
12/04	保守事業者C社に連絡。事実確認を行ったところ、現在対応を検討中とのこと。B氏と情報共有していただきたいとお伝え。	
02/18	- 設備を設置した土地の一部が農地転用できない(二筆あり、一筆が農地転用できない土地だったため)。現在、転用許可のある一筆に集約すべく設計含め調整中とのこと。経過確認が必要。 【今後の流れ】転用許可の範囲が当方では不明のため(わかったとしても)改善の確認が取れない。A市に引継ぐ。C社には改善し、A市に報告すること。A市にはC社に指導した旨を伝え、今後もC社とやりとりを続けていただくことを了承いただく。	

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-4-2. 関係法令・条例

概要図



関係法令・条例

農地法	第5章 土地利用に関する措置（農地の転用の制限）4条
農業振興地域の整備に関する法律	（農地等の転用の制限）17条

指導

- ・ 関係法令・条例に違反していることに基づき、現状回復するよう指導。
- ・ 設備が設置されている土地の一部（赤道（あかみち）含む）について農地転用の許可が取れないため、保守事業者C社は転用許可を受けている土地に設備を集約する準備を行っている。これについては、問題がないため、早急に改善を行うよう指導。

指導するにあたっての留意点

- ・ 保守事業者C社が改善を行った場合、農地転用の範囲が本サポート窓口では確認が取れないため、A市に確認していただく必要がある。そのため、保守事業者C社に対して指導を行ったことをA市に伝え、その後のやり取りは引継ぐ。
- ・ ※保守事業者C社の改善実施期限については、A市と保守事業者C社で協議していただいた方がよいと考える。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-1. 地域共生

- 施工時の境界線や不法投棄等のトラブルのため、FIT制度に係る法令等では対応不能であり、本サポート窓口に指導の権限がないケース。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	愛知県	発電出力区分(kW)	—
通報内容	柵塀やパネルを設置する際に伐採した木が通報者の敷地に放置されている。境界線にあった薪の木（通報者は自分の所有物と認識）が、勝手に伐採されている。発電事業者と連絡が取れない。		
要望	発電事業者と連絡が取りたい。		

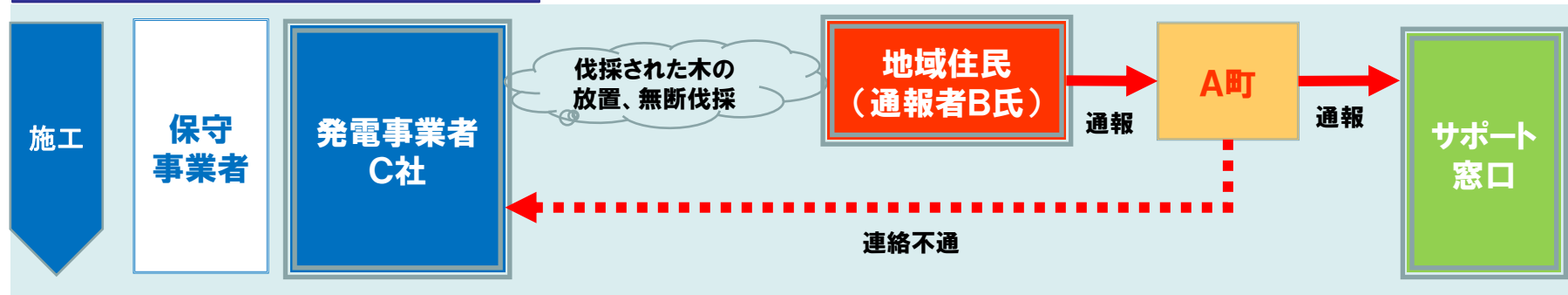
経過

	対応	ポイント・備考
11/17	・ A町から連絡。ミカン畑の隣に太陽光発電設備が建設され、伐採された木が通報者の敷地に放置されていたり、境界線にあった薪の木（通報者B氏は自分に所有権があると認識）を無断で伐採されたとのこと。 ・ 民民の問題であることは認識しているが、発電事業者C社に電話がつながらず、事務所の住所に行ったが開いていない。C社の住所に書類を送ったが、返事があるかもわからないので、なんとか連絡が取れないか。 ・ A町から現状や標識の写真をメールで送っていただき、確認後、対応を検討するとお伝え。	
11/18	・ メールにて現場写真などの提供を受け、確認後、A町に連絡。 ・ A町が発電事業者C社と連絡が取れたとのこと。同日、C社と通報者B氏が現地確認をすることになり、A町担当者も求められ同行することになったとのこと。 ・ アドバイスを求められたため、あくまでも民民の問題になる。C社は不法投棄、器物損壊の法令違反をしていると考えられるため、あくまでも第三者として現地確認の立ち合いに徹し、双方が対話できるよう仲介することを伝える。納得され、何かあればまた相談するとのこと。	

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-1. 地域共生

概要図



関係法令・条例

廃棄物処理法	第3章 産業廃棄物(事業者の処理)12条、第4章 雑則(投棄禁止)16条
刑法	器物損壊罪

指導

- ・ 当初の要望は連絡先の特定であった。A町からの提供資料にあった標識の連絡先で連絡が取れないのかの確認でA町に連絡したところ、タイミングよく発電事業者C社と連絡が取れたとのことであった。
- ・ 次の要望として、B氏からA町担当者が同行を求められたため、その際の注意事項を教えてほしいとのことだった。想定される関係法令を伝えるとともに、第三者の立場であくまでも現地確認に立ち会い、通報者B氏、発電事業者C社のどちらかに寄ることなく、双方が対話できるよう仲介することを提案させていただいた。

指導するにあたっての留意点

- ・ 通報内容が関連法令に違反していると考えられ、また内容が民×民の争いになると考えられた（行政の権限から逸脱していると考えられる）。そのため、A町担当者には第三者として立会人の立場に徹し、深く関わらないようお伝えした。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-2. 地域共生

- 地域住民への説明会における事業者とのやり取りに行き違いが起き、対応がされないまま発電設備の施工が始まってしまったケース。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	三重県	発電出力区分(kW)	(発電前)
通報内容	・ 地域住民から連絡。地域で進めている太陽光発電について、自分が関わりないところで進んでいる(反対を表明していたはずなのに、説明もなく進められている)。 ・ 騒音の問題		
要望	工事が始まっていてどうしようもないとしても、最低限、発電事業者に対応してほしい。		

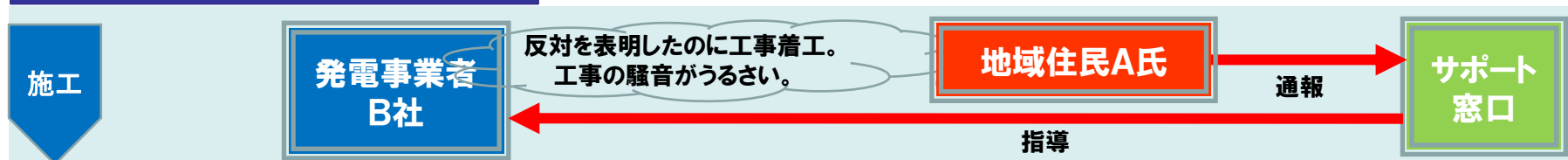
経過

	対応	ポイント・備考
12/18	・ 地域住民A氏から連絡。A氏の近隣(周辺)で太陽光発電設備の大規模な工事が始まっており、工事の騒音がひどいとのこと。また、1年程前の自治会長宅での説明会(A氏は参加していない)で知人に頼み、建設に反対の意向を書面で提出したが、説明もなく、工事が始まった。	・ 太陽光発電に反対表明
12/18	・ 発電事業者B社に連絡。確認したところ、農地転用に関する申請の問題も解決し、最近工事を開始したとのこと。 ・ 通報案件を伝えたところ、地元の方々からも好意的に受け入れられ、説明会も順調に進行しており、A氏による反対の意思についての書面については関知していないとのこと。 ・ 背景としてA氏が所属する自治会の方々の多くが、茶畑を持っており、今回の開発に大多数が賛同し、茶畑から太陽光発電設備への転換を行っている。 ・ B社に対し、A氏に対して改めて説明を行っていただくこと、A氏の要望である景観に対する配慮や、騒音対策(工事開始時間を遅らせ8時→10時にする)についてお願いし、了承をいただく。	
12/21	・ A氏に発電事業者B社への指導内容について報告したところ、B社から連絡があったとのこと。 ・ 今後は、B社の対応を見て、必要があれば、また連絡するとのこと。	

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-2. 地域共生

概要図



関係法令・条例

事業計画策定ガイドライン（推奨事項）	【第2章第1節 企画立案】2. 地域との関係構築
騒音規制法	第2章 特定工場等に関する規制
振動規制法	第3章 特定建設作業に関する規制

指導

- ・ 地域住民の方々への説明不足によるトラブルと考えられる。このケースでは、太陽光発電設備建設に賛同する（農地転用を行う）地域住民が多く、反対するA氏が少数派となっている。
- ・ A氏は外部から転居してきており、茶畑を持っていないため、説明会から意図的に外されたのではないかと感じておられる。
- ・ そのため、発電事業者B社に対しては、再度A氏に対して説明会と同等の説明と騒音対策を行うとともに、可能な限りA氏の要望について資料等の提供を実施していただくことをお願いした。

指導するにあたっての留意点

- ・ 騒音については関連法令・条例に抵触している可能性があり、抵触していない場合でも改善を指導する糸口となる。
- ・ 地域住民への説明については『事業計画策定ガイドライン』では「推奨事項」とされている。どこまで実施するか等の規定がないため、発電事業者B社にはA氏の要望に対して可能な限り、資料の提供（景観がどのように変化するかといった想定図等）等を実施することをお願いした。
- ・ 通報案件のケースとして、地域住民が反対多数であっても、発電事業者が強引に開発を推し進めているケースが多いが、本件は反対のケースとなっており、A氏の心情を押し量った対応を発電事業者B社に求めた。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-3. 地域共生

- 発電事業の譲渡（売却）により、施工段階で発電事業者が代わっており、説明会等の住民との関係構築が行われないまま、工事が始まったことにより、地域住民が発電設備の建設を認知したケース。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	三重県	発電出力区分(kW)	650.0kW
通報内容	説明会が開催されていない。		
要望	住民説明会を開催してほしい。納得のいく説明がされるまで、工事を中断してほしい。		

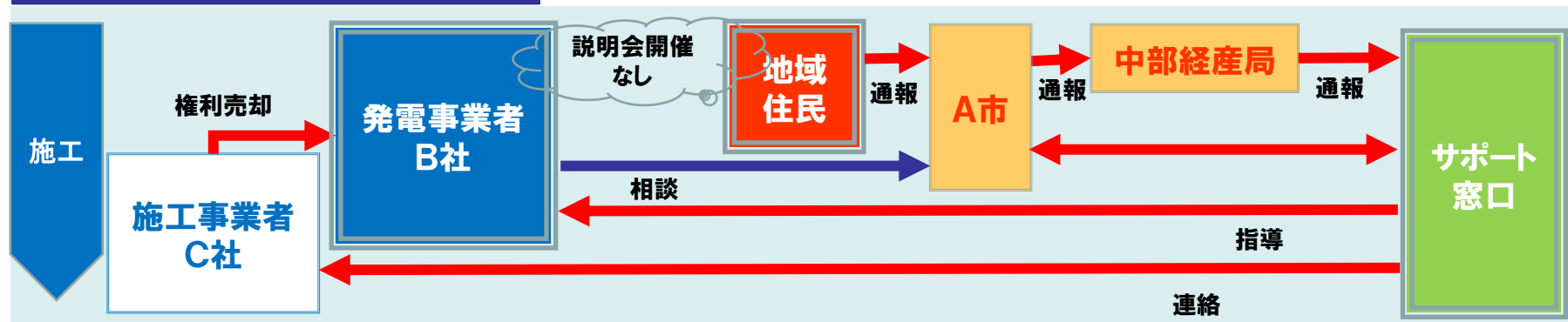
経過

	対応	ポイント・備考
11/25	・ 中部経済産業局からメールにて連絡。	
11/26	・ A市に確認を取ったところ、農地転用については法的に問題なく、説明会の開催と説明会が終了するまで、工事を中断してほしいとのこと。	・ 説明会の未開催
11/26	・ 発電事業者B社に電話、不出。	
11/27	・ B社に再度連絡。公表情報では、発電事業者はB社となっていたが、つながった相手は別事業者C社。 ・ この別事業者は施工事業者でB社に権利を売却したとのこと。B社の連絡先については、C社担当者から折り返すとのこと。	
12/01	・ C社担当者から折り返しあり。 ・ B社に連絡し、担当者に事情の確認と説明会の開催、工事の中断についてお願いし、了承をいただく。	
12/02	・ A市に連絡。B社からも連絡があり、説明会を開催したいため、地域代表者と連絡が取りたい旨の相談があったとのこと。問題があれば、また連絡いただけるとのこと。	

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-3. 地域共生

概要図



関係法令・条例

事業計画策定ガイドライン(推奨事項)

【第2章第1節 企画立案】
2. 地域との関係構築

指導

- 『事業計画策定ガイドライン』において「推奨事項」となっている地域住民への説明が不足しており、地域住民が不安に感じている旨を伝え、説明会の実施を依頼。また、その説明会を実施するまで地域住民の不安をあおらないよう、工事の一時中断を依頼した。
- 発電事業者B社は前向きに検討し、即日A市に対して相談を行っている。

指導するにあたっての留意点

- 公表情報を活用し、発電事業者に連絡。公表情報では発電事業者B社となっているが、その連絡先に電話したところ施工事業者C社に繋がった。C社は権利をB社に売却しており、公表情報の発電事業者は変更されていることから、変更申請手続きはされていると考えられる。しかし、公表情報では連絡先が旧発電事業者(施工事業者C社)のままとなっている。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-4. 地域共生

- 事業者とのやり取りについて相談を受けたが、通報者の希望でサポート窓口から事業者に連絡を取らなかったところ、事業者の対応が急転し、裁判事案となったケース。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	愛知県	発電出力区分(kW)	39.6kW
通報内容	- 通報者の父が一人で住む住宅の目の前に発電設備を建設中。 - 住宅の台所に面している窓の真下に発電設備を設置予定のため、反射や夏場の熱風が心配。 - 現在、役場に太陽光発電設備工事の届出がされておらず、工事は中断。通報者と発電事業者の合意がなければ再開はされないとのこと。		
要望	発電事業者とのやり取りについてアドバイスがほしい。		

経過①

	対応	ポイント・備考
10/12	- 懸念事項等について対応が可能か住民A氏から問い合わせ。B町への届出がなく、工事は中断しているが、あくまで法的に事業を止めることは難しいと説明。B町役場で工事の再開が止められている状況なので、発電事業者C社と話し合ってもらいたいとお伝え。 10/18に説明会があるとのこと、また、連絡するとのこと。C社への連絡は不要とのこと。	
10/20	説明会の報告の連絡あり。C社の言い分としては、5月に発電設備の設置について説明資料を郵送し、質問等は同封した意見書に1週間以内に記入して返送する旨の対応は取っており、担当者も訪問しているとのこと。A氏は説明資料は届いていないし、訪問は受けていないと答えたところ、当時の担当者D氏は既に退職しており、確認が取れないとのこと。懸念事項については、C社に伝えて返答待ち。返答が届き次第、また連絡するとのこと。C社への連絡はまだ不要とのこと。	
	<次ページに続く>	

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-4. 地域共生

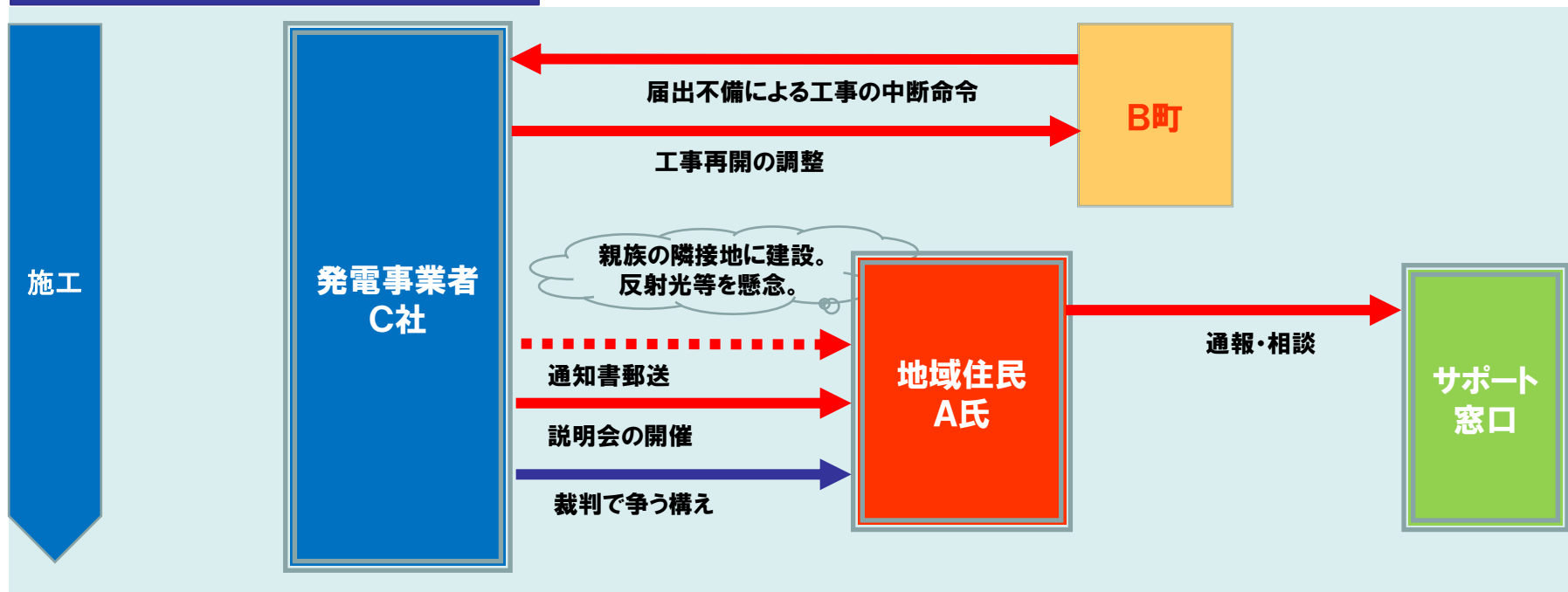
経過②

	対応	ポイント・備考
12/02	- 連絡がなかったため、A氏に進展等について確認のため連絡。 - 発電事業者C社の担当者と調整中であり、資料の提供を受けているとのこと。 - 進展等、状況に変化があり、相談が必要であれば連絡くださいと伝え、一旦終了。	
02/19	- 住民A氏から連絡あり。発電事業者C社の担当者E氏（退職したD氏に代わり、今回の件の担当者）とやり取りを続けていたが、発電事業者C社の代表者F氏から突然連絡があったとのこと。 - 運転開始期限（『固定買取制度ガイドブック2020年度版』認定後の注意事項参照）が迫っており、工事を再開する旨（B町とは調整済み）、要望があれば裁判で争う旨を伝えられたとのこと。 - 発電事業者C社が裁判を想定していることから、住民A氏の要望に対してB町、サポート窓口（FiC cS）では法令・条例の観点から、強制力を発揮した対応が難しく、現状、これ以上のことはできない旨をお伝えした。 - 最後に住民A氏の要望として、今後の地域共生（地域説明会を含む、地域住民の理解）のために、強制力を持たせた法令・条例を定めることを検討して欲しいとのこと。また、こういった案件が起きていることを国に伝えて欲しいとのこと。	

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-4. 地域共生

概要図



関係法令・条例

事業計画策定ガイドライン(推奨事項)	【第2章第1節 企画立案】 2. 地域との関係構築
B町太陽光発電施設設置に関するガイドライン	「太陽光発電施設設置届出書」に不備

<次ページに続く>

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-4. 地域共生

指導

- ・ 通報者である住民A氏の要望により、直接介入せず、相談とアドバイスを行った。（※説明会の開催等、発電事業者が前向きに対応している中、行政が介入することで状況が変化（ややこしくなる）する可能性を考慮された。）
- ・ 1ヵ月程、連絡がなかったため、住民A氏に確認の電話をし、その際は順調に発電事業者との話し合いが進んでいると判断できたため、状況が変化した際に再度連絡いただくことで、「一旦完了」とした。
- ・ しかしながら、その後連絡を受けた際には、最悪な状況となっていた。
- ・ 住民A氏と発電事業者C社の担当者E氏とは継続的にやり取りが行われていたが、C社の代表者F氏が突然、住民A氏に連絡を取り、工事の再開及び裁判にて争う旨を伝えてきたとのこと。
- ・ これは、発電事業者C社の代表者F氏が、運転開始期限が迫り、住民A氏の要望に対応することが困難（時間を要する）と判断したと考えられる。
- ・ B町ガイドラインの届出の不備については対応が完了している。
- ・ B町ガイドラインや『事業計画策定ガイドライン』においても地域住民への説明は「推奨事項」であり、法的拘束力を有していないことと、民×民による裁判を提示された場合、指導や要請が可能なことを住民A氏に伝えた。

指導するにあたっての留意点

- ・ 住民A氏の希望もあり、介入を控えていたが、最終的には民事裁判になる。
- ・ 経過を伺っていた限り、順調に話し合いが行われていたと考えられ、住民A氏も当サポート窓口の対応については、裁判になってしまったことを含め、納得されていた。
- ・ ただ、今後の課題として、地域住民との共生（地域住民への説明、理解）について、法令・条例等の強制力がないことについては、同じような思いをする方がいないよう、検討をしてほしいとのこと。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-5. 地域共生

- 自治体が制定している条例の適用外（余剰売電）であったものの、FIT認定が確認できたため、指導が行えたケース。
- 本件の代行事業者（施工事業者）は、他地域でも別内容のトラブルを起こしているとの情報があったため、同様のトラブルが起きていないかの確認を行う。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	愛知県	発電出力区分(kW)	9.9kW、10.8kW
通報内容	・ 代行事業者から住民に施工に関する通知があったため、住民が認知。 ・ 傾斜から雨が流れ込んでくる地形であり、発電設備の設置により、悪化するのではないかと懸念。		
要望	土砂災害や雨水排水の懸念に対する説明をしてほしい。		

経過①

	対応	ポイント・備考
10/01	・ 中部経済産業局からメールにて受付。 ・ A町環境課からの通報。代行事業者（施工事業者B社）から住民に施工に関する通知があったため、地域住民が認知したとのこと。 ・ 傾斜から雨が流れ込んでくる地形であり、発電設備の設置により、悪化するのではないかと懸念しているとのこと。 ・ 本発電事業は余剰売電事業であり、A町のガイドラインでは余剰売電事業は指導対象の適用外のため、本サポート窓口から指導をしてほしいとのこと。 ・ ガイドラインには、地域との関係構築が記載してあるため、施工事業者B社へ連絡し、説明会の開催を依頼し、了承をいただく。	
	<次ページに続く>	

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-5. 地域共生

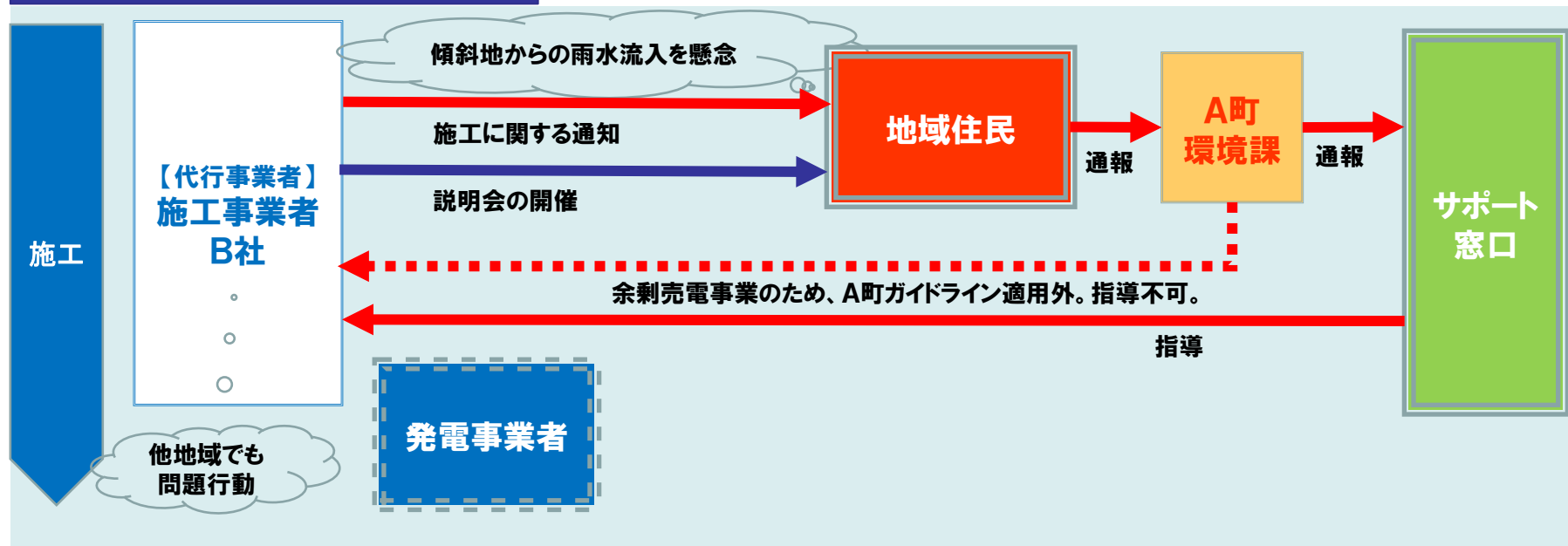
経過②

	対応	ポイント・備考
11/10	- 中部経済産業局様からメールにて受付。 - 施工事業者B社は、地上置き10kWの家庭用発電を大量に設置する等の問題を他地域でも起こしており、地域の地権者から声が挙がっているとのこと。 - A町と連絡を取り、A町付近にも本案件以外に類似した相談などがないか確認してほしいとのこと。	他地域でも問題行動
11/12	- A町環境課に連絡。 - 本案件について、説明会は開催されたが、地域住民は賛成していないとのこと。 - ただし、法令・条例はクリアされており、反対もできないため、静観している状況（行政や本サポート窓口による指導や要請ができない状況）となっている。 - B社に関する類似案件が起こっていないか、A町環境課に確認したところ、C地区において元が田畑のところに営農目的利用（自家消費、余剰発電）で太陽光発電設備の設置工事が行われているとのこと。設置後、設備の下に櫛を栽培し、その監視カメラに発電電力を消費し、余剰分を販売する予定とのこと。 - 今のところ近隣からの苦情などはないが、監視カメラ用の電力としては発電予定電力が大きく、疑問もあるため、A町環境課でも注意しておくとのこと。	

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-5. 地域共生

概要図



関係法令・条例

A町太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン	余剰売電事業はA町ガイドラインの適用外のため指導ができない
事業計画策定ガイドライン	【第2章第1節 企画立案】 2. 地域との関係構築
砂防法	「砂防指定地域外」のため対象とならない
地すべり等防止法	「地滑り防止地域外」のため対象とならない

<次ページに続く>

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-5. 地域共生

指導

- 余剰売電事業がA町ガイドラインの適用対象外であったため、FIT認定の有無を確認し、「あり」と確認が取れたため、『事業計画策定ガイドライン』による「地域住民への説明（推奨事項）」による、住民説明会開催の依頼を行った。
- 説明会は開催されたが、住民が完全には納得していない状況となっている。しかし、施工事業者B社は法令・条例をクリアしており、指導や要請ができる状況ではなく、住民も静観することとしている。
- 施工事業者B社は本事案のような法令・条例を逆の意味で利用するやり方を他地域でも行っているとの情報があったため、A町に確認したところ、C地区において同様のやり方を行っているとのこと。

指導するにあたっての留意点

- 本案件のように、法令・条例を逆の意味で利用するやり方を取られた場合、『事業計画策定ガイドライン』における「地域との関係の構築（推奨事項）」による要請や依頼しか対応方法が無い。
- 地域住民への説明（推奨事項）は、住民がどの程度納得するか等の基準がなく、説明したことを重視する施工事業者と改善されることを望む地域住民との間に齟齬が生まれるため、最終的に民事裁判になってしまうケースが多い。
- 本サポート窓口では、施工事業者と住民による歩み寄りが進むよう、話し合いの場を提供することしかできず、それに注力するしかない。

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-6. 地域共生

- 企画立案段階であり、FIT制度の認可や申請が確認できなかったことから、本サポート窓口に指導の権限が無かったケース。

設備概要・通報情報

発電設備所在地	愛知県	発電出力区分(kW)	—
通報内容	・ 現在、近所で太陽光発電設備の建設が進められようとしている。		
要望	・ 建設を止めることはできないのか。		

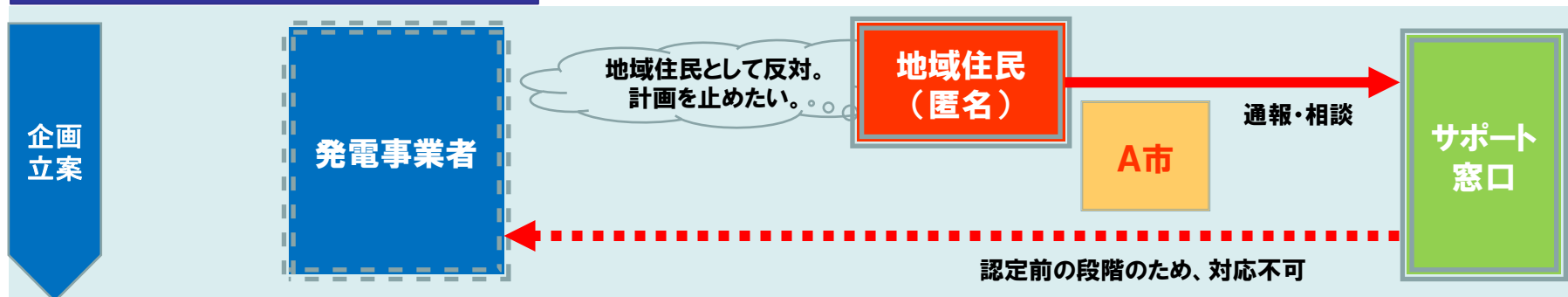
経過

	対応	ポイント・備考
12/11	・ 住民の方（愛知県A市の方、匿名）から電話にて連絡。 ・ 近所で太陽光発電設備を建設する話が挙がっている。地域住民としては反対であり、止めることはできないかとのこと。 ・ 確認したところ、まだ建設を検討している段階で、FIT制度の認定を受けていない状況だったため、当サポート窓口では対応ができないことをお伝え。 ・ ただ、ガイドラインやA市の条例について説明し、設備建設については地域住民の方々の理解が求められる。説明会等の実施を求めていると助言。	・ 建設に反対

6. 具体的な案件事例（ケーススタディ）

6-5-6. 地域共生

概要図



関係法令・条例

事業計画策定ガイドライン	全般
A市景観計画	景観配慮指針との照合
A市まちづくり景観条例	「景観形成地区」指定の有無

指導

- ・ 現在、発電設備計画段階であり、FIT制度の認定前の段階（公表情報等により確認）だったため、本サポート窓口では対応ができないことを伝えた。ただし、『事業計画策定ガイドライン』やA市が制定している再生可能エネルギーについての条例を案内した。

指導するにあたっての留意点

- ・ 本サポート窓口が対応できる状況は、FIT制度の認定を受けていること、FIT制度の認定を受けている設備の敷地内であること等の説明をするとともに、情報（ガイドライン、関連法令・条例等）を紹介することで通報者に対して協力的であること、真摯に対応しようとしていること等、より良い印象を与えることに注力する。

7～10. 資料

7. (資料) FIT制度に関する自治体関係会議

7-1. 「FIT制度に関する自治体関係会議」開催報告

- 「FIT制度に関する自治体関係会議」を以下の要領にて実施した。
- 当日は、自治体関係者等45名の参加があり、FIT制度に関する動向や発電事業者への指導の現状、条例・ガイドライン等の運用状況について情報共有を行うとともに、活発な意見交換が行われた。

●「FIT制度に関する自治体関係会議」議事次第

日時: 令和2年10月28日(水) 13:30~16:00

場所: 名古屋栄ビルディング 12階 大会議室

- ① FIT制度の動向と、発電事業者への指導の現状について【資料4】(13:35~14:15)
＜休憩＞(14:15~14:20)
- ② 条例・ガイドライン等の運用状況について
 - ・愛知県東栄町「再エネ条例の経緯説明」【資料5】(14:20~14:35)
 - ・岐阜県恵那市「恵那市の太陽光発電事業の現状」【資料6】(14:35~14:55)
 - ・三重県四日市市「環境先進都市であり続けるために」【資料7】(14:55~15:10)
- ③ 当面の連携方策について【資料8、9】(15:10~15:20)
＜休憩＞(15:20~15:25)
- ④ その他(意見交換 等) (15:25~15:55)

＜配布資料一覧＞

資料1 議事次第

資料2 出席者名簿

資料3 座席表

資料4 FIT制度の動向と、発電事業者への指導の現状について

資料5 「再エネ条例の経緯説明」東栄町説明資料

資料6 「恵那市の太陽光発電事業の現状」恵那市役所説明資料

資料7 「環境先進都市であり続けるために」四日市市役所説明資料

資料8 当面の連携方策について

資料9 相談窓口開設のご案内



8. (資料) アンケート報告

8-1. 再生可能エネルギーに関わる問合せ対応状況に関するアンケート

- 中部再エネ発電設備地域サポート窓口(FiCcs)に懸念事項やトラブルについて相談のあった東海地域(愛知・岐阜・三重県)の自治体の再生可能エネルギー担当者に対して、下記のとおり実施した。
- アンケートの概要・結果は、以下のとおりである。

(1)実施概要

	概要
実施期間	2021年2月26日～3月12日
対象数	中部再エネ発電設備地域サポート窓口に相談のあった東海地域の再生可能エネルギー担当部署11件
回答数	回答件数:合計11件(回答率:100%)
内容	問1. 再生可能エネルギーに関する問い合わせ状況(内容、年間件数)
	問2. 問い合わせに係る対処法
	問3. 2020年10月28日に開催した「FIT制度に関する自治体関係会議」開催前と開催後で対処法の変化
	問4. 自治体単独での対応が難しい案件の有無。その対処法や要望
	問5. 問4の対応として、指導・勧告等に至った案件の有無と対応状況

8. (資料) アンケート報告

8-1. 再生可能エネルギーに関わる問合せ対応状況に関するアンケート

(2) アンケート結果

Q1. 再生可能エネルギーに関する問い合わせの内容及び年間に寄せられる件数(概算)について記載ください。
また、印象深い案件(なかなか解決できなかった等)がございましたら、ご記入ください。

- 各自治体の案件区分ごとの問い合わせ件数は、平均37.1件となっており、「地域共生」、「その他」案件が多くなっている。
- 「その他」案件は、「現場からの土砂流入」、「事業終了後の発電施設の処理について」、「排水による河川・溜池への影響について」、「風車のNK認証停止」等となっている。
- 「関係法令・条例」については、各法令・条例の担当課に直接問い合わせがされているケースがあり、アンケートを実施した再生可能エネルギー担当課では把握できていないとの回答も4自治体あった。

図表: 案件区分ごとの年間の問い合わせ件数

内容	合計	平均件数	最大件数
1. 柵塀・標識	17	2.1	7
2. 草刈り	28	3.5	10
3. 関係法令、条例（農地転用、砂防法等）	63	7.9	20
4. 地域共生（住民の反対運動等）	83	10.4	30
5. その他	106	13.3	40
全体	297	37.1	52

8. (資料) アンケート報告

8-1. 再生可能エネルギーに関わる問合せ対応状況に関するアンケート

Q2. Q1でお答えいただいた問い合わせに係る対処法(どのような対応をし、解決に向かっているか)について記載ください。

- 自治体が個別に策定した条例に基づいて対処を行っている。
- 住民からの要望に対し、指導権限が無いケースが多く、発電事業者と話し合うことを勧めているが、住民は工事中止を求め、発電事業者は強制力がないこともあってか住民の意見を軽視しており、進展が無い。
- FIT認定前に地域住民へアプローチする仕組みがあれば、解決できていたと感じる案件が多い。

Q3. 2020年10月28日に開催した「FIT制度に関する自治体関係会議」開催前と開催後で対処法に変化はありましたか。

- 特になし。(5件)
- 住民側からの相談窓口として「中部再エネ発電設備地域サポート窓口」も案内するようになった。(5件)
- 市の指導要綱ではFIT認定の申請前の届出を求めていたが、実際には認定後に提出されるケースが多かった。⇒「FIT制度に関する自治体関係会議」開催後は、FIT認定申請時に、国から市へ届出の有無の確認がされるため、高圧案件に限っては、早期の届出提出が促されるようになった。

8. (資料) アンケート報告

8-1. 再生可能エネルギーに関わる問合せ対応状況に関するアンケート

Q4. 再生可能エネルギーに関する問い合わせ等に関して、自治体単独での対応が難しい事項はありませんか。
また、そういった場合、どのような対応をされていますか。ご要望も含めて記載ください。

【対応が困難な案件】

- ・ 事業者からの相談があった際に、周辺地域への事前相談として、自治会への連絡を依頼しているが、「隣接地の所有者等、直接の利害関係者のみへの連絡しかない」と断られるケースがある。こちらからも強制はできないので、お願いだけして事業者の判断に任せているところである。
- ・ 事業者と連絡がつかない案件の対応に苦慮している。
- ・ 事業のための土地造成について、造成途中であるにも関わらず、市の指導に従わず、売電のみ先行して開始された案件がある。
- ・ 連携しても柵塀・標識が設置されていないケースが多い。
- ・ 実質1事業者による10,000㎡を超える大規模案件でも事業が分割され、開発許可案件にかからないケースがしばしば見られる。
- ・ 仲介業者が介在して地元説明を実施する場合、仲介業者の事業に対する認識と責任意識の不足から、トラブルに発展するケースが非常に多い。事業の仕組上、仲介業者に責任を負わせることが難しいと思われるが、事業者には責任をきちんと認識してもらい、不適格な仲介業者に安易に依頼しないように経済産業省に啓発、指導をしてもらいたい。

【対応法や要望】

- ・ 中部経済産業局エネルギー対策課に相談する。
- ・ 中部経済産業局による、FIT認定の取消しも含めた指導を要望したい。
- ・ (説明会等を仲介業者に委任しているケース)事業の仕組み上、仲介業者に責任を負わせることが難しいと思われるが、事業者には責任をきちんと認識してもらい、不適格な仲介業者に安易に依頼しないように中部経済産業局に啓発、指導をしてもらいたい。
- ・ FIT認定をする前提として、地域住民との合意形成を義務とするなどの法による制約が必要だと思う。

8. (資料) アンケート報告

8-1. 再生可能エネルギーに関わる問合せ対応状況に関するアンケート

Q5. Q4の対応として、関係法令や条例、ガイドライン等に基づく指導・勧告等に至った案件はありますか。
また、指導・勧告等後、発電事業者は速やかに対応いたしましたでしょうか。

【行政指導・勧告】・・・行政指導・勧告まで踏み込んだ対応を取った案件は1自治体

- ・ 農地転用の案件で県と市から勧告を行ったものがある。また、勧告後も改善が見られなかったことから県は「再勧告」を行った。

【一般的な指導】

- ・ 仲介業者に指示したところ対応をしなかったため、FITの申請者(事業者)に連絡を取り対応をするように指示したところ、事業者自身がやり取りすることで話が進んだ。
- ・ 苦情等が入れば、現地確認をし、事業者へ口頭で指導している。指導すれば設置されるが、把握していないケースもあるため、柵塀と標識の設置は連携の条件にできないか。
- ・ 大規模開発にかかる影響が懸念されても市は法的根拠のある指導はできない。事業者を分割しているケースでも同時期、一団と捉えられる事業については1事業として認定できないか。また、県の開発担当とも連携して指導できるよう国から指針を出すなど、県へ働きかけることはできないか。
- ・ すぐにやるかどうかは内容による。
 - ✓ 経費のかからないことに対してはすぐにやっている。経費のかかる案件についてはすぐにやらない。
 - ✓ また、隣地との関係が悪化している場合はすぐにやらない。太陽光パネルの位置を隣地境界から下げてほしいとの要望がよくあるが、面積による余裕が無い場合は下げないので隣地と揉めることが多い。
 - ✓ 山奥の斜面で太陽光のフェンスをやる、やらないで揉めるケースもある。太陽光パネルが反射して周辺の温度が上がると言われて、そういったことはないとの説明が業者から隣地住民に十分にできていないことが多い。
 - ✓ 道路への土砂流出や工事車両の無許可駐車など目立つことはわりとすぐに改善する。狭い山の中の道路を重機車両が無理に通行してコンクリート舗装を割ってしまっているが、以前から割れていたのかどうかかわらず業者に道路改修しろといっても完全にはやってくれない。

8. (資料) アンケート報告

8-2. FIT制度に関わる自治体連携に関するアンケート

- 北陸地域(富山県・石川県)の自治体の再生可能エネルギー担当者に対して、下記のとおり実施した。
- アンケートの概要・結果は、以下のとおりである。

(1)実施概要

	概要
実施期間	2021年2月19日～3月8日
対象数	富山県・石川県の自治体の再生可能エネルギー担当部署34件
回答数	回答件数:合計34件(回答率:100%)
内容	問1.「FIT制度に関する関係自治体会議」の開催について
	問2. 再生可能エネルギーに関する条例等の策定状況
	問3. FIT申請時における情報共有希望の有無
	問4. 再生可能エネルギーに関する問い合わせ状況(年間件数、対処方法)
	問5. 問4の対応として、指導・勧告等に至った案件の有無と対応状況

8. (資料) アンケート報告

8-2. FIT制度に関わる自治体連携に関するアンケート

(2) 調査結果

Q1. 現在、東海(愛知県、岐阜県、三重県)地区では、年に1度、管内の自治体担当課が一堂に会する機会として「FIT制度に関する自治体関係会議」を開催しています。北陸2県(富山県、石川県)管内自治体についても、同様の機会を設けることを検討しています。「賛同する」、「賛同できない」のいずれかに○を付けて下さい。また、ご意見等がございましたら記載ください。

- 北陸2県の合計でみると、「賛同する」が76.5%、「賛同できない」が14.7%、「どちらともいえない」が8.8%となっている。
- 北陸では、トラブル等の通報案件がほとんどない状況となっており、FIT制度に対する知見や情報量が少ないといえる。一方で、再生可能エネルギーに対する知見や情報については、今後、必要となってくると考えている自治体がある。そのため、「賛同する」する自治体の要望は、中部経済産業局からの情報提供や先進事例の紹介といった先を見据えた情報収集を要望としており、「賛同できない」とする自治体の理由は、必要性を感じていない、事務等の負担増を懸念している。
- 「どちらともいえない」とする理由としては、現状、トラブル等の通報案件がほとんどない状況で必要性を感じていないが、今後必要になってくる可能性はあるため、必要に応じ検討したいとしている。

図表: 北陸2県における「FIT制度に関する自治体関係会議」の賛同状況

	賛同する	賛同できない	どちらともいえない	合計
富山県	10	2	3	15
	66.7%	13.3%	20.0%	100.0%
石川県	16	3	0	19
	84.2%	15.8%	0.0%	100.0%
北陸2県	26	5	3	34
	76.5%	14.7%	8.8%	100.0%

8. (資料) アンケート報告

8-2. FIT制度に関わる自治体連携に関するアンケート

Q2. 貴自治体において、策定している(予定している)再生可能エネルギーに関する条例等はございますか。
条例等名を記載ください。

- 北陸2県の自治体で再生可能エネルギーに関する条例を策定しているのは、石川県珠洲市(バイオマス)と志賀町の2自治体のみとなっており、今後の予定については、全ての自治体が「予定していない」と回答している。
- トラブル等の通報案件がほとんどない自治体が多く、条例の制定の必要性については現状、必要ないとしていると考えられる。

Q3. 現在、東海(愛知県、岐阜県、三重県)地区では、FIT申請が当局になされたら、すぐに設置される自治体の担当課と情報共有を行う仕組みを構築しています。貴自治体においても同様の取組みを希望しますか。以下のいずれかに○をつけてください。

- 北陸2県の合計でみる、「希望する」が67.6%、「必要ない」が29.4%、「どちらともいえない」が2.9%となっている。
- 「必要ない」とする自治体は、トラブル通報案件数と同様に、FIT認定申請数も少ないため、必要性を感じていないと考えられる。
- 石川県は「希望する」割合が富山県と比べて高くなっている。

図表: FIT認定申請時の取組みに対する希望

	希望する	必要ない	どちらともいえない	合計
富山県	9	5	1	15
	60.0%	33.3%	6.7%	100.0%
石川県	14	5	0	19
	73.7%	26.3%	0.0%	100.0%
北陸2県	23	10	1	34
	67.6%	29.4%	2.9%	100.0%

8. (資料) アンケート報告

8-2. FIT制度に関わる自治体連携に関するアンケート

Q4. 貴自治体に対し、再生可能エネルギー(太陽光等)に関する問い合わせはございますか。

「ある」場合、年間に寄せられる件数(概算)及び内容及びその対処方法(どのような対応をし、解決に向かっているか)について記載ください。

- ・ 北陸2県でみると、再生可能エネルギーに関する年間の問い合わせ数は、「なし」が67.6%と最も高くなっており、問い合わせ自体がない自治体が約7割となっている。「年数件」と合わせると91.1%を占めている。
- ・ 年間50件以上は石川県志賀町で、アセス条例等の有無や関連法令・条例等の窓口についての照会、配慮書案・方法書案に係る意見照会、騒音・振動・悪臭等の規制地域、農振地域、森林計画地域、水道、ため池等の公共施設などの照会、法定外公共物の使用の可能性について事前協議依頼、道路占用に係る事前協議依頼について(占用基準等)国土利用計画法に基づく届出について等、多岐にわたっている。

図表:再生可能エネルギー(太陽光等)に関する問い合わせ数(年間)

	なし	年数件	年10件程度	年50件以上	合計
富山県	11	3	1	0	15
	73.3%	20.0%	6.7%	0.0%	100.0%
石川県	12	5	1	1	19
	63.2%	26.3%	5.3%	5.3%	100.0%
北陸2県	23	8	2	1	34
	67.6%	23.5%	5.9%	2.9%	100.0%

8. (資料) アンケート報告

8-2. FIT制度に関わる自治体連携に関するアンケート

Q5. Q4の対応として、関係法令や条例、ガイドライン等に基づく指導・勧告等に至った案件はありますか。
また、指導・勧告等後、発電事業者は速やかに対応いたしましたでしょうか。

- ・ 北陸2県でみると、指導・勧告等に至った案件は「なし」が94.1%を占めており、富山県では全ての自治体が「なし」としている。
- ・ 「あり」とした自治体では、関係法令・条例違反が3件、地域住民との関係構築不足が1件となっている。

図表：指導・勧告等に至った案件の有無

	あり	なし	合計
富山県	0	15	15
	0.0%	100.0%	100.0%
石川県	2	17	19
	10.5%	89.5%	100.0%
北陸2県	2	32	34
	5.9%	94.1%	100.0%

9. (資料) 中部地域自治体における 太陽光発電に関する条例及びガイドライン一覧

9-1. 愛知県

自治体	条例名	施行日
瀬戸市	瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	令和元年8月16日
春日井市	春日井市生活環境の保全に関する条例	平成22年4月1日
常滑市	常滑市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン	平成31年1月1日
知多郡阿久比町	阿久比町太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン	令和元年11月1日
知多郡東浦町	東浦町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	平成29年10月5日
知多郡南知多町	南知多町太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン	令和元年7月1日
知多郡美浜町	美浜町太陽光発電施設設置に関するガイドライン	平成31年4月1日
知多郡武豊町	武豊町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	令和元年12月1日
新城市	新城市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	平成27年10月23日
田原市	田原市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	平成28年4月1日
北設楽郡東栄町	東栄町における再生可能エネルギー発電設備の設置と生活環境の保全との調和に関する条例	令和2年9月15日

※令和3年3月20日現在

9. (資料) 中部地域自治体における 太陽光発電に関する条例及びガイドライン一覧

9-2. 岐阜県

自治体	条例名	施行日
関市	関市自然環境等と太陽光発電設置との調和に関する条例	令和元年10月1日
関市	関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則	令和元年10月1日
美濃加茂市	美濃加茂市開発事業に関する条例	平成26年12月18日
可児市	可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例	令和2年12月22日
加茂郡白川町	白川町太陽光発電設備設置事業の指導に関する要綱	平成30年4月1日
加茂郡八百津町	八百津町太陽光発電設備設置事業の指導に関する要綱	平成28年7月1日
可児郡御嵩町	御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例	平成29年4月1日
可児郡御嵩町	御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例施行規則	平成29年4月1日
多治見市	多治見市美しい風景づくり条例	平成21年7月1日
中津川市	中津川市太陽光発電設備設置に関する取扱い要綱	平成28年1月1日
中津川市	中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	平成29年4月1日
瑞浪市	瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例	令和2年4月1日
瑞浪市	瑞浪市土地開発事業及び特殊建築物に関する条例	平成13年7月1日
恵那市	恵那市太陽光発電設備に係る開発事業に関する要綱	平成28年4月1日
恵那市	恵那市太陽光発電設備設置に関する条例	平成30年9月28日
土岐市	土岐市太陽光発電設備設置指導要綱	平成27年8月1日
土岐市	土岐市生活環境保全に関する条例	平成24年3月27日改正
土岐市	土岐市土地開発指導要綱	平成25年3月22日改正
高山市	高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例	平成29年4月1日
下呂市	太陽光発電設備に関する下呂市景観ガイドライン	平成29年9月28日

※令和3年3月20日現在

9. (資料) 中部地域自治体における 太陽光発電に関する条例及びガイドライン一覧

9-3. 三重県

自治体	条例名	施行日
三重県	三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン	平成29年7月1日
四日市市	四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン	平成30年4月1日
松阪市	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	平成30年4月1日
名張市	名張市太陽光発電設備の設置に係る手続等に関する条例	令和2年4月1日
鳥羽市	鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と自然環境等の保全との調和に関する条例	平成30年3月27日
熊野市	熊野市小規模太陽光発電設備の設置に関するガイドライン	平成31年1月15日
志摩市	志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例	平成29年7月1日
志摩市	小規模な太陽光発電設備設置事業に関するガイドライン	平成29年12月1日
伊賀市	伊賀市太陽光発電設備設置に関する指導要綱	平成28年4月1日
多気郡大台町	大台町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン	平成29年4月1日
度会郡南伊勢町	南伊勢町自然環境等と再生エネルギー発電事業との調和に関する条例	令和2年3月25日
南牟婁郡御浜町	御浜町太陽光発電設備の設置に関する指導要綱	平成30年11月1日

9-4. 富山県

- ・ 条例・ガイドライン等は策定なし

9-5. 石川県

自治体	条例名	施行日
羽咋郡志賀町	志賀町再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱	令和2年3月10日

※令和3年3月20日現在

10. (資料) 用語の整理

10-1. 関係法令等に関する用語

用語	解説
再エネ特措法(FIT法)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)
再エネ特措法施行規則	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成23年経済産業省令第46号)
FIT制度	「再生可能エネルギー固定価格買取制度」のこと。
電気事業法	「電気事業および電気工作物の保安の確保」について定められている法律。 発電設備の所有者はFIT法の認定有無に関わらず遵守する義務がある。

10-2. 発電設備に関する用語

用語	解説
PCS (パワーコンディショナ)	太陽電池からの直流の電気を交流に変換し、家庭用の電気機器などで利用できるようにするための機械。 また、商用系統との連系運転や自動運転に必要な各種保護・制御機能を備えている。 PCS(Power Conditioning System)。
柵塀	容易に太陽光発電設備の敷地内に立ち入ることが可能であれば、感電やイタズラ等による設備の破損等の恐れがある。このような事態を防ぐため、外部から容易に発電設備に触れることができず、構内に容易に立ち入ることができないよう、発電設備と十分な距離を取った上で、十分な高さの柵塀等を設置することが求められている。また、柵塀等の使用材料については、ロープ等の簡易なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものを用いることとされている。 (柵塀の設置が困難な場合、第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合等、一部柵塀の設置を省略することが認められている。)

10. (資料) 用語の整理

10-3. 地籍等に関する用語

用語	解説
赤線(あかせん)・ 赤道(あかみち)	公図に赤線で表示された地番のない道路(昔の農道)。道路法の適用のない道路。 通常は土地台帳にも登録されていない。 認定外道路(法定外公共物)として国有財産とされている。管理は財務省。
青線(あおせん)・ 青道(あおみち)	公図上に存在するが、地番のない河川または水路である(あった)敷地。 河川法及び下水道法の適用を受けない。 法定外公共用物として国有財産とされている。管理は国土交通省。
一筆(いっぴつ)	一枚の登記用紙に表示されている一個の土地。法務局では、一筆ごとに登記がなされており、土地登記簿において、一個の土地を指す単位を「筆」という。
地番(ちばん)	法務局が定める土地の番号(不動産登記法第35条)。一筆ごとの土地に番号をつけたもの。
住居番号	「住居表示に関する法律」にもとづき、以前は土地の「地番」で定めていた住所をわかりやすくするために各自治体が定めているもの。一定の基準に基づいて順序よく、建物毎に付番してある。

